

# 官報 号外 平成十六年四月一日

○第一百五十九回 会衆議院会議録 第十九号

平成十六年四月一日(木曜日)

議事日程 第十二号  
平成十六年四月一日

午後一時開議

第一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律案(内閣提出)

第三 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 商工会議所法及び商工会法の一部を改正する法律案(内閣提出)

一 国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出)、年金積立金管理運用独立行政法人法案(内閣提出)及び高年齢者等の

平成十六年四月一日 衆議院会議録第十九号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

午後一時二分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

日程第一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

委員長の報告を求めます。環境委員長小沢銳仁君。

○本日の会議に付した案件

日程第一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律案(内閣提出)

日程第三 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 商工会議所法及び商工会法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 廃棄物が地下にある土地の形質の変更による生活環境の保全上のリスクを管理するための制度の創設、廃棄物の特定の処理施設における事故時の措置に関する制度の創設、

硫酸ピッチといった、人の健康または生活環境に係る重大な被害を生ずるおそれがある指定有害廃棄物の不適正処理を直罰で禁止するなど、不法

投棄の撲滅に向けた罰則の強化を行うこと

等あります。

本案は、三月十一日本委員会に付託され、翌二日小池環境大臣から提案理由の説明を聴取し、二十三日質疑を終局いたしました。かくして、去る三月三十日採決いたしました結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、政府一丸となつて循環型社会の実現を期すため、望ましい法体系のあり方等につき検討すること等を内容とする附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(河野洋平君) 採決いたします。  
本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 採決いたします。  
本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔柳本卓治君登壇〕

○柳本卓治君 ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、裁判官及び検察官の能力及び資質の層の向上等を図るため、判事補及び検事が一定期間その官を離れ、弁護士となつてその職務を経験するために必要な措置について定めるものであります。

本案は、去る三月十八日本委員会に付託され、二十六日野沢法務大臣から提案理由の説明を聴取し、三十日質疑を行い、これを終局し、昨三十一日採決を行つた結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

基盤整備機構法の一部を改正する法律案外二案

日程第四 油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案(内閣提出)

〔本号末尾に掲載〕

○議長(河野洋平君) 日程第三、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案、日程第四、油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長赤羽一嘉君。

海濱汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案及び同報告書

その内容は、新たに設立される追加基金に対する被害者の補償請求権等を定めるとともに、タンカー以外の一定の船舶に対しても、油濁損害の賠償や座礁船舶の撤去費用等の支払いを保障する契約の締結を義務づけることなどであります。

両案は、去る三月十九日本委員会に付託され、二十三日石原国土交通大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、三十一日に質疑を行い、質疑終了後、採決いたしました結果、両案はいずれも全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 両案を一括して採決いたしました。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)

〔本号末尾に掲載〕

○議長(河野洋平君) 日程第五、中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律案、日程第六、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律案、日程第七、商工会議所法及び商工會議所法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律案、日程第六、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長根本匠君。

中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律案及び同報告書

中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

商工会議所法及び商工会法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○根本匠君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、中小企業金融公庫法及び独立行政法人中

官 報 (号外)

小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律案につきましては、民間金融機関等による無担保融資の拡大を促すための業務として貸付債権等の証券化を支援する業務を中小企業金融公庫に追加するとともに、中小企業信用保険等の業務を中小企業総合事業団から同公庫に移管する等の措置を講ずるものであります。

次に、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、投資事業有限責任組合が、出資のみならず、出資先企業に対する融資もできるようになります。投資対象の制限を撤廃し、中堅企業などにも幅広く出資ができるよう、所要の措置を講ずるものであります。

次に、商工会議所法及び商工会法の一部を改正する法律案につきましては、商工会議所同士の合併規定を創設するほか、合併が円滑に進むよう商工会議所及び商工会の地区の特例を拡大する等の措置を講ずるものであります。

本委員会においては、去る三月十七日、三法律案に関し中川経済産業大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取した後、同十九日より質疑に入り、昨日質疑を終了いたしました。質疑終了後、討論を行い、中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律案及び中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、それ採決を行った結果、賛成多数をもつて、商工会議所法及び商工会法の一部を改正する法律案につきましては、採決の結果、全会一致をもつて、いずれも原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、三法律案に対しそれぞれ附帯決議が付さ

れました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。

まず、日程第五及び第六の両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第七につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(賛成者起立)

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

● 国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出)、年金積立金管理運用独立行政法人法案(内閣提出)及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(河野洋平君) この際、内閣提出、国民年金法等の一部を改正する法律案、年金積立金管理運用独立行政法人法案及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、厚生年金の保険料率について、趣旨の説明を求めます。厚生労働大臣坂口力君。

〔国務大臣坂口力君登壇〕

○国務大臣(坂口力君) 国民年金法等の一部を改正する法律案、年金積立金管理運用独立行政法人法案及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申上げます。

まず、国民年金法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

我が国は、急速な少子高齢化が進行しております。

制度を将来にわたり搖るぎのない信頼されるものとするべく、社会経済と調和した持続可能な制度を構築し、国民の制度に対する信頼を確保するとともに、多様な生き方及び働き方に対応した制度

とするため、制度全般にわたりその根幹にかかる改革を行うこととした次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、基礎年金の国庫負担割合につきましては、これを二分の一に引き上げることとし、平成十六年度からその引き上げに着手し、平成二十一年度までに完全に引き上げるものとしております。

第二に、国民年金及び厚生年金保険財政につきましては、将来の保険料水準を固定した上で、給付水準を自動的に調整する仕組みを導入することとしております。

第八に、国民年金保険料の収納対策につきましては、所得に応じた多段階免除制度等の納付やすい仕組みを導入するとともに、滞納処分等に關し被保険者に対する調査の規定の整備を行うこととしております。

第五に、在職老齢年金制度につきましては、六十歳代前半の在職者に対する一律二割の支給停止を廃止することとしております。また、一定以上の収入を得ている七十歳以上の在職者につきましては新たに支給調整を行うこととしております。

第六に、育児をする被保険者につきましては、厚生年金保険料の免除措置を子が三歳に達するまでに拡充することとしております。

第七に、厚生年金につきまして、離婚時等において、当事者の保険料納付記録を分割し、厚生年金の給付に反映させる制度を創設すること等としております。

明申し上げます。

第一に、基礎年金の国庫負担割合につきましては、これを二分の一に引き上げることとし、平成十六年度からその引き上げに着手し、平成二十一年度までに完全に引き上げるものとしておりま

す。

第二に、国民年金及び厚生年金保険財政につきましては、将来の保険料水準を固定した上で、給付水準を自動的に調整する仕組みを導入することとしております。

以上のほか、障害基礎年金の受給権者が、六十

五歳以後、老齢厚生年金等を併給することができるとする等の所要の改正を行ふこととしております。

また、厚生年金基金等の企業年金や旧農林共済の特例年金等につきましても、所要の改正を行ふこととしております。

毎年〇・三五四%ずつ引き上げ、平成二十九年度

以降の保険料率を一八・三〇%とする」ととしております。

第四に、今後の年金額の改定につきましては、毎年度、賃金または物価の変動率により行うことと基本とすることとしますが、五年ごとに作成する財政の現況及び見通しにおいて調整の必要があると見込まれる場合には、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第五に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第六に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第七に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第八に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第九に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第十に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第十一に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第十二に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第十三に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第十四に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第十五に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第十六に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第十七に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第十八に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第十九に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第二十に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第二十一に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第二十二に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第二十三に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第二十四に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第二十五に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第二十六に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第二十七に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第二十八に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第二十九に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第三十に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第三十一に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第三十二に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第三十三に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第三十四に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第三十五に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第三十六に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第三十七に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第三十八に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第三十九に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第四十に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第四十一に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第四十二に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第四十三に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第四十四に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第四十五に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第四十六に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第四十七に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第四十八に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第四十九に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第五十に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第五十一に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第五十二に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第五十三に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第五十四に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第五十五に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第五十六に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第五十七に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第五十八に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第五十九に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第六十に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第六十一に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第六十二に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第六十三に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第六十四に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第六十五に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第六十六に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第六十七に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第六十八に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第六十九に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第七十に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第七十一に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第七十二に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第七十三に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第七十四に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第七十五に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第七十六に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第七十七に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第七十八に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第七十九に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第八十に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第八十一に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第八十二に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第八十三に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第八十四に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第八十五に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第八十六に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第八十七に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第八十八に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第八十九に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第九十に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第九十一に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第九十二に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第九十三に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第九十四に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第九十五に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第九十六に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第九十七に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第九十八に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第九十九に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第一百に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第一百一に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第一百二に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第一百三に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第一百四に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第一百五に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第一百六に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第一百七に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第一百八に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第一百九に、今後の年金額の改定につきましては、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとして

次に、年金積立金管理運用独立行政法人法案について申し上げます。

この法律案は、特殊法人等整理合理化計画を実施するため、年金資金運用基金を廃止し、新たに年金積立金管理運用独立行政法人を設立しようとするものであります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、法人は、年金積立金の管理運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、年金事業の運営の安定に資することを目的としております。

第二に、法人に運用委員会を置き、中期計画の審議等を行わせることとしております。

第三に、法人の役職員に対し、職分に応じた注意義務、忠実義務等を課すこととしております。

また、年金資金運用基金において行われていた大規模年金保養基地業務及び融資業務については、平成十七年度限りで廃止することとしております。

最後に、この法律の施行期日は、一部を除き、平成十八年四月一日としております。

次に、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

少子高齢化の急速な進行等を踏まえると、高齢者が、少なくとも年金支給開始年齢までは、意欲と能力のある限り働き続けることができる環境の整備が必要であります。

このため、六十五歳までの雇用の確保、中高年齢者の再就職の促進等の措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申します。

国民年金法等の一部を改正する法律案外二案の趣旨説明に対する能勢和子君の質疑

第一に、六十五歳までの雇用を確保するため、

事業主は、平成二十五年度までに段階的に、定年の引き上げ、継続雇用制度の導入等の措置を講じなければならぬこととしております。この場合、事業主は、労使協定等により継続雇用制度の対象者についての基準を定めることができることとしております。

第二に、解雇等により離職する中高年齢者が希望するときは、事業主は、求職活動支援書を作成し、交付しなければならないこととしております。

第三に、労働者の募集及び採用について、上限年齢を定める事業主は、求職者に対し、その理由を示さなければならないこととしております。

第四に、シルバー人材センターは、届け出により、一般労働者派遣事業を行うことができることとしております。

最後に、この法律は、一部を除き、平成十八年四月一日から施行することとしております。

以上が、これら三法案の趣旨でございます。

皆様方におかれましては、十分に御審議をいただきますようお願い申し上げる次第でござります。（拍手）

国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出）、年金積立金管理運用独立行政法人法案（内閣提出）及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案

（内閣提出）の趣旨説明に対する質疑

○議長（河野洋平君） ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。能勢和子君。

○能勢和子君登壇

私は、自由民主党を代表いたしまして、国民年金法等の一部を改正する法律案等年金三法案について質問いたします。（拍手）

年金制度は、今や、現役世代約七千万人が加入し、約三千万人の受給者に約四十兆円の年金が支給され、高齢者の生活が支えられています。

年金制度は、今日、だれにもあらかじめ正確に予測することのできない将来の生活を保障するか

が、それができないものとなつております。年金制度が急速に進む中であつて、きちんと機能する

よう持続可能なものにしていかなければなりません。

今回、政府・与党が責任を持つて取りまとめた年金制度改革法案は、年金制度の支え手が減り

ていくことが見込まれる中でも、制度がみずから年金制度を支える力と年金給付のバランスをとることのできる仕組みを導入するものであり、これ

自体、非常に大きな改革であります。（拍手）

しかしながら、これに対して野党の皆さんから、抜本改革でない、全く違う仕組みに変えなければ抜本改革ではないと批判を受けています。

（発言する者あり）静かにしてください。

確かに……（発言する者あり）静かにしてください。

この法律案は、年金積立金管理運用独立行政法人を設立するため、年金積立金の管理運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、年金事業の運営の安定に資することを目的としております。

第二に、法人に運用委員会を置き、中期計画の審議等を行わせることとしております。

第三に、法人の役職員に対し、職分に応じた注意義務、忠実義務等を課すこととしております。

また、年金資金運用基金において行われていた大規模年金保養基地業務及び融資業務については、平成十七年度限りで廃止することとしております。

最後に、この法律の施行期日は、一部を除き、平成十八年四月一日としております。

次に、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

少子高齢化の急速な進行等を踏まえると、高齢者が、少なくとも年金支給開始年齢までは、意欲と能力のある限り働き続けることができる環境の整備が必要であります。

このため、六十五歳までの雇用の確保、中高年齢者の再就職の促進等の措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申します。

進行など、年金制度を取り巻く環境の変化を目的にしますと、将来への責任ある対応として、給付と負担の見直しは避けて通れない喫緊の課題であり、改革を先送りすることはできないのではないかと存じます。（拍手）

政府・与党で議論を積み重ねて取りまとめた今回の年金制度改革正法案は、本国会においてぜひとも成立を図ることが、次の課題の議論に移つていなくて、小泉総理のお考へをお伺いいたします。

そして、国民の安心は、年金制度だけでなく、社会保障制度全体が機能して初めて得られるものも成立を図ることが、次の課題の議論に移つていなくて、小泉総理のお考へをお伺いいたします。

回の年金制度改革正法案は、本国会においてぜひとも成立を図ることが、次の課題の議論に移つていなくて、小泉総理のお考へをお伺いいたします。

官 報 (号 外)

え合いの仕組みを受け継いでいくことの大切さは、途切れていなければならないのではないかでしょう。今回の改革で、若い世代に対してどのようなメッセージを送ろうとしているのか、厚生労働大臣にお伺いいたします。(拍手)

次に、今回の年金制度改正の大きな論点は、平成十二年改正法附則に明記された課題である基礎年金国庫負担割合二分の一への引き上げであります。将来の保険料負担が過重になることを避け、必要な五〇%給付水準を維持するためには、この引き上げを行なうことが必要であります。

今回の改正案は、国庫負担割合が二分の一に引き上げられることが前提でつくられており、かつ、引き上げの道筋も示されています。年金制度が将来にわたって期待される機能を果たすためには、税制改革が実行され、必要な財源を確保することが必要であります。これを着実に実行に移していくことについて、総理及び厚生労働大臣の御見解をお伺いいたします。

次に、この改正案では、負担の上限と給付の下限が明確に示され、この範囲の中で年金を支える力と年金の給付のバランスがとられることになります。

公的年金の高齢期の生活の基本的な部分を支える役割にかんがみますと、負担に上限を設けたとはいえ、給付水準はどうなつてもよいということではありません。今回の改正案では、モデル年金の給付水準は現役世代の平均の五〇%を上回る水準を確保することが法律に規定されていますが、早くも見通しが甘く、五〇%の維持は難しいのではないかという指摘がなされています。いかにこの給付水準を、五〇%を確保していくか、厚生労働大臣の御見解をお伺いいたします。

次に、今回の改正では、女性と年金をめぐる諸課題についても検討が行われました。何も変わらず、改革は見送られたなどという批判もありますが、長年の課題であった第三号被保険者問題や離婚等の年金分割について一定の改革が盛り込まれるなど、この課題に対する方向づけが行われたと考えます。

今回の改正案における女性と年金をめぐる諸課題についての考え方と、短時間労働者の厚生年金適用など今後の課題への取り組みについて、厚生労働大臣にお伺いします。

次に、少子高齢化の進展を踏まえ、より多くのお年寄りをより少ない現役世代で支えることを考えますと、年金積立金の運用により運用収入を安全かつ効率的に確保していくことは、年金財政を支える上で非常に重大な役割であります。

年金改革の本体法案が給付と負担の関係を長期にわたって安定的に図るものだとすれば、年金積立金の運用組織についても、今回の法案により将来に向けてしっかりと確立されたものにならなければ、国民の年金制度に対する安心、信頼というものが確保されないとと思います。このため、この年金積立金管理運用独立行政法人法案によって、どのように国民が安心して年金積立金の管理運用をゆだねられる組織となるか、厚生労働大臣から国民にわかりやすい言葉で御説明をお願いいたします。(拍手)

次に、今回の法案は年金積立金の運用組織にかかるものですが、国民にとっては、運用するための組織のあり方もしかりながら、その運用の方針、そのあり方が重大な関心事となっています。

特に、平成二十年度末には財政融資資金から全額年金にお返しいたとき、約百五十兆円という巨

額の資金を運用することとなり、この資金を将来の年金財政を支えるためにいかに安全かつ効率的に運用できるかという点に国民の期待と不安があるかと思います。このため、今後の年金……（発言する者あり）静かにしないと聞こえないでしよう。今後の年金積立金運用の基本的な方針について、厚生労働大臣から具体的な御説明をお願いします。

次に、年金制度が現在直面している最大の懸案は、国民年金保険料の未納問題であります。

国民年金保険料の納付率は低下傾向が続いているが、平成十四年度における国民年金保険料の納付率は……（発言する者あり）

○議長（河野洋平君） 静粛に願います。静粛に願います。

○能勢和子君（続） 六二・八%に低下し、このままでは公的年金制度の将来に影響を及ぼしかねない深刻な問題であります。

○議長（河野洋平君） 能勢和子君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○能勢和子君（続） 厚生労働省においても、国民年金特別対策本部を設置し、未納問題に取り組まれていることですが、この点、今後どのように取り組みを徹底していくつもりか、厚生労働大臣にお願いいたします。（拍手）

次に、私は、将来にわたり安定した、安心できる年金制度を構築する上で、年金制度改革の実現が喫緊の課題になつている現在、国民に理解される改革を進めためには、従来の年金保険料で行われてきた事業についても徹底した見直しが必要であると考えます。

生年金病院といった一百六十五の施設が全国に建設され、平成十四年度の一年間で延べ約四千四百四十万人が利用されています。

これらの施設につきましては、年金の福祉施設をもつとくるべきだという強い声に基づいて整備が進められてきたのは紛れもない事実であります。また、政治の場においても、与野党や地方から福祉還元事業の充実が求められてきました。

他にこうした低廉な料金で利用できる施設が少なかつた時代には、加入者の方々に対し一定の役割を果たしてきたことも事実であります。

しかしながら、時代は大きく変化してきており、今や民間でも似通った機能の施設がつくられるようになり、あえて年金財源を用いてまでこうした施設をつくる必要は薄れてまいりました。少子高齢化がますます進む中で、年金財政が極めて厳しくなっていくという現状を踏まえれば、福祉施設の徹底した見直しは不可欠であります。

そこで、今後、年金福祉施設の見直しについてどのように取り組んでいくつもりか、厚生労働大臣にお伺いします。

次に、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案についてお尋ねします。

少子高齢化の急速な進展により、今後、若年者や働き盛りの世代の人口が大幅に減少し、二〇一五年までには約八百四十万人減少すると見込まれています。今後とも我が国経済社会の活力を……

(発言する者あり)

○議長(河野洋平君) 静粛に願います。

○能勢和子君(続) 維持するためには、高齢者の方々に……

○議長(河野洋平君) 能勢和子君、申し合わせの寺門が過ぎましたから、詰命を急いでござります。

○能勢和子君(続) 長年培つてきた知識と経験を生かしてますます活躍していただくことが必要であります。このことは、年金を初めとする社会保障制度の支え手を確保する観点からも重要であります。

また、厚生年金の支給開始年齢は、段階的に六十五歳まで引き上げられつつあります。このようなことから、我が国の高い就労意欲を有する高齢者が、意欲と能力のある限り、少なくとも年金支給開始年齢まで働き続けることができると環境を整備することは大変重要な課題であり、また、それは高齢者だけでなく、若者も含めた働く人々の将来不安を払拭するために、早急な対応を求められます。

政府として、この問題をどのように認識し、今回の改正案でどのような対応を講じるか、厚生労働大臣にお尋ねします。

以上、社会保障の根幹であります年金制度の改革に政治の果たす責任が大変重要であることを強調し、私の質問を終わります。(拍手)

[内閣総理大臣小泉純一郎君登壇]

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 能勢議員にお答

えいたします。

法案の早期成立の必要性と社会保障制度改革についてのお尋ねであります。

今回の政府提出の年金制度改革改正法案は、従来のように五年ごとに改正するのではなく、長期にわたりて制度が維持できるように、給付の下限と負担の上限を定め、基礎年金の国庫負担割合を三分の一から二分の一に引き上げるとともに、経済情勢や人口構成の変化に応じて給付と負担を自動的に調整する仕組みを定めたものであり、年金制度が高齢者の生活の基本的部分を支えるという役割

を果たすことができるようにするための抜本的な改正であります。(拍手)

少子化、高齢化の急速な進行が見込まれる中で、まず、今回の改正によつて、給付と負担の長期間的な均衡を確保し、安定的な仕組みとすることにより、国民の年金に対する信頼を確保することは、御指摘のとおり先送りのできない課題と考えており、今国会で法案をぜひとも成立させていただきたいと考えております。(拍手)

今般の年金制度改革を基礎として、引き続き、介護制度や医療制度の改革を実施してまいります。その際には、社会保障制度全体を総合的に取り上げ、国民的な開かれた議論のもとに改革を進めていく考えであります。

財源についてのお尋ねですが、基礎年金に対する国庫負担割合の引き上げについては、平成十六年度から引き上げに着手し、所要の安定した財源を確保する税制の改革を行つた上で、平成二十一年度までの間に段階的に二分の一まで引き上げることとしております。

これに伴う税制面の対応については、先般の与党税制改正大綱を踏まえ、社会保障制度全般の見直しや三位一体の改革とあわせ、中長期的視点に立つて税制の抜本的改革に取り組んでいく中で、その具体化を着実に図つてまいります。

残余の質問については、関係大臣から答弁させます。(拍手)

[国務大臣坂口力君登壇]

○国務大臣(坂口力君) 若い世代に対してのメッセージについてのお尋ねがございました。

年金制度は、高齢者のみならず現役世代にとっても生活の安定に重要な役割を果たしておりまして、急速に少子高齢化が進行する中で、高齢者と

現役世代とともに支え合い、譲り合つて、國民生活にかけがえのないこの制度を持続可能なものにしていかなければならないものと考えております。

また、給付水準の五〇%確保についてのお尋ねがございました。

新しい給付水準の自動調整の仕組みによります給付水準の調整は、年金制度を支える被保険者数の減少度合い等に応じて行われるものであります。これによりまして、実際に給付される年金の付の下限を法律上明らかにしまして、急速な少子高齢社会が進行する中で、年金を支える力と給付の均衡をとることのできる仕組みに転換をいたしました。

課題であつた基礎年金の国庫負担割合についでも引き上げの道筋を示しております。この持続可能な制度とするための姿を示したものであり、このことは、若い皆様方にもぜひとも御理解をいただきたいと考えております。

国民年金の財源についてのお尋ねがございました。

基礎年金の費用は高齢化の進展に伴いまして増大していくことから、国庫負担割合の引き上げのための財源につきましては、安定した財源を税制改革により確実なものにすることが重要でございます。

この点、与党税制改正大綱においては、平成十六年度からの年金課税の見直しによる增收分を財源として引き上げに着手をし、平成十七年及び十八年におきましては、いわゆる恒久的減税の縮減・廃止とあわせて、国、地方を通じた個人所得税課税の基本的な見直しを行うこととし、安定的な財源を確保し、適切な水準に引き上げることといたしております。平成十九年度を目途に、年金、医療、介護等の社会保障給付全般に要する費用の見直し等を踏まえまして、消費税を含みます

基本的な税制改革を実現した上で、平成二十一年度までに完全に引き上げることとしたしております。

また、五〇%に近い給付水準まで調整が進むとしても、それまでの間に、次世代支援策や経済の回復、発展に全力を挙げて取り組むことが重要であると考えております。

女性と年金、短時間労働者の厚生年金適用についてのお尋ねがございました。

女性と年金にかかる課題につきましては、一般の年金制度改革案におきましても、個人の生き方、働き方の多様化に対応した年金制度とする観点から、離婚時など必要な場合の第三号被保険者期間の厚生年金の分割などの見直しを行うこととしているところでございます。

また、短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大につきましては、今回の改正案では、五年後を目途に総合的に検討を行い、所要の措置を講じる旨の検討規定を設けたところでございます。

今後、被用者としての年金保障を充実する観点や企業間の負担の公平を図る観点から、短時間労

官 報 (号外)

労者の厚生年金の適用のあり方の見直しにつきまして、短時間労働者が多く就労する企業への影響、短時間労働者の意識、就業の実態及び雇用への影響などを勘案しながら、検討を続けてまいりたいと考えております。

年金積立金の運用組織についてでございますが、今回の改革は、より専門性を徹底した上で、責任体制の明確化を図ることを目的としております。

具体的には、新法人の長に民間から資金運用の専門家を登用すること、新法人に学識経験者から成る運用委員会を置きまして運用方針の検討や運用状況の監視を行うこと、グリーンピア業務や住宅融資業務を廃止いたしまして運用業務に特化すること、資産構成割合、基本ポートフォリオの決定権限を新法人へ移管した上で、業務実績を厳正に評価し、適切に責任を問う仕組みとすること、運用の基本的な方針などにつきまして国民に広く公表することなどを通じまして、専門性の徹底や責任の明確化を図つていきたいと考えております。

年金積立金の運用のあり方につきましてもお話をございましたが、先ほど申し上げましたとおり、年金運用につきましては、国内外の債券、株式等の構成割合いわゆるポートフォリオを決めまして、この構成割合を長期的に維持することによって、安全かつ効率的に運用しているところでございます。

お尋ねの今後の年金積立金運用のあり方につきましては、国内債券を中心としつつ、国内外の株式を一定程度組み入れて運用するという分散投資の考え方に基づきまして、今回の財政再計算時におきます予定運用利回りの見直し、四・〇からおきます。

三・二%に合わせて、今後、具体的な資産運用構成割合につきまして、専門的観点から検討する必要があると考えているところでございます。

国民年金保険料の未納問題につきましてもお話をございました。

具体的には、まず、この制度に対する理解を深めるために、国民の皆さん方に對しまして、年金教育などを徹底したいと考えているところでございます。

未納者に対しましては、個々に催告状の送付、電話や戸別訪問による保険料納付を進めまして、

さらに、コンビニエンスストア等での保険料の収納を開始するなど、より保険料を納付しやすい環境をつくりたいと考えております。

また、こうしたことにおきましてもやはり十分に果たせないというときは、強制徴収も実施してまいりたいと考えているところでございます。

今後の年金の福祉施設に対するお尋ねがございました。

年金の福祉施設につきましては、年金資金を被保険者に福祉還元すべきとの国会附帯決議や審議会の御提言、地域のニーズ等を踏まえて実施されてきたものでございます。

しかしながら、年金制度の厳しい財政状況等を踏まえ、必要な見直しを行うことは当然と考えております。年金財政は、破綻状態と言つても過言ではありません。だからこそ、昨年の総選挙で、私たち

社会の急激な変化とともに、年金制度の根幹が揺らいでいます。五年前、十年前に政府が約束した年金の支払いは、同じく政府の約束した保険料負担などでは到底賄い得なくなり、このままでは少子高齢社会を乗り切ることができなくなっています。年金財政は、破綻状態と言つても過言ではありません。だからこそ、昨年の総選挙で、私たち民主党はもとより、自民党や公明党の皆さんまで、年金の抜本改革を約束したのではないでしょ

うか。(拍手)

この国会で年金の抜本改革を実現するとした自民・公明両党の昨年の政権公約は、こうした総理の発言によつてみずから否定されました。総理の公約軽視は今に始まつたものではありませんが、これほど堂々と公約を破つたことについて、どう

いう責任をとるんでしょうか。またしても、大し



官報 (号外)

一方、今回の政府の改革法案は、どのような制度体系をとったとしても避けられない給付と負担の均衡を図るためにものであり、一元化を考えるとしても、それにつながり得るものがあります。(拍手)

このため、私は、今回の改革法案の成立を図ることとは切り離して、こうした基本的問題についても協議することは有意義であると申し上げたところであります。こうした考え方が詐欺的との批判は全く当たらない。

民主党も批判するばかりでなく、給付水準など具体的な内容を伴った対案を早くお出しいただきたい。その上で、政府としては、国会審議の過程で議論をさせていただきたいと考えております。(拍手)

今回の年金制度改革法案と課題についてでございますが、御質問では数字のつじつま合わせと批判されておりますが、年金制度においては、給付と負担の均衡を図ることは本質的な課題であります。こうした点を含め、さまざまな課題に正面から取り組んだ今回の改革は、抜本的な改正であると考えております。

すなわち、今回の改正案では、世代間の公平を図る観点から、既に年金を受給している者にも給付調整をお願いし、若い世代とともに制度を支え合つて持続可能な仕組みの構築に協力いただくこととし、年金資金の運用体制を見直すとともに、あわせて年金の福祉施設について、年金制度の厳しい財政状況や与党合意等を真摯に受けとめ、例外なくこれを整理することとし、多様な生き方、働き方の選択に対応できる仕組みとするため、在職老齢年金制度の改正や、第三号被保険者制度において、離婚した場合などに厚生年金の分割がで

きる新たな仕組みを導入するなど、諸課題への対応策を講じることとしているところであります。

年金制度改革案の前提とした出生率及び経済前提についてでございますが、今回用いている人口推計は、出生率の低下の主要因である晩婚化に加え、結婚した夫婦の出生力が低下しているという新たに判明した要因も加えて、前回の推計を見直したものであります。また、物価、賃金、運用利回りなどの経済前提は、労働力人口の見込み、最近の実績等を勘案して設定したものであります。

以前の年金改正の際に前提とした出生率等については、予測しがたい社会状況の変化により実際には低位に推移したことは事実ですが、今回の改正案の前提とした出生率及び経済前提について

は、現時点において判明している事実や傾向をできる限り反映させたところであります。

残余の質問については、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔國務大臣坂口力君登壇〕

○國務大臣(坂口力君) 枝野議員にお答えを申し上げたいと思います。

公的年金制度の一元化についてのお尋ねがございました。

御承知のとおり、公的年金制度の一元化につきましては、昭和六十年の改正におきまして、基礎年金制度の創設によりまして、一階部分については全国民共通の一元化した給付の仕組みが創設されましたところでございます。

その他におきましても、サラリーマンについて

の報酬比例部分につきまして、厚生年金と幾つかの共済年金制度に分立していることにつきました

て、一元化を図っていくことが課題として残さ

れ、順次進められてきたところでございます。

一方、自営業の方も含めた一元化した制度を考えいく上では、例えば、自営業者についても

二階部分の年金をつくって、それを含めて一元化した制度をつくつていこうというお話をだろうといふうに思います。このようないい議論は比較的近起こつてきたものと考えております。

そのような一元化を実現する場合には、保険料賦課のもととなります所得について、いかに共通で公平な把握をしていくかなどの税制との関係、国民健康保険など他の社会保障との関係、自営業者の保険料につきましては事業主負担をどう考えるのかといったようなことにつきまして、今後具体的に検討する課題であると思つております。

これらの問題を、総理が御指摘のように、二年かけて議論をし、そして結論を出すというふうに御指摘でございますが、それは私たちもそうすべきであるというふうに思つております。腰を据えて議論をすべき課題であると考えているところでございます。

法案と政権公約との関係でござりますが、総理からもお答えのあつたところでございますけれども、従来のように五年ごとに改正するのではなくて、長期にわたつて制度が維持できるように、給付の下限と負担の上限を定めて、基礎年金の国庫負担割合を三分の一から二分の一に引き上げることと、そして、経済情勢や人口構成の変化に応じて、給付と負担を自動的に調整する仕組みを定めたものであります。

将来の負担の上限と給付の下限を明らかにしまして、年金を支える力と給付の均衡をとることのできる仕組みとしまして、少子高齢化が進行する中で、将来にわたつて持続可能な制度の姿を明らかにしましたほか、既に年金を受給している者にも給付調整をお願いし、若い世代とともに制度を支え合つて持続可能な仕組みの構築に協力していくことができるよう、持続可能な制度の姿を示したことによってあります。こうしたことによつて、私たちの政権公約は達成されているものと考えているところでございます。

多様な生き方、働き方の選択に対応できる仕組みとするために、第三号被保険者制度に関しては、サラリーマンの負担する保険料は事業主婦

今回の年金制度改革案が抜本改革と言えるのかというお尋ねでございましたが、年金の給付と負担の均衡を図ります上からその見直しを図つてくことは、公的年金制度において本質的な課題でありまして、これはどのような制度体系をとつても必要なものでございます。

五年ごとに給付と負担を見直すのではなくて、将来の負担の上限と給付の下限を法律で明らかにし、急速な少子高齢化が進行する中で、年金を支える力と給付の均衡をとることができるように仕組みに転換をしたわけでございます。課題でありましたつけたところでございます。

年金制度が将来にわたつて高齢者の生活の基本的部力を支えるという役割を果たすことができる持続可能な制度となるようにするための根幹にかかる大きな改革であります。基礎年金の国庫負担割合につきまして、道筋をつけたところでございます。

今回の改正案における諸課題への取り組みにつきましても御質問がございましたので、若干触れさせていただきたいと思います。

将来の負担の上限と給付の下限を明らかにして、年金を支える力と給付の均衡をとることのできる仕組みとしまして、少子高齢化が進行する中で、将来にわたつて持続可能な制度の姿を明らかにしましたほか、既に年金を受給している者にも給付調整をお願いし、若い世代とともに制度を支え合つて持続可能な仕組みの構築に協力していくことができるよう、持続可能な制度の姿を示すこととしたわけでございます。

多様な生き方、働き方の選択に対応できる仕組みとするために、第三号被保険者制度に関しては、サラリーマンの負担する保険料は事業主婦

国民年金法等の一部を改正する法律案外二案の趣旨説明に対する枝野幸男君の質疑

1

も共有して負担しているものであるという基本的認識を明らかにし、離婚した場合などには厚生年金の分割ができる新たな仕組みも導入したところでございます。

また、年金の積立金につきましては、運用の専門性を徹底し、責任の明確化を図る観点から、年金資金運用基金を廃止した上で、運用の専門機関である独立行政法人を設立することとしたこと等、新たな制度を幾つか導入したところでござります。

以上、御答弁を申し上げた次第でござります。

○議長(河野洋平君) 枝野幸男君から再質疑の申出がありますから、これを許します。枝野幸男君。

○枝野幸男君 坂口厚生労働大臣から一元化的話も検討するという御答弁がございまして、公明党は五十年、百年安心とおっしゃつていてましたから、坂口厚生大臣は否定されるのかなと思つていたんですが、肯定をされましたのでほつといたしました。公明党の皆さんも五十年、百年もたないということを認識していらっしゃるんだなどといふ

ことが確認をできたと思つております。(拍手)  
その上で、総理にお尋ねをいたしますが、総理  
はその給付の下限、負担の上限を決めたとおつ  
しやいますが、一元化を議論して一元化をする、  
あるいはそういう方向に向かつていったとした  
ら、この給付の下限と負担の上限はそのままいく  
はずないじやないです。

今国民年金をもらっている方々と今厚生年金をもらっている方々を一元化したとき、今の給付の下限と負担の上限というのは、厚生年金の皆さん

を前提として計算をして、政府案の負担の上限で給付の下限、何とかつじつま合わせをしているんです。ここに国民年金層の人が入って一緒になります。たときに、では、本当に政府案の負担の上限で給付の下限までちゃんと支給ができるのかなんということは、その部分の所得把握とかをしつかりしなければ、計算のしようがないじゃないですか。(拍手)計算のしようがないことを今先に決めておいたって、意味がないじゃないですか。

総理、それについて正面からお答えください。

なお、再々質問の余地があることをあらかじめ申し上げておきます。(拍手)

○内閣総理大臣（小泉純一郎君） 既に答弁したところであります。再度の御質問でありますから、再度答弁いたします。

○内閣総理大臣（小泉純一郎君答撃）

私の一元化の発言と今回の年金改革法案、矛盾

するものではございません。一元化の議論は前か

ら出てきた議論であり、今回の政府の改革法案は、どのような制度体系をとったとしても避けられない、給付と負担の均衡を図るためにものであり、一元化を考えるとしても、それにつながり得るものであります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 枝野幸男君からさらに再質疑の申し出があります。残りの時間がわずかでありますから、ごく簡単に願います。枝野幸男君。

〔板野幸男君登壇〕  
○枝野幸男君 賢明な總理のことですから、おわ  
かりになつてお答えになつてゐるのかもしけませ  
んが、私は、總理にはぐらかされるような質問は  
していません。見解の相違だなんて逃げられるよ  
うな質問をしているつもりは全くありません。ま  
さに總理がお答えになつたように、今回の制度が

す。  
一元化の話につながっていくのか、両立し得るのか  
かということをちゃんと具体的にお尋ねしていま

すないんですから。したがって、ものすごい低い層に偏つていれば、それは給付の下限はとても賄い得なくなるだなんというのは、これは中学生でやる数学でもすぐわかる話ですよ。(拍手)

その部分のところをどう認識をされているのかということを私はお尋ねしているのであって、一元化ということは、だれがおつしやったんじやないですよ。総理自身がテレビの前で全国民の皆さんに向かって、先ほど一、二年だなんておつしやつっていましたけれども、テレビでは一年とおつしやつていましたよね。一年で結論を出すんだから、それぐらいのことは想定してやっているんじゃないですか。

もしそうしたデータをあおむけにたら出していただきたいですが、果たして、所得分布も把握していないのに、どうして負担の上限と給付の下限を決められるのか。一元化をした瞬間に、今幾ら決めたって、一元化して、調査をして、その時点できちんと算出された数字に基づいてもう一回計算しなきゃならない。この当たり前のことに気づいていないくて今みたいな答弁をされているのか、それとも、気づいていらっしゃるんだつたら、どういうふうにこの矛盾を説明されるのか。

きちっと具体的に、そんな細かいことは委員会でやるだなんて逃げないでくださいね。総理自身が、総理自身がテレビで全国民に向かってお話しされたから私は聞いているのであつて、きちんと説明ができないれば、到底審議に値しないということを申し上げておきたいというふうに思いました。

ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣小泉純一郎君登壇〕

○内閣総理大臣(小泉純一郎君)　再度の御質問で

ありますから、再度答弁いたします。

今回の年金改革法案が成立して、制度の一元化の議論を大いにしたいというなら、我々喜んでいたします。

今回の年金改革法案と制度の一元化の議論は、全く矛盾するものではありません。国民年金、厚生年金、共済年金、制度が違う。これについては、じつくり対案を出すから協議してほしいといふならば、政府としても十分真剣に受けとめてまいります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 古川元久君。

〔古川元久君登壇〕

○古川元久君 民主党の古川元久でございます。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、たゞいま議題となりました政府提出のいわば年金不信拡大法案とでも言うべき年金関連法案に対し、質問いたします。

なお、私も、政府の答弁が不十分な場合には、与えられた時間の範囲内で、さらに議論を深めるために再質問させていただく可能性があることをあらかじめ申し添えます。(拍手)

まず最初に、私の質問に入る前に、今の枝野議員に対する小泉総理の答弁に対して一言申し述べたいと思います。

総理は、現行制度の延長線上の今の中のそうした改革案が、一元化された新しい年金制度とあたかも整合性がとれるような、そういう発想をしておられるようですが、制度を一元化するということは現行制度に竹を接ぐようなものではないわけであります。全く新しい制度をつくるわけでありますから、そもそも、こうした一元化された制度と現行のこの制度の延長線上に

立った政府案が両立することはあり得ないといふことをまず最初に申し述べたいと思います。

(拍手)

そして最初に、先日東京地裁で出されました、学生無年金障害者に対し救済措置が講じられなきましたことを違憲とした判決に關して質問いたしました。

まず政府は、この判決を尊重し、控訴を断念すべきだと考えますが、總理、いかがでしょうか。(拍手)

この無年金障害者問題については、年金の制度

改革が議論されるたびに常に大きな論点となりながら、抜本的な解決策が示されることなく放置されてしまいました。今回の判決は、こうした私たち立法府、政府の姿勢に対し、司法から厳しい指摘がされたものと謙虚に受けとめなければなりません。したがって、政府は控訴を断念するとともに、直ちに無年金障害者問題に対し抜本的な措置を講ずるべきであります。(拍手)

昨日開かれました無年金障害者問題を考える議員連盟においても、控訴の断念を求めるとともに、無年金障害者に対して、今国会において法的な措置を講じ、障害年金を支給することが緊急に決議されました。この議連には百四十八名もの議員が参加をしており、その中には与党も、自由民主党四十五名、公明党十名が参加しています。政

の不信が解消されるとお考えなのか、總理の本音をお伺いいたします。(拍手)

そもそも、国民感情としてどうしても許せない

のは、これまでの国会審議や私たちの調査で次々

と明るみになってきた、本来年金給付に充てられ

るはずの私たちが納めた年金保険料が、余りにも

ずさんかつ無責任に使われてきたことであります。(拍手)

この無年金障害者問題に象徴されるように、現

行の年金制度は余りにも多くの問題を抱え過ぎて

います。政府案のよう現行制度の維持を前提と

した改革案では、こうした制度の持つ矛盾や不

平がますます拡大し、年金制度に対する国民の不

信感はますます高まります。私が今回の政府案を

年金不信拡大法案と称するのは、そのためであり

ます。(拍手)

今求められている抜本的年金改革とは、国民の

間に蔓延している年金不信を払拭する改革です。

今求められている抜本的年金改革とは、国民の

間に蔓延している年金不信を払拭する改革です。

事態に立ち至っている、速やかに実態調査をして、これらの人たちへの対応を開始しなければならないと述べておられます。今こそ、その対応を開始すべきときではないでしょうか。(拍手)

私は、議連の考え方沿って、まず、年金制度上欠陥の割合の高い、在日外国人、在外邦人、学生、主婦の四類型を優先し、年金制度の枠内で、障害基礎年金水準にできる限り近い給付水準を設定する形でこの問題の解決を図るべきだと考えます。總理及び厚生労働大臣の見解はいかがでしようか。(拍手)

このように考えますと、実は、この無年金障害者問題に対してどのような解決策を示すかは、年金制度そのものに大きな影響を与えるものであり、法案の中身に含まれてかかるべきものであります。かかるに、政府案には全く無年金障害者問題への対応は含まれておらず、このままの法案で審議を進めれば、後から論理的整合性を欠くことにもなりかねません。したがって、この点をもつても、本法案は一度撤回し、この問題に対する解決策をきちんと示した上で出し直すしかないと考えますが、いかがでしょうか。總理の見解を伺います。(拍手)

この無年金障害者問題に象徴されるように、現行の年金制度は余りにも多くの問題を抱え過ぎて

います。政府案のよう現行制度の維持を前提と

した改革案では、こうした制度の持つ矛盾や不

平がますます拡大し、年金制度に対する国民の不

信感はますます高まります。私が今回の政府案を

年金不信拡大法案と称るのは、そのためであり

ます。(拍手)

グリーンピアに象徴される年金福祉施設はもと

より、さきの年金掛金ビルはね継続法審議で明ら

かになつた事務費への年金保険料の流用、そし

て、コンピューター経費まで福祉という名のもと

に年金保険料を使うことを可能にしてきた厚生年

金法第七十九条等の、我が党の長妻議員いわく何

でも福祉法の存在など、調べれば調べるほど、あ

きた年金保険料の使い方が明らかになつてしま

りました。また、株式市場や債券市場での年金積立金の運用でも巨額な含み損を出しています。にもかかわらず、これまでだれも何の責任もとつてないものであります。

総理、一体、この運用、運用損の責任は、だれがどのように負うのでありますか。抜本改革と言つてならば、まずはこの点について、責任と今後の方策を明確にしてけじめをつけるところから始めるべきだと思いますが、いかがでしようか。

(拍手)

政府・与党は、今回の法案の最大の売りは、保険料水準を固定し、厚生年金の給付水準は現役世代の収入の50%を上回ることを保障するところだと言つています。しかし、これが実現されるのは、これから十四年後、二〇一七年度以降の話です。果たして十四年後、この約束は本当に守られるのでしょうか。

これまで政府は、年金改正のたびに、負担増と給付減を国民にお願いしつつ、もうこれで大丈夫、大船に乗った気でいてくださいと、国民を安心させて欺いてきました。ところが、次の年金改正のときになると、済みません、人口推計などの推計が予想と違いました、このままだとの船は沈んでしまいますから新しい船に乗りかえてください、今度の船こそ大丈夫ですと言つて、新たな負担増と給付減を繰り返してきたのであります。この繰り返しが、制度に対する国民の不信を増幅させた最大の原因であります。(拍手)

総理、そして坂口大臣、今度の船はこれまでの船と違つて、将来六があいて沈むことはないと、ここで国民に誓えますか。誓えるとすれば、それはどうしてですか。明確にお答えをいただきたいと思います。(拍手)

また、そもそも、保険料を固定することと給付水準を保障することとは両立し得ないはずです。

入り口の保険料水準を固定しながら、出口の給付水準も保障するのは、どう考へても論理的にあり得ないと思うのですが、総理の明確な御説明を求めたいと思います。

この法案で国民にとって唯一確定することは、これから十四年間にわたって、保険料が毎年上がり続けるということだけであります。

今後十四年間に及ぶ保険料引き上げは、我が国

経済、そして雇用に大きなマイナスの影響を与えるでしょう。保険料引き上げによる国民全体の毎年の保険料負担増は、一兆円から一兆二千億円に及ぶと言われています。好不況に関係なく、毎年これだけの負担増を日本経済は受け入れることができるのでしようか。

保険料の引き上げは、厚生年金において、その半分を負担する企業の雇用や賃金体系にも大きな影響を与えます。保険料負担の継続的な引き上げは、賃下げやリストラ等、企業が社会保険料負担を回避する動きをますます加速させるでしよう。企業は新規採用を控え、中途採用も一段と厳しくなるはずです。そうなれば、年金の支え手である若者が、雇用機会そのものを奪われてしまう状況が起きてしまします。また、運よく働く場所を見つけられても、多くは低賃金に甘んじなければならぬでしよう。

そうなれば、年金保険料を引き上げても、年金保険料の収入総額が政府が予想するようにふえるとは思えません。政府は、こうした保険料引き上げが経済や雇用に及ぼす影響をどのように分析しているのでしょうか。そして、政府の年金財政の将来収支見通しは、こうした影響を踏まえたもの

となつてゐるのでしょうか。総理と厚生労働大臣の正確な答弁を求めます。(拍手)

以上、政府案の問題点のほんの一部分を指摘させていただきましたが、問いただしたい点はまだまだ数限りなくあります。にもかかわらず、これをもつて抜本改革案と称するとは、まことに笑止せんから年金制度に対する国民の不信の連鎖を引き起こしているのです。

これに対しても私たち民主党は、早くから、年金制度に対する国民の信頼回復のために、現行制度にかわる新しい年金制度を構築するしかないと考えてきました。私たちは、すべての人が一つの制度のもと、すべての人にとって負担と給付の関係が明確で、すべての人に最低保障がある、そんな新しい年金制度を構想しています。

新しい年金制度の創設のためには、幾つかの大きなハードルを越えていかなければなりません。しかし、眞の抜本改革とは、こうしたハードルを高過ぎるから跳べないとあきらめるのではなく、高くとも跳ぶという決意を決めて乗り越えることではないでしょうか。私は、新しい年金制度の創設は、できる、できないの問題ではなく、やる、やらないという意志の問題だと思います。そして、私たち政治家の役割は、まさにそうした決意を持つて困難な課題を解決することにあるはずであります。(拍手)

その意味で、今回、司法から突きつけられた無年金障害者に対する立法不作為という指摘は、立法府に籍を置く者として、私たちは極めて重く受け止めなければなりません。

撤回した上で、この問題に対する明確な解決策を示し、年金制度の一元化のみでなく、それをも含んだ法案を再提出すべきであります。それこそ、さきの総選挙で二〇〇四年の年金抜本改革を政権公約として出した小泉総理の最低限の国民への約束履行であります。それくしては、この法案は、このように、この問題は、福祉的問題もあるため、今回の年金改革法案には織り込まなかつたところであります。

しかしながら、この問題につきましては、裁判の判決の控訴の問題とは切り離して検討する必要があると考へており、現在、与党においても議論が行われていることから、これらを踏まえ、問題の解決に向けて適切に対応してまいります。

今回の改正により、空洞化問題など、年金制度

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇)

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 古川議員にお答

えいたします。

無年金障害者問題の裁判の控訴とその対策、及びこの問題と今回の法案との関係についてございますが、東京地裁の判決への控訴については、現在、厚生労働大臣を中心に行十分検討しているところであり、その結論を得るのにもうしばらく時間が必要であります。

一方、これまで年金制度へ加入していない障害者等の方々への対応の問題については、障害者基本計画においても、「拠出制の年金制度をはじめとする既存制度との整合性などの問題に留意しつつ、福祉的観点からの措置で対応することも含め、幅広い観点から検討する。」とされ、厚生労働省において検討してきているところであります。

このように、この問題は、福祉的問題もあるため、今回の年金改革法案には織り込まなかつたところであります。

しかししながら、この問題につきましては、裁判の判決の控訴の問題とは切り離して検討する必要があると考へており、現在、与党においても議論が行われていることから、これらを踏まえ、問題の解決に向けて適切に対応してまいります。

今回の改正により、空洞化問題など、年金制度

に対する不信が解消されるかどうか、今までの改正と何が異なるのかについてでございます。

公的年金制度は、高齢期の生活の基本的な部分を支えるものとして国民生活に不可欠な存在であり、公的年金に対する国民の信頼を確保していくためには、給付と負担を中心見直しを行い、年金制度が少子高齢化が進行する中でもその役割を果たし続けていくことができるよう、持続可能な制度の姿を明らかにすることが重要であります。

このため、本国会に提出した年金制度改革案においては、これまでの五年ごとに改正するではなく、将来の保険料の上限と給付水準の下限を明らかにし、急速な少子高齢化が進行する中で、年金を支える力と給付の均衡をとることでの仕組みに転換し、さらに、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引き上げの道筋も明らかにするなど、国民の信頼を得るべく、給付と負担についての長期的均衡を確保する制度の姿を明らかにしたところであり、今回の法案は、これまでの改正とは大きく異なる抜本的な改正と考えております。

また、未納等の問題についても、強制徴収を含めた徹底した収納対策を実施するとともに、今回

の改正法案においても、多段階免除や若年の納付特例制度を導入し、今後、保険料負担が増加する中においてできる限り保険料を認めやすいものとするなど、制度的にも対応を図っているところであります。

年金保険料及び年金積立金の運用でございますが、年金福祉施設等の年金給付以外の支出については、年金制度の厳しい財政状況等を踏まえ、年金福祉施設については今後保険料を投入しないこととするなど、徹底した見直しを進めることとし

ています。しかしながら、こうした事業は、年金資金を福祉還元に使うべきとの各方面の声を反映し、予算の国会承認も得て、地元の要請等も踏まえつつ行われてきたものであり、関係者の責任を問うことは困難であると考えております。

年金積立金の運用については、現時点で評価損が生じることは事実ですが、長期的な観点から、安全かつ効率的に行なうことが重要であると認識しております、一時点のみをとらえて評価することは適切ではないと考えております。

いすれにせよ、現行の運用のあり方については、これを見直し、専門性の徹底や責任の明確化の観点から、新たに設立する独立行政法人において運用することとしているところであります。

保険料水準の固定と給付水準の50%保障でございますが、今回の年金制度改革案では、将来の現役世代の負担が過大とならないようにするため、保険料の上限を一八・三%と固定するとともに、公的年金としてのふさわしい給付水準の下限を、平均的な賃金で働いてきた被用者の専業主婦世帯の年金で見て五〇%と設定したところであります。

これらの水準は、最近の傾向等を踏まえて設定した出生率や経済状況を前提としたものであり、その実現は可能と考えておりますが、今後とも、次世代支援対策や持続的な経済成長の実現に全力

を挙げて取り組むことが重要と考えております。保険料の引き上げが経済や雇用に及ぼす影響についてでございます。

保険料の引き上げによって、保険料を引き上げない場合に比べて企業や個人の負担は大きくなっていますが、企業にとっても、年金等の保険料負担は、労働者の老後の不安等を解消することで、活

力ある経済活動の基盤となること、保険料を引き上げない場合、かなり大幅な給付の抑制が必要となるが、その場合の高齢者の消費に与える影響や現役世代の老親扶養負担が増加することなども合わせて総合的に考える必要があり、今回の改正案は、これらを踏まえたものとなっております。

総じて、西欧諸国においては、我が国よりも高い年金保険料負担となっております。我が国も、将来の過重な負担は避けなければなりませんが、高齢化する社会でも国民が安心して暮らすための負担は必要であり、将来に向けて経済が発展していく中での負担増であることは御理解いただきたいと考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣坂口力君登壇)

○國務大臣(坂口力君) 古川議員にお答えを申し上げたいと存じます。

まず、無年金障害者につきましてのお尋ねがございました。

平成十四年の七月にも私の試案を発表させていたいたいたところでございまして、本年二月の与党合意におきましても、「その生活実態を踏まえた福祉措置の在り方にについてさらに検討し、必要な財源の在り方とともに速やかに結論を得る」というふうにされているところでございます。

そのような中で、年金を受給していない障害者に対する年金の水準を定めておりま

す。これについては、年金制度の枠内での、御指摘のように障害基礎年金の水準に近い水準の給付を行うということは、保険料の負担を前提としています。社会保障制度の枠内に問題としている給付を行なうという社会保険制度の枠内にあります。これができるのかという御指摘もあるわけでございます。

しかし、もし万が一、この合計特殊出生率が一・一というままで推移いたしますと、二〇五〇年には、現在よりも人口が三千五百万人減少することになり、九千二百万になってしまいます。

そして、そのまままた五十年経過するということになりますと、その五十年の間に、その人口がまた半分になりますと、四千六百万人減少し、二一

〇〇年には、日本の人口は四千六百万人になると  
いう計算になってしまいます。それは、年金が崩  
壊することではなくて、日本社会が崩壊するこ  
とに結びつくと私は思っております。

したがいまして、これからの政府の一番中心に  
なります政策は、こうしたことを中心にして政策  
を立ていかなければならないというふうに思う  
次第でございます。

最後に、保険料の引き上げが経済や雇用に及ぼ  
す影響につきまして御質問がございました。  
先ほど、総理からも御答弁のあつたところでござ  
いますが、もし仮にこの保険料が小さくなつて  
いくということになりますと、現在四十兆円の年  
金が出てるわけでございますから、この年金の  
額そのものも小さくしていくことになれば、これは経済に与える影響がまた大きいわけで  
ござりますので、双方を見て考えていかなければ  
なりません。

したがいまして、保険料の引き上げが全然影響  
しないということを私は申し上げるつもりはござ  
いませんけれども、年金を小さくすれば、それは  
それではまた影響が大きくなるということを考え  
て、ここは双方を見ながら、しかし、譲り合つて  
ころは譲り合つて前進をする以外にないといふこ  
とを申し上げたところでございます。(拍手)  
○議長(河野洋平君) 古川元久君から再質疑の申  
し出がありますが、残り時間がわずかであります  
から、ごく簡単に願います。古川元久君。

〔古川元久君登壇〕

○古川元久君 先ほど、総理は、この無年金障害  
者問題について、福祉的要素もあるというふうに  
答えられました。ということは、この無年金障害  
者問題を解決するには、年金制度としての問題も  
考えなければいけないということを含んでおられ

るというふうに考えてよろしいのでしょうか。そ  
うであれば、この問題については、この年金制度  
改革の本体の法案の中に含まれるべきではないで  
しょうか。もう一度、正確な御答弁をいただきた  
いと思います。(拍手)

そしてまた、負担と給付の関係、保険料率を固  
定し、そして給付も五〇%を約束する、それは前  
提が守られればというお話でありますけれど、  
も、今の坂口厚生大臣の話を聞いておりますと、  
この政府がしている試算は、見通しではなく願望  
に基づいた数字であるということが明らかになり  
ました。この見通しと願望とは明らかに違うわけ  
であります。願望に基づいた、そうした見通し  
の甘い、極めて恣意的な数字をつくって、それを  
もつて保険料率とそして給付水準両方があたかも  
保障されるような、そうした錯覚を国民に与える  
ものだと言わざるを得ません。(拍手)

この点について小泉総理にお伺いいたします  
が、前提が崩れれば、この願望が実現できなけれ  
ば、保険料率の固定とそして給付水準の保障、そ  
の両方というものは、これは両立し得ない、その  
ことをお認めになるかどうか、はつきりとしている  
ただきたいと思います。

以上です。(拍手)

〔内閣総理大臣小泉純一郎君登壇〕

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 再度の質問です  
から、再度答弁いたします。

無年金の問題については、現在、与党において  
議論が行われ、これらの点も踏まえまして、問題  
の解決に向けて適切に対応してまいります。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長(中野寛成君) 大口善徳君。

〔大口善徳君登壇〕

○大口善徳君 私は、公明党を代表して、ただ  
ま議題となりました内閣提出の国民年金法等の一  
部を改正する法律案等の年金改革関連三法案につ  
きまして、小泉総理並びに関係大臣に質問をいた  
します。(拍手)

公的年金制度は、持続可能な社会保障制度の根  
幹であり、私たちが生涯の生活設計を行う上で、  
既に所与のものとして老後の生活に欠かすことの  
できない基本的、中核的な存在となつております。

これまで、五年ごとに制度改革をして、給付と負  
担の見直しを繰り返してきました。また、その際  
に使用される将来人口推計などの見通しや前提の  
置き方に甘さがあつたことや、年金運用の面での  
問題が国民の年金制度に対する信頼を損なう結果  
につながつたとするならば、率直に反省すべきも  
のだと思います。

今般の年金改革の抜本見直しに当たつては、國  
民の率直な不安 具体的には、保険料はどこまで  
上がり続けるのか、給付水準は下がり続けるので  
はないか、将来年金は破綻し、我々はもらえない  
のではないかという声に対し、明確な回答を用意  
するものでなくてはなりません。また、その裏づ  
けとなる試算についても、必要な情報を十分に國  
会の場で議論すべきであると考えます。(拍手)  
そもそも、民主党は、総選挙のミニフェスト  
で、新しい二階建ての年金制度を提言されていま  
した。それからおよそ五ヶ月が経過した現時点に  
おいても、具体的な改革案が待てど暮らせど出て  
こない。いまだ国民に示されていない、このこと  
をどう説明されるのでありますか。(拍手)

ようやく近々、その案を示されると聞きました  
が、その際、特に新たな制度の見直しによつ  
て、年金制度の根幹である給付と負担はどうなる  
のか、また、財源として検討されている消費税は  
どのくらいの税率になるのか、もしも具体的な数  
値が明確に示されないものならば、それは  
国民に単なる幻想を抱かせるだけの虚構にすぎな  
いのであり、全く対案の名に値しないことを、前  
もつて申し述べておきたいと思います。(拍手)  
こうした認識の上で、以下、順次質問をいたし  
ます。

官 報 (号外)

と、第一に、保険料率は段階的に引き上げ、厚生年金の最終保険料率は一八・三%、国民年金は一万六千九百円を上限とすること、第三には、基礎年金の国庫負担割合について二分の一へ引き上げる道筋をつけたことなど、将来にわたる持続可能な、安心、安定した制度改革が盛り込まれておる、政府案はまさに抜本改革の名に値する法案なのであります。(拍手)

小泉総理並びに坂口厚生労働大臣に、年金改革法案の意義と、その骨格である給付と負担の方についてお伺いいたします。

ところで、小泉総理の年金一元化に対する発言が一部憶測を招いているようではありますが、一元化は、所得の把握とプライバシーの関係、自営業者などの負担の増大、移行期間の取り扱いなど多くの問題があつて、将来腰を据えてしっかりと議論すべき課題であり、まずは抜本改革である政府案の成立を期することが重要であると考えますが、その真意について、小泉総理の明確なお答えをいただきたいと存じます。

また、既に年金を受給しておられる方については、その年金額は、物価の伸びがマイナスである場合を除き減額されないと認識しておりますが、この点、マクロ経済スライドとの関係とあわせ、坂口大臣の御答弁を賜ります。

長年の懸案であつた女性と年金の問題に関し、夫が払つた厚生年金の保険料は夫婦で共同して負担したものとみなすという規定が盛り込まれ、いわゆる専業主婦である妻の年金受給権が明確になつたことは画期的なものと認識しております。改正案では、離婚時等の年金分割規定が盛り込まれましたが、今後さらに検討を進め、女性の年金受給権を確固たるものとしていく必要があると考

えます。小泉総理の見解を賜ります。

高齢者雇用施策と年金の関係について質問いたしました。

今般の高齢者雇用安定法改正案において、六

十五歳まで働き続けることが可能な環境が整備さ

れる一方、年金制度においても在職老齢年金制度を見直し、六十歳代前半の一律二割支給停止措置を廃止することとしたことは、時宜を得た改正であります。

今後の定年年齢引き上げ、継続雇用制度の実現に向けた取り組みの方針を含め、高齢者雇用施策について、坂口大臣にお伺いいたします。

次に、国民年金保険料の未納についてであります。

この問題は、これを放置すれば世代間の助け合

いという制度の根本を揺るがすものとなりかね

ず、看過することはできません。年金制度に対す

る、国民、特に若年世代の理解を深めていくための努力を重ね、徴収対策の強化を図つていくべきであります。

従底と責任の明確化が図られ、安全かつ効率的な運用を行うべきであり、国民から見て、より透明性を高めていくことが重要であると考えますが、坂口大臣の見解を求めます。

これまで、年金保険料を原資として、大規模年金保養基地、すなわちグリーンピアなど数多くの福祉施設が設置されました。その当時、与野党すべてが附帯決議で賛意を表した経緯があるとはいえ、その後の社会経済状況の変化の中で、これら福祉還元事業としての必要性が希薄になつてきいたにもかかわらず、的確な対応がなされていませんでした。その政治、行政の責任は極めて重いものと考えますが、この点について、小泉総理の見解をお伺いします。

この問題は、これを放置すれば世代間の助け合

いという制度の根本を揺るがすものとなりかね

ず、看過することはできません。年金制度に対す

る、国民、特に若年世代の理解を深めていくための努力を重ね、徴収対策の強化を図つていくべきであります。

この問題は、これを放置すれば世代間の助け合

いという制度の根本を揺るがすものとなりかね

ず、看過することはできません。年金制度に対す

めます。

次に、無年金障害者の救済措置についてであります。

先月二十四日、東京地方裁判所における学生無年金障害者訴訟において、国の立法不作為として違憲判決が出されました。政策論としては、無年金障害者の問題は、現在のように年金制度が成熟する前のいわば政策移行期において発生したものであり、強制加入である現行制度における未納問題とは別に、年金制度の枠組みの中で何らかの対策、救済措置を検討すべきであると考えます。

我が党としても、今国会中に所要の立法措置を講するなど、その救済に全力を挙げてまいりたいと思いますが、試案を発表された坂口大臣の御見解を伺います。

今回の法律案においては、グリーンピアは平成十七年度限りで廃止することとされていますが、さらに、その他社会保険庁が設置してきた福祉施設等についても、年金資金への損失を最小化しつつ、その廃止、売却を含めた徹底的な見直しを行なうべきであると考えます。

また、今後、公務員改革の先鞭をつける意味か

らも、委託先公益法人への厚生労働省職員の天下

は行なうべきではないし、役員の待遇の適切な見直しが必要であると考えますが、年金福祉施設等と委託先公益法人の見直しに向けた基本的考え方、進め方について、坂口大臣の答弁を求めます。

最後に、社会保険庁は、種々の批判を真摯に受けとめ、その反省に立つて、国民の信頼回復に努め

るべきことは当然のこと、今後の福祉還元事業の清算に伴つて、社会保険庁の組織・人員体制の抜本的な整理合理化を図つていなくてはならないと考えます。

また、今後、公務員改革の先鞭をつける意味か

らも、委託先公益法人への厚生労働省職員の天下

は行なうべきではないし、役員の待遇の適切な見直しが必要であると考えますが、年金福祉施設等と委託先公益法人の見直しに向けた基本的考え方、進め方について、坂口大臣の答弁を求めます。

年金行政の信頼回復に向けた決意とあわせ、小泉総理の認識をお伺いし、私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇)

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 大口議員にお答

えいたしました。

政府法案と年金の一元化に関する私の発言についてでございますが、今回の法案は、従来のように五年ごとに改正するのではなく、長期にわたつて制度が維持できるように、給付の下限と負担の上限を定め、基礎年金の国庫負担割合を三分の一から二分の一に引き上げるとともに、経済情勢や

人口構成の変化に応じて給付と負担を自動的に調整する仕組みを定めたものであり、抜本的な改正であります。

少子化、高齢化の急速な進行が見込まれる中で、今回の改正によって給付と負担の長期的な均衡を確保し、安定的な仕組みとすることにより、国民の年金に対する信頼を確保することは、先送りのできない課題と考えており、今国会で法案をぜひとも成立させていただきたいと考えております。

一方、厚生年金、国民年金、共済年金に関しての年金一元化は、從来から議論のあるところであります。しかし、その実現のためには、所得の捕捉の問題をどうするか、事業主負担をどう考えるか、税と保険料の負担をどう組み合わせるかなど、基本的に検討すべき事項があり、検討に一、二年を要し、実施には相当の期間を要する、制度の基本にかかる問題であります。

このため、私は、今回の改正法案の成立を図ることとは切り離して、こうした基本的問題についても協議することは有意義である旨を申し述べたところです。

女性と年金についてでございますが、女性と年金にかかる問題については、今回の年金制度改正案において、個人の生き方、働き方の多様化に対応した年金制度とする観点から、離婚時等における年金分割制度の導入を初めてする見直しを行うこととしておりますが、御指摘のように、女性と年金の問題については、今後とも検討を続ける必要があると考えております。

福祉施設についてでございますが、グリーンピアや年金の福祉施設についてさまざまな批判があることについては、これを真摯に受けとめ、反省

すべき点は反省し、今後このようなことがないよう改進を進め、国民の信頼を確保していくことが重要と考えます。

具体的には、年金制度の厳しい財政状況等を踏まえ、グリーンピアについては平成十七年度末までの廃止を決定しており、他の年金福祉施設については、今後、年金保険料を投入しないことを行うこととしたところであります。

社会保険事務費についてでございますが、年金事務費については、その用途についてさまざまな御指摘があることは承知しております。平成十六年度予算の執行に当たっては、経費の節減を図り、その用途について国民の信頼を損なうことのないよう努めていくとともに、平成十七年度予算における取り扱いについても、適切に検討していくことといたしてあります。

社会保険庁と年金行政の信頼回復でございますが、年金制度を安定的に運営するためには、保険料の徴収や年金給付などの年金事業を担う社会保険庁に対する国民の信頼が不可欠であります。

このため、社会保険庁は、多くの批判を反省し、効率化、合理化の観点から事業運営や組織のあり方に関して不斷の見直しを行うとともに、年金受給者の需要に的確に対応できる体制を確保するなど、国民の信頼確保に全力を擧げるべきものと考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(國務大臣坂口力君登壇)

○國務大臣(坂口力君) 大口議員にお答えを申します。

この際には、高齢者の生活の安定にも配慮しまして、改定率の調整は名目額を下限とし、調整によって年金額を前年度の額よりも引き下げることはしないことといたしてあります。

高齢者の雇用施策につきましてのお尋ねもございました。

少子高齢社会の急速な進展を踏まえまして、高齢者が意欲と能力のある限り活動し続けることができる社会の実現を目指す必要がございます。その意味におきまして、高年齢者雇用安定法の改正案におきましては、六十五歳までの雇用の確保を図りますため、定年の引き上げ、継続雇用制度の導入等を事業主に求めることとしており、こうした取り組みを通じて、高齢者雇用対策の一層の強化を図つてまいりたいと考えております。

国民年金保険料の未納問題についてでございますが、国民年金第一号被保険者の保険料につきましては、平成十四年度で納付率が六二・八%となつてはいることは、まことに深刻な事態といふに認識をいたしております。この事態に対しまして、制度に対する理解を深めていただき、自主的な納付に結びつけるようにしなければなりません。

これまで、遠い将来にわたるすべての期間について財政の均衡を図ることとしておりましたが、遠い将来におきまして現時点では予測できないうような大きな変化が生ずることも否定できませんことから、今回の改正案におきましては、現在から百年間の期間を考慮して検討をしているところでございます。

今後の年金積立金の運用についてのお尋ねもございましたが、より専門性を徹底した上で、責任体制を明確化していくたいと思つております。

新法人の長になる人は、民間から資金運用の専

門家を登用いたします。また、新法人に学識経験者から成る運用委員会を置きまして、運用方針の検討や運用状況の監視を行うことにしたいと思つております。

グリーンピア業務でありますとか住宅融資業務は廃止をいたしまして、運用業務に特化をしたいと思つております。

第三者機関であります独立行政法人評価委員会による専門的かつ客観的な評価を受けることとし、その結果を役員の報酬等に反映させる」といたしております。

年金の福祉施設及び委託先公益法人に関する御質問もございました。

年金の福祉施設につきましては、年金制度の厳しい財政状況や与党合意等を真摯に受けとめまして、年金の福祉施設につきましては、例外なくこれを整理してまいりたいと考えております。できるだけ年金財政に貢献できるようになります。要であると考えております。

施設の委託先公益法人につきましても、天下りの問題も含め、そのあり方について徹底した見直しを行つていただきたいと考えております。

最後に、無年金障害者につきましてのお尋ねがございました。

この無年金障害者の問題につきましては、今、鋭意検討を進めているところでございますが、平成十四年の七月に私も試案を出させていただいたところでお尋ねをして、ぜひ今回この前進を図りたい、そのためどうするかということの詳細な検討を与党とも進めているところでございます。どうか、そうした状況にありますことをひとつ御理解いただきたいと存じます。(拍手)

門家を登用いたします。

また、新法人に学識経験者から成る運用委員会を置きまして、運用方針の検討や運用状況の監視を行うことにしたいと思つております。

第三者機関であります独立行政法人評価委員会による専門的かつ客観的な評価を受けることとし、その結果を役員の報酬等に反映させる」といたしております。

年金の福祉施設及び委託先公益法人に関する御質問もございました。

年金の福祉施設につきましては、年金制度の厳しい財政状況や与党合意等を真摯に受けとめまして、年金の福祉施設につきましては、例外なくこれを整理してまいりたいと考えております。要であると考えております。

施設の委託先公益法人につきましても、天下りの問題も含め、そのあり方について徹底した見直しを行つていただきたいと考えております。

最後に、無年金障害者につきましてのお尋ねがございました。

この無年金障害者の問題につきましては、今、鋭意検討を進めているところでございますが、平

〔國務大臣谷垣禎一君登壇〕

○國務大臣(谷垣禎一君) 大口議員にお答えをいたします。

国民年金保険料の未納問題についてのお尋ねがございました。

これにつきましては、厚生労働大臣からお答えのあつたところであります。政府全体として取り組むべき重要な問題と考えております。社会保険庁と税務当局の連携によりまして、国民年金保険料の納付率を向上させるとともに、未納者に社会保険料控除の適用をさせないことを目指し

た対策を講じることとしております。

具体的には、社会保険庁が市町村の税務当局から未納者の所得情報の提供を受けて、納付督促や強制徴収あるいは低所得者に対する免除奨励といふ未納者対策を行つた上で、未納者情報を税務当局に提供する、それから、税務当局は社会保険料控除の是正にこれを活用することとしております。

小泉内閣のもとで、医療、介護、庶民増税を初めとして、七兆円規模の国民負担増が進められています。その上、さらに連続的な負担増を十数年も続けることになれば、これが国民の暮らしを圧迫し、消費の減退を長期にわたつて引き起こすこととは明らかではありませんか。

社会保険庁の調査でも、国民年金の保険料未納の多くは、「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」を理由としています。この理由は、働き盛りの四十歳代でも七割を超えていています。

総理、あなたの改革とは、保険料の連続的な引き上げによって未納者を広げ、国民年金の空洞化をさらに進めるものではありませんか。答弁を求

めます。(拍手)

○副議長(中野寛成君) 山口富男君。

〔山口富男君登壇〕

○山口富男君 日本共産党を代表して、国民年金法等の一部を改正する法律案等について質問します。(拍手)

本法案は、年金保険料の引き上げと給付水準の引き下げを、今後は国会の審議抜きで毎年、自動

的に行えるようにするものです。これは、国民の

暮らしを支えるべき公的年金制度を根本から変質させるものであり、年金制度加入者七千万人、年

金受給者三千万人に深刻な被害を及ぼす歴史的な大改悪と言わなければなりません。(拍手)

第一に、保険料の引き上げによる連続的な負担

増が引き起こす、国民生活への深刻な影響です。厚生年金では、毎年〇・三五四%ずつ十四年間

にわたつて保険料が引き上げられ、これに伴う負担増は、平均で毎年一万円です。国民年金でも、二〇一七年度まで、毎年三千三百六十円上がり続けます。

小泉内閣のもとで、医療、介護、庶民増税を初めとして、七兆円規模の国民負担増が進められています。その上、さらに連続的な負担増を十数年も続けることになれば、これが国民の暮らしを圧迫し、消費の減退を長期にわたつて引き起こすこととは明らかではありませんか。

社会保険庁の調査でも、国民年金の保険料未納の多くは、「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」を理由としています。この理由は、働き盛りの四十歳代でも七割を超えていています。

総理、あなたの改革とは、保険料の連続的な引

き上げによって未納者を広げ、国民年金の空洞化をさらに進めるものではありませんか。答弁を求

めます。(拍手)

第二に、給付水準の連続的な削減が、憲法二十

五条でうたわれている国民の生存権を脅かすことです。

本法案は、マクロ経済スライドの名で給付水準を削り続け、現在の水準を実質で一五%もカットします。政府の言う一部のモデル世帯をとつてみても、厚生年金で月額四万円の削減、仮に六十五歳から十五年の受給期間とすれば、七百万円を超

える大幅な削減となります。

政府は、現役労働者の平均所得の五〇%の給付水準を確保すると述べていますが、これは、「ぐく

少数のモデル世帯にすぎず、これすら、二〇一二三年には四五%台に落ち込む可能性もあります。さ

らに、政府の試算でも、共働きや単身者の給付水準は、三割から四割台しか確保できません。

とりわけ重大なことは、この削減が、国民年金や障害年金の受給者など、年金額の低い人々にまで一律に及ぶことです。

これまで、国民年金は、財政再計算ごとに政策改定として、ごくわずかの引き上げがされてきました。しかし、その水準は、現在でも、夫婦二人で平均九万二千円にとどまり、全国消費実態調査で見る高齢者世帯の消費支出総額の四割程度にすぎません。この水準をさらに一五%もカットすれば、年金収入に多くの依存する高齢者の生活に深刻な被害を与えることは目に見えています。

これでは、憲法二十五条で定められた「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」、生存権を侵害することになるのではないか。総理、

健康で文化的な最低限度の生活ができる給付水準を確保することこそ、国が本来果たすべき責任ではありませんか。はつきり答えていただきたい。

(拍手)

第三に、二〇〇四年度までに実施すべき基礎年金への国庫負担二分の一引き上げを先送りしたことです。

二分の一への引き上げは、全会一致の決議まで上げて、国会が政府に実施を求めてきたもので

上げて、そして、二〇〇〇年の法改正時に附則でその

実施を書き込み、国民への約束としたものでした。今回の先送りは、公約違反そのものではありません。

今回の先送りは、公約違反そのものではありません。

ませんか。

政府は、国庫負担引き上げの財源として、公的年金等控除の廃止などの年金生活者への課税の強化、所得税の定率減税の段階的廃止、そして、二〇〇七年度に所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、その後、二分の一への引き上げを行なっています。昨年十二月、与党が合意した税制改正大綱では、「消費税を含む抜本的税制改革」と明記されました。

總理、消費税増税は、あなたの言う安定した財源を確保する税制の抜本的な改革に含まれているのですか。二〇〇七年度に国庫負担引き上げの財源として消費税を引き上げる計画を持つていています。責任ある答弁を求めます。

老後の保障である年金給付の財源を低所得者ほど税負担の重い消費税に求めるなど、およそ本末転倒であり、許されないことを改めて強く指摘しておきます。(拍手)

年金制度の現状をめぐって、とりわけ重大な問題は、低額年金の受給者や無年金者が大量に存在していることです。

国民年金しか受給していない高齢者は九百万人で、その平均受給額は、わずか四万六千円です。

月額三万円未満の方が一割、四万円未満で三割を占めています。

厚生年金でも平均の受給月額は十七万円程度で、月額十万円未満が六人に一人、十五万円未満が四割を超えるなど、ここでも受給額は低い水準にとどまり、女性では、月額十万円未満の受給者が半数を占めています。

総理、あなたは、このような低額年金、さらに無年金者の広がりについてどう認識されているのか。健康で文化的な最低限度の生活の水準になつ

ているとでも考えているのですか。あなたの認識を述べていただきたい。

国民年金では保険料の未納率が約四割に上るなど、制度の空洞化も深刻です。免除者、未加入者を含めると、保険料を払っていない方は既に一千万人を超えてあります。土台から国民皆年金を崩す、こうした事態を放置すれば、将来さらに膨大な無年金者や低額年金者が生まれ、一層深刻化します。

總理、本法案のどこに年金の空洞化、無年金者、低額年金者の問題を打開する方策があるのでありますか。こうした現状への処方せんがなくて、何が抜本改革なのでですか。

日本共産党は、およそ改革の名に値しない年金改悪法案をきつぱり廃案にするよう、強く求めるものです。(拍手)

国民の生存権の保障という憲法二十五条の見地に立った年金制度への改革は、今や、待たなしの課題です。

日本共産党は、年金制度の劣悪な現状を抜本的に打開するために、昨日、「最低保障年金制度」を実現し、いまも将来も安心できる年金制度をつくる」という提案を発表しました。

私たちの提案する最低保障年金制度は、国民年金、厚生年金、共済年金の共通の土台、つまり二階部分として、全額国庫の負担による一定額の最低保障額を設定し、その上に、それぞれの掛金に応じて給付を上乗せする制度です。最低保障額を定めることによって、極めて低い水準ではあります。企業の税と社会保険料の総額を各国ごとに国民所得と比べてみると、イギリス一六%、ドイツ一七・七%、フランス二三・六%に対し、日本は一二・三%にすぎません。

總理、日本の企業負担は、ヨーロッパ諸国と比較して、極めて低い水準ではありませんか。大企業が年金を初めて社会保障にその力量にふさわしい応分の負担をして社会的責任を果たす、これは、経済と社会の発展を考えれば当然求められるものではありませんか。(拍手)

この制度によって、低額年金の問題、二十五年

掛けなければ受給資格が生まれない問題、無年金者、年金の空洞化など、今日の年金制度が抱えている諸矛盾を解決する道を開くことができます。

總理に端的に伺いしたい。

年金制度の劣悪な現状から見て、高齢者の最低水準の生活を保障する年金制度を築くことが必要だと考えるか、それとも不要だという立場に立つか、答弁を求めます。(拍手)

日本共産党は、最低保障年金制度を実現し、老後に安心できる年金制度を維持発展させるために、次の改革に取り組みます。

第一に、最低保障年金に必要な財源は、道路特定財源の一般財源化と公共事業費、軍事費などの歳出の見直しとともに、大企業向け優遇減税を改めるなど、歳入面での税制の民主的改革で賄います。

もともと、社会保障分野での日本の企業負担は、ヨーロッパ諸国と比べ、極めて低い水準であります。企業の税と社会保険料の総額を各国ごとに国民所得と比べてみると、イギリス一六%、ドイツ一七・七%、フランス二三・六%に対し、日本は

一二・三%にすぎません。

總理、日本の企業負担は、ヨーロッパ諸国と比べて、極めて低い水準ではありませんか。大企業が年金を初めて社会保障にその力量にふさわしい応分の負担をして社会的責任を果たす、これは、経済と社会の発展を考えれば当然求められるものではありませんか。(拍手)

第二に、巨額の年金積立金は、現在の比例報酬、いわゆる二階部分の給付水準を維持するため

に、計画的に活用します。

政府は、年金積立金について、高齢化のピークを支える体制を整備し、二〇〇二年で一・八八ま

段階での給付の維持に備えるためだとしてきました。それなら、二〇五〇年のピークに向けて、給付の確保を図るよう、計画的に活用すべきではありませんか。ところが、政府の計画は、高齢化がピークとなる二〇五〇年まで、ため込みを続けるものです。これでは、結局、高級官僚の天下り先の確保を将来にわたって続けるということではありませんか。

日本共産党は、年金積立金を年金給付以外に流用すること、株式運用でリスクにさらすこと、禁止すべきだと考えます。この方向こそ、グリーンピアに象徴される積立金の放漫なむだ遣いや株式投資の失敗を二度と許さない、責任ある態度ではありませんか。

第三に、日本共産党は、雇用と所得を守る政策への転換を図り、不安定雇用の急増に歯どめをかけ、年金の安定した支え手をふやします。

実際、大企業のリストラ、パート、フリーター、派遣労働など不安定雇用の拡大、中小企業の倒産などで、厚生年金の加入者は、政府の計画を二百万人から三百万人下回っています。保険料などの収入でも、二〇〇〇年、二〇〇一年度の二年間だけで、約六兆円も見込み額を割り込みました。これでは、年金財政が行き詰まるのも当たり前です。不安定雇用をふやす労働政策を統ければ、年金制度の土台を崩すではありませんか。總理にその認識はあるのですか。はつきりした答弁を求めます。

第四に、将来に安心の持てる年金制度を確立するためにも、少子化対策に本格的に取り組みます。

フランスでは、国が率先して社会全体で子育て

で出生率を回復させています。ところが、政府・与党の年金見通しは、二〇五〇年時点での出生率を現在の一・三二から一・三九にするもので、ほとんど横ばいの見通しです。

少子化の急激な進行を避けることのできない前提とするのでなく、その克服に本格的に取り組むことと一体に年金制度の将来設計を立てる、これが政治の責任ではありませんか。(拍手)

この間の世論調査では、負担増と給付減を長期にわたって国民に押しつける政府の年金案に対し、八割を超える国民が不安を訴え、反対の声を上げています。年金財源のための消費税率引き上げに対しても、反対は六割を大きく超えています。国民の判断は既に明確ではありませんか。

本法案は、老後の最低生活を保障するという国が本来果たすべき責任を放棄したものであり、年金制度への不信と不安を一層かき立て、将来にわたりて国民生活に苦難を強いるものでした。その撤回を重ねて求めて、質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 山口議員にお答えいたします。

保険料の引き上げによる未納者の増加等の懸念についてでございますが、今後、少子高齢化の層の進展が見込まれる中、年金制度を持続的で安定したものとしていくためには、いつまでも負担は軽く、給付は厚くというわけにはいかないと考えております。

このため、今回の年金改正法案では、保険料の引き上げは段階的に行うとともに、現役世代の負担の増大が過大なものとならないよう、その上限を設けることとしており、また給付水準についても、現役世代の平均的収入との対比で五〇%を維

持することを明確にしているところであります。

将来、保険料未納による低年金者や無年金者が生じないようにしていくことは重要なことであります。

とともに、今回の改正法案においても、多段階免除や若年者の納付特例制度を導入し、今後、保険料負担が増加する中においても、できる限り保険料を納めやすいものとするなど、制度的にも対応を図っているところであります。

年金の給付水準と憲法の生存権の関係及び最低保障年金制度の提案でございますが、拠出制の保険制度の仕組みをとる公的年金制度においては、基本的に拠出の実績に応じて年金額が決まるものであり、年金額の改定において、年金額が低い者に対する特別な取り扱いをすることは適当ではないと考えております。

今回の年金制度改革案は、将来の現役世代の負担が過大とならないよう極力抑制し、年金を支える力と給付の均衡をとるため、高齢者にも一定の給付調整をお願いし、若者と高齢者がともに支え合つ持続可能な仕組みとしていくものであります。

健康で文化的な最低限度の生活については、国民の自助努力を基本としつつ、自助を共同化した共助の仕組みである年金給付や、生活保護その他の施策が相まって実現されるべきものと考えております。現に、大多数の高齢者は生活保護を受けずに生活を営んでおり、年金制度は貧困を予防する施策として機能していると考えております。また、本法案による給付調整は、憲法の規定に抵触するという問題ではないと考えます。

なお、共産党が提案されている全額国庫負担の最低保障年金制度については、自助自律という社の確保のために、少なくとも、今生まれている世

会保険の長所を放棄するのではないか、生活保護との関係をどうするか、必要となる巨額の税財源をどう賄うのか等の問題があるものと考えております。

基礎年金の国庫負担割合の引き上げと消費税についてでございます。

課題とされた基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引き上げについては、本法案において平成二十一年度までに段階的に実施する道筋を明らかとしたところであり、公約違反との指摘は当たらないと考えます。

その際には、安定した財源を確保することが必要であり、先般の与党税制改正大綱を踏まえ、社会保障制度の見直し、三位一体の改革とあわせ、中長期的視点に立つて、税制の抜本的改革に取り組んでいくこととしております。

このため、引き続き徹底した行財政改革を推進しつつ、消費税も含め、国民的な議論を進めていくことが必要であると考えます。

社会保障分野での企業負担についてでございますが、ヨーロッパ諸国と比較して、これまで比較的高齢化の進行が遅かつた我が国の社会保障負担は、今後、急速な少子高齢化の進行による増大が不可避であり、活力の基盤となる社会保障制度が國民生活の安定を図る役割を果たしていくためには、企業にも引き続き応分の負担をお願いしていく必要があります。

代がおおむね年金受給を終える、およそ百年程度の期間をかけて積立金を取り崩すこととしており、決して天下り先の確保を目的としているわけではありません。

また、年金保険料の使途についてさまざまな批判があることについては、これを真摯に受けとめ、国民の信頼が確保されるよう、今後、年金福祉施設等について年金保険料を投入しないこととするなど、そのあり方について徹底的な見直しを行うこととしたところであります。

年金積立金の運用については、新たに設立する独立行政法人において、安全性に配慮し、大部分をより安全な国内債券で運用することとしているところであり、今後とも、長期的な観点から安全かつ効率的に運用するよう努めてまいります。

労働政策については、経済社会を取り巻く状況が急速に変化する中で、多様な働き方を求める労使双方の意向等が反映されたものと考えますが、いわゆるフリーターと言われる若者が多数に上る現状などについては、年金制度への影響も含め、懸念すべき問題であると認識しております。

このため、政府としては、若者自立・挑戦プランを推進するなど、フリーターになつてゐる若年者を初めとして、安定的な就業でできるよう、積極的に支援しているところであります。

少子化対策でございますが、少子化の進行は、年金等の社会保障制度を初め我が国の経済社会に深刻な影響を与えるものであり、国の基本政策として少子化対策を推進することが重要と認識しております。

このため、政府としては、待機児童ゼロ作戦の推進、働き方の見直しなど、少子化の流れを変え

るため、次世代育成支援策を積極的に進めているところであります。(拍手)

○副議長(中野寛成君) 阿部知子さん。

(阿部知子君登壇)

○阿部知子君 社会民主党の阿部知子です。

ただいま議題となりました年金制度改革正関連の法案に対しまして、社会民主党・市民連合を代表して、小泉内閣総理大臣並びに坂口厚生労働大臣に質疑をいたします。(拍手)

年金問題が今ほど国民的な関心事となつた時期はなかつたと思います。しかし、複雑な制度の乱立ということもあつて、必ずしも十分な情報が行き渡つているとは言いがたいのもまた事実です。

例えは、若い皆さんに「あなたの年金は」と尋ねてみても、自分が果たして年金に加入しているのか、どの年金に入つているのか、将来幾らもらえるかなど、知らない方たちの方が圧倒的多数です。また、政府もこの間知らせる努力を怠つてきましたのもまたこれあります。今回の江角マキコさん問題はその象徴的な出来事であり、彼女のみをバッシングして事足れりとしているこの政府の姿勢こそ、大きな問題であると思います。

ちなみに、我が国では、五十五歳以上の人には、社会保険事務所に行けば自分の予想年金受給額を知ることができますし、また、五十八歳以上の方にはそれが通知されますが、これとてやつと始まつたところです。他方、スウェーデンでは、年金の仕組みは異なるものの、十八歳以上の被保険者全員にオレンジの手紙が届けられます。

我が國も、まず国民一人一人に年金に関する基

礎的知識、情報をきつちり伝え、各地で公聴会を開くなど、国民的議論の場をつくることから始めるべきで、現在のタウンミーティングの中でもちょっとやることやるようなこそこなことは、国民的論議とは決してなつていらないと思います。

そして、この間のさまざまな不手際、積立年金問題、失った年金への信頼等を取り戻すためにも、新たな国民負担は求めない、そして、きちんとした年金制度の確立に向けた国民論議をまず第一に

おこなうべきだといつた見識を小泉大臣には持つていただきたいと思いますが、まず御所見を伺います。そもそも、現在の年金制度は大きな構造的矛盾を抱えています。その一つが、先ほど来指摘されている国民年金の空洞化です。

国民年金制度は、八五年の改正で、自営業者だけでなく、無業の者も含めてすべての国民が基礎年金給付を受ける年金権の確立と、国民全体で保険料を負担するという仕組みができました。

にもかかわらず、現在、国民年金加入者の四割の方たちが保険料を未納、滞納しておられ、また、二十代前半の若者に至つては、完納者は三分の一に満たない状況となりました。年金への信頼の低下だけでなく、若年者の高い失業率、フリーターと言われている人たちが二十代を中心に増加し、十分な所得を得られていない実態が広範に広がっています。さらに、こうした若者たちは、いざれ無年金あるいは低年金者になるということではありません。一日の食費わずか三百円で、キャベツ一個、お豆腐一丁を食べつないでいるような無年金障害者を生んでしまつて、そして小泉総理大臣はかつて二度厚生大臣を経験された、その責任においてきちんとした対処をなさるべきだと思いますが、総理大臣としてのお考えを再度きつちりとお述べいただきたいと思います。

年以下では給付がなく、四十年満期で六万六千円、平均で五万二千円と試算されますが、実際に引き下げるとしておりますが、まさしくこれ

は五万円以下の方が六割を超しており、保険料の支払い期間が短いこともその理由となつていています。

こうした問題について、厚生労働省は、掛金を支払わない人が受給できないことは当然と居直つておりますが、先ほど来御指摘の憲法第二十五条

条、さらには年金こそが老後の生活保障という視点からすれば、まずは国民が人間的な生活を保障される年金構造をつくることこそ抜本改革にふさわしいと思います。その意味からも、基礎年金部分を全額税方式とする、また、新たに社会保障税の検討なども含めた税制のあり方をきつちり考えていくことについて、総理大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

また、三月二十四日の東京地裁判決、いわゆる

学生無年金問題で、先ほどの御答弁はいわば控訴

と救済策を分けて処するというものであつて、実

は、この問題に対しても余りにも政治の見識、意

思、責任、リーダーシップがないと言わざるを得ません。一日の食費わずか三百円で、キャベツ一個、お豆腐一丁を食べつないでいるような無年金障害者を生んでしまつて、そして小泉総理大臣はかつて二度厚生大臣を経験された、その責任においてきちんとした対処をなさるべきだと思いますが、総理大臣としてのお考えを再度きつちりとお述べいただきたいと思います。

さるに、政府案では、将来的な見直しについ

て、「長期的にその均衡が保たれたものでなければならず、著しくその均衡を失すると見込まれる場合には、速やかに所要の措置が講ぜられなければならない」としています。そのための見通しの作成も、少なくとも五年ことになりますが、例えば、政府案の出生率の見通しについて、二〇五〇年には一・三九としています。

しかし、これまでに、こうした数値は常に常に

は、政府によるこれまでの年金政策の制度的失敗、すなわち、既に四百五十兆円の給付過剰を後世の若者に押しつける、極めて無責任かつ無展望の方針だと思います。

そればかりか、この提案は、これから社会の一人一人の働き方をさらに不安定なものとしていくという意味で、まさに抜本改悪と言えます。保険料は労使折半ですから、労働者への負担は言うまでもなく、当然、企業にもその影響は及びます。この間、中小企業では、既に、そうした社会

保険料負担の増加に耐えられず、業を畳まさるを防がないところが多発し、大企業は、今まで以上に、保険料負担を避けるべく、派遣、パート、臨時といった非正規雇用をふやしております。

その矛盾は、とりわけ若者と女性に重くのしかつております。子供を持つことも含め、自分たちの将来設計を不可能にするばかりか、生活し得る賃金すら保障されないということも起こりかねません。当然、厚生年金の掛金を支払う人も減少し、年金財政は厳しくなる一方となります。

社会保険料の負担増は、結局は年金財政を苦しめることに結びつく、こうした点について、厚生労働大臣の御見識を伺います。

さらに、政府案では、将来的な見直しについて、「長期的にその均衡が保たれたものでなければならず、著しくその均衡を失すると見込まれる場合には、速やかに所要の措置が講ぜられなければならない」としています。そのための見通しの作成も、少なくとも五年ことになりますが、例えば、政府案の出生率の見通しについて、二〇五〇年には一・三九としています。

官 報 (号 外)

常に裏切れられ続け、どんどんどんどん出生率は下がっております。それは、女性が安心して産み、働くことができる環境整備をこの間一貫して怠つてきた。そればかりか、一九九〇年代後半からの雇用の流動化の名において、女性たちは子供を産むことを選び取りがたい状況が、ここに厳然と存在するのだと思います。このことについて、小泉総理大臣の御所見を伺います。

では、年金制度の抜本改革とはいがなるものなのか。社会民主党は、まず、基礎年金部分の全額

税方式、そして、その上に報酬比例部分を上乗せする制度を提案しております。また、現在の働く夫に専業主婦という世帯単位のあり方から、個人単位の制度に変えていくことを提案しています。既に働く女性の数が専業主婦を上回り、さらに増加するということが将来の見通しとしてもはつきりしているわけですから、個人単位の年金制度に変えていくことに向けて道筋をつけてこそ、抜本改革にふさわしいのではないでしょうか。

政府案では、相変わらず、男性が四十年間同じ会社で働き、女性は専業主婦というモデルとなっています。しかしながら、まずは、現在、夫婦共働きという家庭の方が多いという実態を踏まえて、この夫婦共働きモデルをつくつて、そのことを国民に示すことを坂口厚生労働大臣の役割と思いますが、お考えを伺います。

この間、小泉総理大臣は、年金制度の一元化を考えるべきと発言されました。この発言は、先ほど来御指摘のごとく、今回の改正は一時のぎ、そして、実は抜本改悪にもなりかねないことをみずから表明したものであると思います。

一元化の中で、個人単位の年金制度はどのように位置づけられているのか、御答弁をお願いします。

国民からの年金制度の信頼回復のために、国会の内外での、皆さんの党派を超えた徹底した討議を期待して、私の質問を終わらせていただきまます。(拍手)

〔内閣総理大臣小泉純一郎君登壇〕

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 阿部議員にお答えいたします。

年金に関する情報提供についてですが、保険料の納付実績等の年金個人情報をお知らせすることは、現役世代、特に若い世代の方々に年金制度への理解を深めていただく上で重要であると考えます。このため、本法案において初めて、年金個人情報をわかりやすい形で通知することに関する規定を盛り込んだところであります。その具体化を着実に進めてまいります。

年金制度の抜本的改革と基礎年金の全額税保障についてでございますが、現在、年金制度は、負担なくして給付なしという社会保険の仕組みに税財源を組み合わせる形で運営しております。これは、個々人では対応することが難しい老後の保障について、国民一人一人の老後に備える自助を基礎に、世代を超えて社会全体で共同し、連帯して支え合う仕組みであり、自助と自律の精神に立脚した我が国にふさわしい仕組みであると考えております。このような考え方のもと、今回の法案においては、年金制度の基本である給付と負担について抜本的な見直しを行つたものであります。

基礎年金を全額税を財源として賄う税方式については、こうした自助自律という社会保険の長所

をどう考えるのか、生活保護との関係をどう考えるとどう考えるのか、巨額の税財源をどう賄うのかといった根源的な問題があると考えております。

私は、今回の改革法案の成立を図ることとは切り離して、年金一元化についても協議することには有意義である旨を申し上げております。御指摘の個人単位化の問題についても、一元的な年金制度を考えていく場合には重要な論点となるものと考えており、こうした点も含めて、基本的問題について大いに議論していただきたいと思います。

残余の質問については、関係大臣から答弁させます。(拍手)

るか、巨額の税財源をどう貯うのかといった根源的な問題があると考えております。  
無年金障害者問題についてお尋ねですが、年金を受給していない方々への対応の問題については、障害者基本計画においても、「拠出制の年金制度をはじめとする既存制度との整合性などの問題に留意しつつ、福祉的観点からの措置で対応することも含め、幅広い観点から検討する。」とされているところであります。  
御提案のように、年金を受給していない障害者に対して障害年金を支給することは、保険料の負担を前提として給付を行うという社会保険制度の根幹にかかる難しい問題ですが、いずれにせよ、この問題については、従来より厚生労働省において検討してきているほか、現在、与党においても議論が行われているところであり、これらを踏まえ、問題の解決に向けて適切に対応してまいります。  
女性の仕事と子育ての両立についてでございますが、従来低かった育児期の女性の就業率は、近年、上昇の傾向が顕著であるとともに、雇用者総数に占める女性の割合も増加を続けております。こうした中、政府としては、待機児童ゼロ作戦を推進するとともに、育児休業の対象労働者の拡大や育児休業期間の延長等を内容とする法案を今国会に提出するなど、仕事と子育ての両立支援を総合的に推進しているところであります。  
年金制度の一元化と個人単位についてでございますが、今回の法案は、給付と負担の長期的な均衡を確保し、安定的な仕組みとすることにより、持続可能な制度の姿を示す抜本的な改正であり、今国会で法案をぜひとも成立させていただきたい

私は、今回の改革法案の成立を図ることとは切り離して、年金一元化についても協議することはある意義である旨を申し上げております。御指摘の個人単位化の問題についても、一元的な年金制度を考えていく場合には重要な論点となるものと考えており、こうした点も含めて、基本的問題について大いに議論していただきたいと思います。

残余の質問については、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣坂口力君登壇〕

○國務大臣(坂口力君) 阿部議員にお答えを申し上げたいと存じます。

まず、保険料の引き上げについてのお尋ねでございました。

年金保険料につきましては、従来より、段階的に引き上げていく段階保険料方式をとつておりますが、現在も、その引き上げの途上にあると考えておられます。将来の年金給付を支えるために保険料を引き上げる必要性が生じているわけございまして、したがいまして、今後もこうしたこととを皆さん方にお願いをしていく以外にないと考えております。

四百五十兆円の給付の、いわゆる積み立て不足のお話が出ましたけれども、賦課方式であります以上、一定の積み立て不足が生じることは避けられないものでございまして、後世代に押しつけるという批判は少し当たらないのではないかというふうに思っているところでございます。

また、夫婦共働きのモデルと年金制度の個人単位化についてのお話がございました。

確かに、現在、夫のみが被用者として働いてきた夫婦世帯のモデルを続けているわけでございま

平成十六年四月一日 衆議院会議録第十九号

すが、これは過去にもこのモデルを採用してきたこと、そしてまた、女性の就労も増加してはきておりますけれども、女性の場合には、就労する時期でありますとか期間でありますとか、それがまことに多様でありますまして、男性と同じようなモデルがなかなかできにくいということもございます。

もう一つ加えますと、これは夫婦世帯で示しますことが、一人当たりにいたしますと年金額が最も少ないということもありまして、そうした意味で、夫婦単位で示すことが一つの意味のあるものというふうに思っております。

最後に、世帯単位で考えるか、あるいは個人単位で考えるか、これは今後の大きな課題であると私も考えておりますし、この次の問題として一番大きな課題であるというふうに思っております。

しかし、この問題は、税制でありますとか賃金体系、それから、他の社会保障の問題とも関係した問題でございます。例えば、国民健康保険との関係をどうするかといったようなこともあるわけでございまして、これらの問題を総合的に議論をしながら決着をしなければならない問題だというふうに思つておる次第でございます。(拍手)

○副議長(中野寛成君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(中野寛成君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十七分散会

## 官外(号)

### 出席國務大臣

内閣總理大臣 小泉純一郎君

法務大臣 野沢太三君

財務大臣 谷垣禎一君

厚生労働大臣 坂口力君

経済産業大臣 中川昭一君

国土交通大臣 石原伸晃君

環境大臣 小池百合子君

内閣官房副長官 細田博之君

厚生労働副大臣 森英介君

内閣官房副長官 細田博之君

厚生労働副大臣 森英介君

### ○議長の報告

#### (通知書受領)

一、昨三月三十一日、参議院議長から、次の法律

の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務

する外務公務員の給与に関する法律等の一部を

改正する法律

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所法の一部を改正する法律

弁護士法の一部を改正する法律

関税率法等の一部を改正する法律

警察法の一部を改正する法律

児童福祉法等の一部を改正する法律

森林法の一部を改正する法律

植物防疫法の一部を改正する法律  
国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利

用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律

東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律

の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律

の一部を改正する法律

の一部を改正する法律

の一部を改正する法律

の一部を改正する法律

の一部を改正する法律

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

(要求書受領)

一、去る三月三十日、内閣から、人事官に谷公士

君を任命したいので、国家公務員法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る三月三十日、内閣から、会計検査院情報公開審査会委員に碓井光明君、早坂禧子君及び河野正男君を任命したいので、会計検査院法第十九条の三第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る三月三十日、内閣から、会計検査院情報

公開審査会委員に碓井光明君、早坂禧子君及び河野正男君を任命したいので、会計検査院法第十九条の三第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る三月三十日、内閣から、原子力安全委員会委員に鈴木篤之君、早田邦久君及び久住静代君を任命したいので、原子力委員会及び原子力

委員会設置法第二十二条及び第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る三月三十日、内閣から、原子力安全委員会委員に鈴木篤之君、早田邦久君及び久住静代君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る三月三十日、本院は、会計検査院情報公開審査会委員に碓井光明君、早坂禧子君及び河野正男君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る三月三十日、本院は、原子力安全委員会委員に鈴木篤之君、早田邦久君及び久住静代君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る三月三十日、本院は、衆議院議員選挙区画定審議会委員に村松岐天君、早川正徳君、大石眞君、吉田弘正君、眞柄秀子君、稻葉馨君及び小田原満知子君を任命したいので、衆議院議員選挙区画定審議会設置法第六条第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

官報(号外)

画定審議会委員に村松岐天君、早川正徳君、大石眞君、吉田弘正君、眞柄秀子君、稻葉馨君及び小田原満知子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。			
一、去る三月三十日、本院は、公認会計士・監査審査会会长に金子晃君を、同委員に脇田良一君、引頭麻実君、奥山章雄君、高橋厚男君、田島優子君、辻山栄子君、中村芳夫君、平松一夫君及び吉井毅君を任命することに同意した旨内閣に通知した。			
一、去る三月三十日、本院は、中央更生保護審査会委員に山上皓君を任命することに同意した旨内閣に通知した。			
一、去る三月三十日、本院は、中央社会保険協議会委員に土田武史君を任命することに同意した旨内閣に通知した。			
(理事補欠選任)			
一、昨三月三十一日、決算行政監視委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。			
理事 今野 東君 (理事木下厚君去る一月十六日委員辞任につきその補欠)			
(常任委員辞任及び補欠選任)			
一、去る三月三十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
法務委員			
辞任			
松島みどり君	金子 恭之君	砂田 圭佑君	高井 美穂君
水野 賢一君	谷 公一君	望月 義夫君	加藤 公一君
加藤 公一君	高井 美穂君	高木 美智代君	西銘恒三郎君
谷 公一君	水野 賢一君	近藤 基彦君	佐藤 勉君
補欠			
松島みどり君	金子 恭之君	伊藤信太郎君	田中 英夫君
水野 賢一君	谷 公一君	高木 陽介君	原田 令嗣君
加藤 公一君	高井 美穂君	山本喜代宏君	三ツ矢憲生君
谷 公一君	水野 賢一君	土井たか子君	河村たかし君
環境委員			
辞任			
川崎 二郎君	砂田 圭佑君	伊藤信太郎君	西銘恒三郎君
山口 泰明君	高木 陽介君	高木 陽介君	佐藤 勉君
岡本 大出	高木 美智代君	山本喜代宏君	田中 英夫君
左藤 彰君	土井たか子君	伊藤信太郎君	原田 令嗣君
補欠			
川崎 二郎君	左藤 彰君	高木 陽介君	三ツ矢憲生君
笠 浩史君	岡本 大出	山本喜代宏君	河村たかし君
笠 浩史君	岡本 大出	伊藤信太郎君	河村たかし君
安全保障委員			
辞任			
川崎 二郎君	砂田 圭佑君	伊藤信太郎君	西銘恒三郎君
山口 泰明君	高木 陽介君	高木 陽介君	佐藤 勉君
岡本 大出	高木 美智代君	山本喜代宏君	田中 英夫君
左藤 彰君	土井たか子君	伊藤信太郎君	原田 令嗣君
外務委員			
辞任			
川崎 二郎君	砂田 圭佑君	伊藤信太郎君	西銘恒三郎君
山口 泰明君	高木 陽介君	高木 陽介君	佐藤 勉君
岡本 大出	高木 美智代君	山本喜代宏君	田中 英夫君
左藤 彰君	土井たか子君	伊藤信太郎君	原田 令嗣君
財務金融委員			
辞任			
永田 寿康君	市村浩一郎君	伊藤信太郎君	西銘恒三郎君
寺田 学君	岡本 大出	高木 陽介君	佐藤 勉君
寺田 学君	笠 浩史君	山本喜代宏君	田中 英夫君
寺田 学君	岡本 大出	伊藤信太郎君	原田 令嗣君
文部科学委員			
辞任			
永田 寿康君	市村浩一郎君	伊藤信太郎君	西銘恒三郎君
寺田 学君	岡本 大出	高木 陽介君	佐藤 勉君
寺田 学君	笠 浩史君	山本喜代宏君	田中 英夫君
寺田 学君	岡本 大出	伊藤信太郎君	原田 令嗣君
農林水産委員			
辞任			
金子 恭之君	岡本 充功君	高橋千鶴子君	西銘恒三郎君
岡本 充功君	高橋千鶴子君	石井 郁子君	佐々木憲昭君
高橋千鶴子君	石井 郁子君	高橋千鶴子君	金子 恭之君
西銘恒三郎君	佐々木憲昭君	西銘恒三郎君	岡本 充功君
決算行政監視委員			
辞任			
寺田 実君	和田 隆志君	伊藤信太郎君	西銘恒三郎君
寺田 実君	和田 隆志君	高木 陽介君	佐藤 勉君
寺田 実君	和田 隆志君	山本喜代宏君	田中 英夫君
寺田 実君	和田 隆志君	伊藤信太郎君	原田 令嗣君
国土交通委員			
辞任			
和田 隆志君	河本 三郎君	伊藤信太郎君	西銘恒三郎君
河本 三郎君	野田 鋼君	高木 陽介君	佐藤 勉君
河本 三郎君	野田 鋼君	山本喜代宏君	田中 英夫君
河本 三郎君	野田 鋼君	伊藤信太郎君	原田 令嗣君
経済産業委員			
辞任			
小野 晋也君	辻 澄夫君	伊藤信太郎君	西銘恒三郎君
辻 澄夫君	高木 陽介君	高木 陽介君	佐藤 勉君
辻 澄夫君	高木 陽介君	山本喜代宏君	田中 英夫君
辻 澄夫君	高木 陽介君	伊藤信太郎君	原田 令嗣君
農林水産委員			
辞任			
金子 恭之君	岡本 充功君	高橋千鶴子君	西銘恒三郎君
岡本 充功君	高橋千鶴子君	石井 郁子君	佐々木憲昭君
高橋千鶴子君	石井 郁子君	高橋千鶴子君	金子 恭之君
西銘恒三郎君	佐々木憲昭君	西銘恒三郎君	岡本 充功君
決算行政監視委員			
辞任			
寺田 実君	和田 隆志君	伊藤信太郎君	西銘恒三郎君
和田 隆志君	高木 陽介君	高木 陽介君	佐藤 勉君
和田 隆志君	高木 陽介君	山本喜代宏君	田中 英夫君
和田 隆志君	高木 陽介君	伊藤信太郎君	原田 令嗣君
農林水産委員			
辞任			
中山 泰秀君	和田 隆志君	伊藤信太郎君	西銘恒三郎君
和田 隆志君	高木 陽介君	高木 陽介君	佐藤 勉君
和田 隆志君	高木 陽介君	山本喜代宏君	田中 英夫君
和田 隆志君	高木 陽介君	伊藤信太郎君	原田 令嗣君



五、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する事項

#### 六、行政監視に関する事項

一二、調査の目的  
決算の適正を期し、行政監視の機能を果たすため

三、調査の方法  
小委員会の設置、関係各方面からの説明聽取及び資料の要求等

四、調査の期間  
本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条规定により承認を求める。

平成十六年三月三十一日

決算行政監視委員長 石井 一

衆議院議長 河野 洋平殿

#### (質問書提出)

一、去る三月三十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

低齧液圧症候群の治療推進に関する質問主意書  
(古屋範子君提出)

一、昨三月三十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

第一五九国会に政府が提出した国民年金法等の一部を改正する法律案に関する質問主意書(城島正光君提出)

社会保険庁のコンピュータシステムに関する質問主意書(内山晃君提出)

ハローワークのコンピュータシステムに関する質問主意書(内山晃君提出)

労働基準監督署のコンピュータシステムに関する質問主意書(内山晃君提出)

国民年金の健全な運営に関する質問主意書(中根康浩君提出)

(答弁書受領)

一、去る三月三十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員中根康浩君提出公的年金業務の安全性と効率性、及び運営に関する質問に対する答弁書

衆議院議員川内博史君外一名提出今国会提出の著作権法の一部を改正する法律案に於ける「商業用レコード」の定義と法律の適用範囲に関する質問に対する答弁書

衆議院議員島聰君提出郵便貯金及び簡易保険の民営化検討に関する質問に対する答弁書

平成十六年三月三日提出  
質問 第二十九号

公的年金業務の安全性と効率性、及び運営に関する質問主意書

提出者 中根 康浩

平成十六年三月三日提出  
質問 第二十九号

公的年金業務の安全性と効率性、及び運営に関する質問主意書

提出者 中根 康浩

たい。

国民の年金不信をこれ以上拡大させないためにも、厚生労働省及び社会保険庁の公的年金制度の安全性と効率性への取組みを検証するのは、緊急を要すると考える。

従つて、次の事項について質問する。

一、国民年金の未納者に関する基礎年金番号や住所、氏名、生年月日など重要な個人情報が記載された未納者カードの盗難事故について

(1) 社会保険庁では、平成十四年七月から平成十五年三月までの間、未納者カードの盗難事故が六件発生している。これらカードの盗難が発生したそれぞれの年月日、発生場所、発生状況、および事故を引き起こした社会保険事務所ないしは社会保険事務局について答弁されたい。

(2) 盗難事故後の処理として、当然、所轄の警察署等に盗難届けを出したものと思われるが、その盗難届けの提出日と提出先の警察署名について答弁されたい。なお、盗難届けを提出していないケースがあれば、提出しなかつた理由についてもあわせて答弁されたい。

(3) 「金銭登録機」を導入した理由は何か。また、「金銭登録機」は、何年度の予算で購入のための予算措置が取られたのか。その予算科目と予算額及び、年度末の決算額を答弁されたい。

(4) 「金銭登録機」に関する平成十六年度の予算額と、その予算で購入が計画されている台数や備品及び、バージョンアップの内容等について答弁されたい。

(5) 全国の大手社会保険事務所で購入した「金銭登録機」の、各社会保険事務所別の購入台数、購入金額、購入年月日、購入先の企業名、購入のための契約形態、購入のための財源について答弁されたい。

(6) 「金銭登録機」に収録されている未納者記録は、社会保険庁のホストコンピューターに記録されている未納者記録の、いつの時点のものが収録されているのか。また、

(4)

盗難にあつた未納者カードにかかる被保険者のうち、事情説明やお詫びをしなかつた被保険者はいたのか。その場合、事情説明やお詫びをしなかつた理由について答弁されたい。

(5) 未納者カードの盗難事故後、データ保護管理責任者である社会保険事務所長に対し、社会保険庁では、いつ、どのような手段を用い情報管理の徹底を指示したのか。また、この対象者は盗難が発生した社会保険事務所の所長に留まるのか。あるいは、全国の社会保険事務所長に対してなされたものなのか、あわせて答弁されたい。

(6) 「金銭登録機」の導入について

(1) 「金銭登録機」を導入した理由は何か。また、「金銭登録機」は、何年度の予算で購入のための予算措置が取られたのか。その予算科目と予算額及び、年度末の決算額を答弁されたい。

(2) 「金銭登録機」に関する平成十六年度の予算額と、その予算で購入が計画されている台数や備品及び、バージョンアップの内容等について答弁されたい。

(3) 全国の大手社会保険事務所で購入した「金銭登録機」の、各社会保険事務所別の購入台数、購入金額、購入年月日、購入先の企業名、購入のための契約形態、購入のための財源について答弁されたい。

(4) 「金銭登録機」に収録されている未納者記録は、社会保険庁のホストコンピューターに記録されている未納者記録の、いつの時点のものが収録されているのか。また、

「金銭登録機」のデータは、どのような周期で、どのようにして更新されるのか。あわ

三 國際社會保障協会への社會保険廳職員の派遣

について

(1) 社会保険庁職員を国際社会保障協会に派遣するにあたって、その職員は、社会保険

序職員のままなのか、あるいは外郭団体等

へ出向したのせの派遣とし

(2) 職員を外郭団体等に出向させたのち派遣

する場合、その出向先が負担する派遣費用

、平成十六年度までの予算額、決算額に

ついて答弁されたい。

(3) 職員の身分いかんにかかわらず、社会保険料が負担する医療費用はあるつ。この

険庁が負担する派遣費用はあるのか。その場合、どのような根拠法にもとづき、一般財源及び保険料財源から、いくら支出しているのか。昭和四十五年度以降、平成十六年度までの予算額、決算額について答弁さ

右質問する。

內閣衆質一五九第二九号

平成十六年三月三十日

内閣總理大臣 小泉純一郎

衆議院議員中根康浩君提出公的年金業務の安全性と効率性、及び運営に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

等の機会をとらえ、各地方社会保険事務局長に

社会保険事務局長に対し、未納者からの監査の実施方針を含め、個人情報の適切な管理を改

お尋ねの情報管理の徹底については未納者カードの盗難が発生した場合において、その都度、社会保険庁総務部地方課長から、当該盗難

の戸別訪問等を行つた日 戸別訪問等を行つた日  
職員の人数及び役職並びに事情説明等を行わな  
かつた場合におけるその理由は、別表第二のと  
おりである。

盗難の被害に遭つた未納者カードに記載されていた情報に係る被保険者に対する事情説明等

下「被保険者」という。)の氏名、住所、保険料納付記録等の情報が、一枚につき一人分記載され

日、発生場所、発生状況、被害に遭った社会保険事務所の名称、被害届の提出日及び被害届の提出先は、別表第一のとおりである。

衆議院議員中根康浩君提出公的年金業務の  
安全性と効率性、及び運営に関する質問に  
対する答弁書

二の(一)について  
対し、個人情報の適切な管理の徹底について所管の社会保険事務所長を指導するよう注意喚起に努めているところである。

尋ねの金銭登録機の購入台数等については、今定してお答えすることは困難である。また、お後、国民年金推進員の増員の状況等を踏まえ、決定することとなる。

社会保険事務所において平成十六年二月末まで購入した金銭登録機の社会保険事務所別の購入年月日、購入台数及び購入金額は、別表第三のとおりである。

また、これらの金銭登録機は、すべて、随意契約により株式会社カワグチ技研から購入しており、その購入には保険料財源を充てている。

二の(4)について

金銭登録機には、当該金銭登録機を携行する国民年金推進員が当面の間に戸別訪問を予定している被保険者の情報を記録しているところであるが、当該情報については、各社会保険事務所の金銭登録機の管理責任者が当該国民年金推進員の戸別訪問の予定に従つて隨時更新しているところである。その際、情報の更新には当該更新を行う月の前月の末日時点の社会保険庁社会保険業務センターの情報を用いている。

国際社会保障協会には、平成七年度以降、毎年度一名ないし二名の社会保険職員を同庁職員として派遣しているところであり、派遣に当

たつて派遣する職員を「外郭団体等」へ出向させたことはない。派遣費用は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百四十四号）等の規定に基づき支出しており、派遣費用の予算額、決算額及び財源は、別表第四のとおりである。

別表第一

盗難の発生年月日	発生場所	発生状況	社会保険事務所名	被害届の提出日	被害届の提出先
1 平成14年7月17日	佐賀県唐津市鏡字立神467 1番地「ジャスコ唐津店」駐車場	業務打合せ終了後、帰宅途中に「ジャスコ唐津店」に自家用車で立ち寄り、買物を済ませた後、自家用車に戻ったところ、窓ガラスが割られ、助手席に置いてあつた未納者カード等が入ったかばんがなくなっていた。	唐津社会保険事務所	平成14年7月17日	佐賀県警察唐津警察署
2 平成14年8月17日	埼玉県越谷市南越谷3丁目10番7号東武伊勢崎線高架橋下り線下の道路上	戸別訪問業務終了後、帰宅途中に自転車の前カゴに入れていた未納者カード等が入ったかばんを後ろから来た2人乗りのバイクの男にひったくられた。	春日部社会保険事務所	平成14年8月17日	埼玉県警察越谷警察署南越谷駅前交番
3 平成14年11月26日	大阪府大阪市生野区生野西2丁目7番20号付近の路上	戸別訪問業務終了後、帰宅途中に大阪市生野区の路上において自動販売機で飲料水を購入するため自転車から離れている間に、自転車の前カゴから、未納者カード等が入ったかばんがなくなっていた。	今里社会保険事務所	平成14年11月27日	大阪府警察東成警察署
4 平成15年1月15日	宮城県仙台市青葉区国見ヶ丘1丁目2番地の2「みやぎ生協」2階駐車場	戸別訪問業務終了後、帰宅途中に「みやぎ生協」に自家用車で立ち寄り、買物を済ませた後、自家用車に戻ったところ、助手席においてあつた未納者カード等が入ったかばんがなくなっていた。	仙台北社会保険事務所	平成15年1月15日	宮城県警察仙台北警察署中山交番
5 平成15年1月31日	埼玉県所沢市緑町1丁目2番23号「ファミリーマート新所沢西口店」付近	戸別訪問業務終了後、帰宅途中に「ファミリーマート新所沢西口店」で買物を済ませた後、自転車に乗り500メートルくらい走り、交差点で信号待ちをしているときに後部荷台にゴムバンドで止めてあつた未納者カード等が入ったかばんがないことに気付いた。	所沢社会保険事務所	平成15年2月1日	埼玉県警察所沢警察署緑町交番
6 平成15年3月31日	東京都杉並区桃井1丁目環状8号線「四面道交差点」付近	戸別訪問業務終了後、帰宅し、自転車後部荷台のカゴを見たところ、防犯ネットが3ヶ所切れており、中に入れておいた未納者カード等が入ったかばんがなくなっていた。	杉並社会保険事務所	平成15年4月1日	警視庁荻窪警察署

(注) 5については、事故の発生状況から、被害届ではなく遺失届を提出している。

## (外) 報 告

別表第二

社会保険 事務所名	事情説明 等の有無	事情説明等の内容	戸別訪問等を行った日	訪問等を行った職 員の人数及び役職	事情説明等を行わなかつた理由
1 唐津社会保 険事務所	無	—	—	—	盜難の被害に遭った翌日に未納者カードが入ったかばんが発見されたため、未納者カードに記載されている個人情報が流出したとは考えにくことから、特に未納者カードに記載されていた情報に係る被保険者に対する事情説明等は行っていない。
2 春日部社会 保険事務所	無	—	—	—	盜難の被害に遭った当日に未納者カードが入ったかばんが川から発見され、同時に未納者カードも一部見つかることから、廃棄し、個人情報が流出したとは考えにくいことから、特に未納者カードに記載されていた情報に係る被保険者に対する事情説明等は行っていない。
3 今里社会保 険事務所	有	盜難の被害に遭った未納者カードに記載されていた情報に係る被保険者に対して、戸別訪問又は電話連絡により、「不審な人物による訪問、電話には注意して下さい。実際に、訪問、電話があった場合には、社会保険事務所に連絡して下さい。」との説明を行った。	平成14年11月28日 及び29日並びに12月2日の3日前	5人 (次長、総務課長、国民年金課長及び社会保険調査官(2名))	盜難の被害に遭った未納者カードに記載されていた情報に係る被保険者に対して、戸別訪問又は電話連絡により、「不審な人物による訪問、電話には注意して下さい。実際に、訪問、電話があった場合には、社会保険事務所に連絡して下さい。」との説明を行った。
4 仙台北社会 保険事務所	有	盜難の被害に遭った未納者カードに記載されていた情報に係る被保険者に対して、戸別訪問又は電話連絡により、「不審な人物による訪問、電話には注意して下さい。実際に、訪問、電話があった場合には、社会保険事務所に連絡して下さい。」との説明を行った。	平成15年1月16日	4人 (国民年金業務第一課長、主任国民年金調査官及び年金専門官)	盜難の被害に遭った未納者カードに記載されていた情報に係る被保険者に対して、戸別訪問又は電話連絡により、「不審な人物による訪問、電話には注意して下さい。実際に、訪問、電話があった場合には、社会保険事務所に連絡して下さい。」との説明を行った。
5 両沢社会保 険事務所	有	盜難の被害に遭った未納者カードに記載されていた情報に係る被保険者に対して、戸別訪問又は電話連絡により、「不審な人物による訪問、電話には注意して下さい。実際に、訪問、電話があった場合には、社会保険事務所に連絡して下さい。」との説明を行った。	平成15年2月8日から 10日まで及び16日の 4日間	2人 (国民年金業務第二課長及び年金専門官)	盜難の被害に遭った未納者カードに記載されていた情報に係る被保険者に対して、戸別訪問又は電話連絡により、「不審な人物による訪問、電話には注意して下さい。実際に、訪問、電話があった場合には、社会保険事務所に連絡して下さい。」との説明を行った。
6 杉並社会保 険事務所	有	盜難の被害に遭った未納者カードに記載されていた情報に係る被保険者に対して、戸別訪問又は電話連絡により、「不審な人物による訪問、電話には注意して下さい。実際に、訪問、電話があった場合には、社会保険事務所に連絡して下さい。」との説明を行った。	平成15年4月23日か ら25日まで及び28日 の4日間	2人 (国民年金業務課長及びシ ステム運用管理官)	盜難の被害に遭った未納者カードに記載されていた情報に係る被保険者に対して、戸別訪問又は電話連絡により、「不審な人物による訪問、電話には注意して下さい。実際に、訪問、電話があった場合には、社会保険事務所に連絡して下さい。」との説明を行った。

- (注) 1. 役職については、当該社会保険事務所における役職である。  
 2. 不在であったため戸別訪問又は電話連絡により連絡がつかなかった被保険者もいるが、当該被保険者に対しては「社会保険事務所へ連絡をして下さい。」との文書を送付した。

別表第三

社会保険事務所名等	購入年月日	購入台数(台)	購入金額(円)
北海道社会保険事務局	平成15年3月24日	3	520,380
札幌東社会保険事務所	平成15年3月3日	17	2,948,820
札幌西社会保険事務所	平成15年3月11日	8	1,387,680
札幌北社会保険事務所	平成15年3月27日	15	2,601,900
新さつぼろ社会保険事務所	平成15年3月7日	11	1,908,060
函館社会保険事務所	平成15年3月7日	11	1,908,060
旭川社会保険事務所	平成15年3月14日	9	1,561,140
釧路社会保険事務所	平成15年3月7日	7	1,214,220
金剛社会保険事務所	平成15年3月20日	6	1,040,760
苦小牧社会保険事務所	平成15年3月11日	6	1,040,760
岩見沢社会保険事務所	平成15年3月10日	3	520,380
小樽社会保険事務所	平成15年3月19日	5	867,300
北見社会保険事務所	平成15年3月27日	8	1,387,680
帶広社会保険事務所	平成15年3月12日	7	214,220
稚川社会保険事務所	平成15年3月13日	2	346,920
留萌社会保険事務所	平成15年3月7日	3	520,380
青森社会保険事務所	平成15年3月10日	9	1,693,840
むつ社会保険事務所	平成15年3月20日	4	1,908,060
弘前社会保険事務所	平成15年3月17日	11	1,908,060
盛岡社会保険事務所	平成15年3月7日	5	867,300
花巻社会保険事務所	平成15年3月14日	5	867,300
二戸社会保険事務所	平成15年2月28日	2	346,920
一関社会保険事務所	平成15年3月17日	4	693,840
宮城社会保険事務局	平成15年3月28日	3	520,380
仙台東社会保険事務所	平成15年3月25日	5	346,920
仙台北社会保険事務所	平成15年2月28日	5	867,300
大河原社会保険事務所	平成15年3月31日	4	693,840
石巻社会保険事務所	平成15年3月20日	4	693,840
古川社会保険事務所	平成15年3月26日	9	1,561,140
秋田社会保険事務所	平成15年3月28日	8	1,387,680
秋田社会保険事務所	平成15年3月25日	9	1,561,140
大河原社会保険事務所	平成15年2月28日	5	867,300
高崎社会保険事務所	平成15年3月31日	4	693,840
高崎社会保険事務所	平成15年3月20日	4	693,840
太田社会保険事務所	平成15年3月26日	9	1,561,140
浦和社会保険事務所	平成15年3月31日	1	387,680
前橋社会保険事務所	平成15年3月25日	1	387,680
桐生社会保険事務所	平成15年2月28日	1	387,680
高崎社会保険事務所	平成15年3月31日	1	387,680
浜川社会保険事務所	平成15年3月20日	1	387,680
太田社会保険事務所	平成15年3月17日	1	387,680
太田社会保険事務所	平成15年3月17日	1	387,680
大宮社会保険事務所	平成15年3月17日	1	387,680
川越社会保険事務所	平成15年3月10日	1	387,680
雁谷社会保険事務所	平成15年3月10日	1	387,680
所沢社会保険事務所	平成15年3月10日	1	387,680
狭山社会保険事務所	平成15年3月10日	1	387,680
千葉社会保険事務所	平成15年3月11日	5	867,300
大曲社会保険事務所	平成15年3月7日	4	346,920
大曲社会保険事務所	平成15年2月10日	5	867,300
本庄社会保険事務所	平成15年3月18日	3	693,840
山形社会保険事務局	平成15年3月10日	4	693,840
山形社会保険事務所	平成15年3月12日	3	520,380
鶴岡社会保険事務所	平成15年3月25日	5	867,300
新庄社会保険事務所	平成15年3月14日	4	693,840
米沢社会保険事務所	平成15年3月10日	5	867,300
米沢社会保険事務所	平成15年3月17日	5	867,300

(付) 印

社会保険事務所名等	購入年月日	購入台数(台)	購入金額(円)
福島社会保険事務局	平成15年3月13日	2	346,920
東北福島社会保険事務所	平成15年3月27日	4	693,840
平社会保険事務所	平成15年3月31日	4	693,840
相馬社会保険事務所	平成15年3月10日	5	867,300
郡山社会保険事務所	平成15年3月24日	5	867,300
白河社会保険事務所	平成15年3月17日	4	693,840
会津若松社会保険事務所	平成15年3月14日	5	867,300
水戸南社会保険事務所	平成15年3月24日	4	693,840
水戸北社会保険事務所	平成15年3月25日	3	520,380
下館社会保険事務所	平成15年3月17日	10	1,734,600
日立社会保険事務所	平成15年3月18日	6	1,040,760
柿木社会保険事務所	平成15年3月11日	4	693,840
宇都宮東社会保険事務所	平成15年3月19日	3	520,380
宇都宮西社会保険事務所	平成15年3月17日	4	693,840
大田原社会保険事務所	平成15年3月18日	2	346,920
宇都宮社会保険事務所	平成15年3月20日	5	867,300
宇都宮西社会保険事務所	平成15年3月12日	5	867,300
大田原社会保険事務所	平成15年3月17日	4	693,840
今市社会保険事務所	平成15年3月17日	4	693,840
群馬社会保険事務局	平成15年3月18日	2	346,920
前橋社会保険事務所	平成15年3月20日	5	867,300
桐生社会保険事務所	平成15年3月12日	4	693,840
高崎社会保険事務所	平成15年3月17日	4	693,840
浜川社会保険事務所	平成15年3月26日	4	693,840
太田社会保険事務所	平成15年3月17日	5	867,300
浦和社会保険事務所	平成15年3月17日	1	387,680
大宮社会保険事務所	平成15年3月17日	1	387,680
川越社会保険事務所	平成15年3月10日	1	387,680
雁谷社会保険事務所	平成15年3月10日	1	387,680
所沢社会保険事務所	平成15年3月10日	1	387,680
狭山社会保険事務所	平成15年3月10日	1	387,680
千葉社会保険事務所	平成15年3月11日	5	867,300
大曲社会保険事務所	平成15年3月7日	4	346,920
大曲社会保険事務所	平成15年2月10日	5	867,300
本庄社会保険事務所	平成15年3月18日	3	693,840
山形社会保険事務局	平成15年3月10日	4	693,840
山形社会保険事務所	平成15年3月12日	3	520,380
鶴岡社会保険事務所	平成15年3月25日	5	867,300
新庄社会保険事務所	平成15年3月14日	4	693,840
米沢社会保険事務所	平成15年3月10日	5	867,300
米沢社会保険事務所	平成15年3月17日	5	867,300

## (六) 帳

社会保険事務所名等	購入年月日	購入台数(台)	購入金額(円)
東京社会保険事務局	平成15年9月16日	3	520,380
麹町社会保険事務所	平成15年3月27日	3	520,380
新宿社会保険事務所	平成15年3月27日	1,214,220	1,214,220
杉並社会保険事務所	平成15年3月27日	1,561,140	1,561,140
中野社会保険事務所	平成15年9月16日	520,380	520,380
上野社会保険事務所	平成15年3月27日	1,387,680	1,387,680
文京社会保険事務所	平成15年3月27日	867,300	867,300
墨田社会保険事務所	平成15年3月27日	867,300	867,300
江東社会保険事務所	平成15年3月27日	1,040,760	1,040,760
渋谷社会保険事務所	平成15年3月27日	1,387,680	1,387,680
目黒社会保険事務所	平成15年3月27日	1,561,140	1,561,140
世田谷社会保険事務所	平成15年3月27日	693,840	693,840
蒲田社会保険事務所	平成15年3月27日	1,040,760	1,040,760
渋谷社会保険事務所	平成15年3月27日	1,040,760	1,040,760
北社会保険事務所	平成15年3月27日	1,561,140	1,561,140
板橋社会保険事務所	平成15年3月27日	1,387,680	1,387,680
練馬社会保険事務所	平成15年3月27日	1,561,140	1,561,140
足立社会保険事務所	平成15年9月16日	867,300	867,300
荒川社会保険事務所	平成15年3月27日	1,561,140	1,561,140
葛飾社会保険事務所	平成15年3月27日	867,300	867,300
神田社会保険事務所	平成15年3月27日	520,380	520,380
日本橋社会保険事務所	平成15年3月27日	520,380	520,380
京橋社会保険事務所	平成15年3月27日	520,380	520,380
港社会保険事務所	平成15年3月27日	867,300	867,300
品川社会保険事務所	平成15年3月27日	1,214,220	1,214,220
大森社会保険事務所	平成15年3月27日	1,387,680	1,387,680
立川社会保険事務所	平成15年3月27日	1,561,140	1,561,140
八王子社会保険事務所	平成15年3月27日	1,561,140	1,561,140
武藏野社会保険事務所	平成15年3月27日	2,081,520	2,081,520
府中社会保険事務所	平成15年3月27日	2,081,520	2,081,520

社会保険事務所名等	購入年月日	購入台数(台)	購入金額(円)
神奈川社会保険事務局	平成15年3月14日	3	520,380
港北社会保険事務所	平成15年3月14日	3	520,380
横浜中社会保険事務所	平成15年3月14日	5	520,380
横浜南社会保険事務所	平成15年3月14日	1,561,140	1,561,140
鶴見社会保険事務所	平成15年3月14日	2	346,920
保土ヶ谷社会保険事務所	平成15年3月14日	1,387,680	1,387,680
横須賀社会保険事務所	平成15年3月14日	1,561,140	1,561,140
川崎社会保険事務所	平成15年3月14日	1,561,140	1,561,140
高津社会保険事務所	平成15年3月14日	1,561,140	1,561,140
平塚社会保険事務所	平成15年3月14日	1,561,140	1,561,140
厚木社会保険事務所	平成15年3月14日	1,561,140	1,561,140
相模原社会保険事務所	平成15年3月14日	1,561,140	1,561,140
小田原社会保険事務所	平成15年3月14日	1,561,140	1,561,140
藤沢社会保険事務所	平成15年3月14日	1,561,140	1,561,140
新潟社会保険事務局	平成15年3月24日	3	520,380
新潟東社会保険事務所	平成15年3月24日	5	867,300
新潟西社会保険事務所	平成15年3月24日	5	867,300
長岡社会保険事務所	平成15年3月24日	5	867,300
上越社会保険事務所	平成15年3月24日	5	867,300
柏崎社会保険事務所	平成15年3月24日	5	867,300
三条社会保険事務所	平成15年3月24日	5	867,300
新発田社会保険事務所	平成15年3月24日	5	867,300
六日町社会保険事務所	平成15年3月24日	5	867,300
當山社会保険事務所	平成15年3月24日	5	867,300
高岡社会保険事務所	平成15年3月24日	5	867,300
魚津社会保険事務所	平成15年3月24日	5	867,300
砺波社会保険事務所	平成15年3月24日	5	867,300
石川社会保険事務局	平成15年3月17日	3	520,380
金沢南社会保険事務所	平成15年3月17日	3	520,380
金沢北社会保険事務所	平成15年3月17日	3	520,380
小松社会保険事務所	平成15年3月17日	3	520,380
七尾社会保険事務所	平成15年3月17日	3	520,380
福井社会保険事務所	平成15年3月17日	3	520,380
武生社会保険事務所	平成15年3月17日	1,387,680	1,387,680
敦賀社会保険事務所	平成15年3月17日	1,561,140	1,561,140
甲府社会保険事務所	平成15年3月17日	1,561,140	1,561,140
竜王社会保険事務所	平成15年3月17日	1,561,140	1,561,140
大月社会保険事務所	平成15年3月17日	867,300	867,300

官 報 (号 外)

社会保険事務所名等	購入年月日	購入台数(台)	購入金額(円)
長野社会保険事務局	平成15年3月18日	6	1,040,760
長野南社会保険事務所	平成15年3月18日	8	1,387,680
長野北社会保険事務所	平成15年3月17日	4	693,840
岡谷社会保険事務所	平成15年3月18日	5	867,300
伊那社会保険事務所	平成15年3月3日	4	693,840
飯田社会保険事務所	平成15年2月14日	4	693,840
松本社会保険事務所	平成15年3月19日	8	1,387,680
小諸社会保険事務所	平成15年3月18日	8	1,387,680
岐阜社会保険事務局	平成15年3月12日	4	693,840
岐阜南社会保険事務所	平成15年3月11日	5	867,300
岐阜北社会保険事務所	平成15年3月17日	2	346,920
多治見社会保険事務所	平成15年3月5日	5	867,300
大垣社会保険事務所	平成15年3月14日	2	346,920
美濃加茂社会保険事務所	平成15年3月14日	4	693,840
高山社会保険事務所	平成15年3月19日	3	520,380
静岡社会保険事務局	平成15年3月13日	5	867,300
静岡社会保険事務所	平成15年3月18日	2	346,920
清水社会保険事務所	平成15年3月5日	4	693,840
浜松東社会保険事務所	平成15年3月25日	2	346,920
浜松西社会保険事務所	平成15年3月17日	2	346,920
沼津社会保険事務所	平成15年3月19日	2	346,920
三島社会保険事務所	平成15年2月24日	1	173,460
島田社会保険事務所	平成15年3月13日	5	867,300
川社会保険事務所	平成15年3月24日	4	693,840
富士社会保険事務所	平成15年3月13日	2	346,920
富士社会保険事務所	平成15年3月17日	4	693,840
富士社会保険事務所	平成15年3月13日	2	346,920
富士社会保険事務所	平成15年3月22日	5	867,300
富士社会保険事務所	平成15年3月22日	5	867,300
富士社会保険事務所	平成15年3月13日	3	693,840
富士社会保険事務所	平成15年3月24日	4	693,840
富士社会保険事務所	平成15年3月12日	5	867,300
富士社会保険事務所	平成15年3月20日	3	520,380
富士社会保険事務所	平成15年3月13日	4	867,300
富士社会保険事務所	平成15年3月20日	4	693,840
富士社会保険事務所	平成15年3月13日	5	867,300
富士社会保険事務所	平成15年3月17日	3	693,840
富士社会保険事務所	平成15年3月11日	4	867,300
富士社会保険事務所	平成15年3月17日	2	346,920
富士社会保険事務所	平成15年3月12日	5	867,300
富士社会保険事務所	平成15年3月19日	2	346,920

社会保険事務所名等	購入年月日	購入台数(台)	購入金額(円)
愛知社会保険事務局 大曾根社会保険事務所	平成15年3月25日 平成15年2月14日	3 5	520,380 867,300
中村社会保険事務所	平成15年3月12日	5	867,300
鶴舞社会保険事務所	平成15年3月3日	5	693,840
熱田社会保険事務所	平成15年3月3日	4	173,460
笠寺社会保険事務所	平成15年3月5日	1	346,920
名古屋北社会保険事務所	平成15年3月10日	2	867,300
昭和社会保険事務所	平成15年3月17日	5	693,840
名古屋西社会保険事務所	平成15年2月28日	4	867,300
豊橋社会保険事務所	平成15年3月14日	4	693,840
岡崎社会保険事務所	平成15年1月29日	5	867,300
瀬戸社会保険事務所	平成15年2月19日	5	867,300
半田社会保険事務所	平成15年3月20日	1	173,460
豊川社会保険事務所	平成15年1月21日	5	867,300
刈谷社会保険事務所	平成15年2月25日	2	346,920
豊田社会保険事務所	平成15年3月6日	4	693,840
瀬戸社会保険事務所	平成15年3月13日	2	346,920
豊川社会保険事務所	平成15年3月15日	4	693,840
刈谷社会保険事務所	平成15年3月1日	6	1,040,760
豊田社会保険事務所	平成15年3月10日	5	867,300
瀬戸社会保険事務所	平成15年3月11日	5	867,300
半田社会保険事務所	平成15年3月12日	2	346,920
豊川社会保険事務所	平成15年3月14日	5	867,300
刈谷社会保険事務所	平成15年3月19日	4	693,840
豊田社会保険事務所	平成15年2月27日	3	346,920
三重社会保険事務局 津社会保険事務所	平成15年3月11日	2	693,840
四日市社会保険事務所	平成15年2月3日	5	867,300
松坂社会保険事務所	平成15年3月3日	4	693,840
伊勢社会保険事務所	平成15年3月3日	5	867,300
尾鷲社会保険事務所	平成15年3月10日	1	173,460
大津社会保険事務所 草津社会保険事務所	平成15年2月14日	12	2,081,520
彦根社会保険事務所	平成15年3月5日	5	867,300
	平成15年3月6日	4	693,840
	平成15年2月27日	5	867,300
	平成15年3月3日	4	693,840
	平成15年3月24日	2	346,920
	平成15年3月14日	4	693,840
	平成15年3月24日	8	1,387,680
	平成15年3月19日	9	1,561,140
	平成15年3月19日	7	1,214,220

社会保険事務所名等	購入年月日	購入台数(台)	購入金額(円)
舞鶴社会保険事務所	平成15年3月3日	10	1,734,600
上京社会保険事務所	平成15年2月3日	5	867,300
中京社会保険事務所	平成15年3月17日	3	520,380
下京社会保険事務所	平成15年3月3日	5	867,300
京都南社会保険事務所	平成15年3月31日	2	346,920
京都西社会保険事務所	平成15年2月19日	5	867,300
平成15年3月7日	12	2,081,520	
大阪社会保険事務局	平成15年3月17日	4	867,300
	平成15年1月15日	2	346,920
	平成15年2月4日	4	693,840
	平成15年2月26日	4	693,840
天満社会保険事務所	平成15年3月10日	4	693,840
福島社会保険事務所	平成15年3月3日	4	693,840
堺江社会保険事務所	平成15年3月5日	4	693,840
市岡社会保険事務所	平成15年3月10日	4	693,840
天王寺社会保険事務所	平成15年3月14日	10	1,734,600
平野社会保険事務所	平成15年3月7日	15	867,300
難波社会保険事務所	平成15年3月10日	12	2,081,520
淀川社会保険事務所	平成15年2月21日	3	520,380
今里社会保険事務所	平成15年3月5日	12	2,081,520
城東社会保険事務所	平成15年3月10日	8	1,387,680
貝塚社会保険事務所	平成15年3月19日	5	867,300
大手前社会保険事務所	平成15年3月5日	5	867,300
守口社会保険事務所	平成15年3月5日	4	867,300
堺東社会保険事務所	平成15年3月4日	5	867,300
堺西社会保険事務所	平成15年2月24日	4	867,300
東大阪社会保険事務所	平成15年2月27日	3	520,380
八尾社会保険事務所	平成15年3月12日	3	520,380
吹田社会保険事務所	平成15年3月17日	10	1,734,600
豊中社会保険事務所	平成15年3月11日	5	867,300
枚方社会保険事務所	平成15年3月13日	2	346,920
	平成15年3月14日	4	693,840
	平成15年3月13日	5	867,300
	平成15年3月12日	4	867,300
	平成15年2月13日	5	867,300
	平成15年3月10日	5	867,300
	平成15年3月5日	7	867,300
	平成15年3月14日	5	867,300
	平成15年3月17日	4	867,300
	平成15年3月20日	5	867,300
	平成15年3月4日	9	1,214,220
	平成15年3月10日	5	867,300
	平成15年3月18日	3	520,380
	平成15年3月18日	5	867,300

社会保険事務所名等	購入年月日	購入台数(台)	購入金額(円)
兵庫社会保険事務局	平成15年3月 3日	9	1, 561, 140
須磨社会保険事務所	平成15年3月 20日	9	1, 561, 140
東灘社会保険事務所	平成15年3月 26日	8	1, 387, 680
兵庫社会保険事務所	平成15年3月 3日	8	1, 387, 680
三宮社会保険事務所	平成15年3月 28日	9	1, 561, 140
姫路社会保険事務所	平成15年3月 18日	9	1, 561, 140
尼崎社会保険事務所	平成15年3月 7日	9	1, 561, 140
明石社会保険事務所	平成15年3月 11日	9	1, 561, 140
西宮社会保険事務所	平成15年3月 13日	9	1, 561, 140
豊岡社会保険事務所	平成15年3月 14日	9	1, 561, 140
加古川社会保険事務所	平成15年3月 25日	9	1, 561, 140
奈良社会保険事務所	平成15年3月 24日	2	346, 920
奈良社会保険事務所	平成15年3月 12日	9	1, 561, 140
大和高田社会保険事務所	平成15年3月 5日	5	867, 300
奈良社会保険事務所	平成15年3月 24日	2	346, 920
桜井社会保険事務所	平成15年3月 3日	5	867, 300
桜井社会保険事務所	平成15年3月 14日	3	520, 380
和歌山社会保険事務局	平成15年3月 20日	5	867, 300
和歌山東社会保険事務所	平成15年3月 20日	8	1, 387, 680
和歌山西社会保険事務所	平成15年3月 18日	4	693, 840
田辺社会保険事務所	平成15年3月 20日	7	1, 214, 220
鳥取社会保険事務所	平成15年3月 20日	7	1, 214, 220
倉吉社会保険事務所	平成15年3月 20日	4	693, 840
米子社会保険事務所	平成15年3月 4日	7	1, 214, 220
島根社会保険事務局	平成15年3月 28日	1	173, 460
松江社会保険事務所	平成15年3月 28日	7	1, 214, 220
出雲社会保険事務所	平成15年3月 20日	4	693, 840
浜田社会保険事務所	平成15年3月 20日	2	346, 920
岡山東社会保険事務所	平成15年3月 10日	5	867, 300
岡山西社会保険事務所	平成15年3月 13日	5	693, 840
倉敷東社会保険事務所	平成15年3月 17日	5	867, 300
倉敷西社会保険事務所	平成15年3月 20日	4	693, 840
津山社会保険事務所	平成15年3月 3日	10	1, 734, 600
高梁社会保険事務所	平成15年3月 14日	4	693, 840
広島東社会保険事務所	平成15年1月 16日	5	867, 300
広島東社会保険事務所	平成15年2月 5日	4	693, 840
広島西社会保険事務所	平成15年3月 3日	9	1, 561, 140
広島南社会保険事務所	平成15年3月 3日	2	346, 920
福山社会保険事務所	平成15年3月 3日	9	1, 561, 140
吳社会保険事務所	平成15年2月 14日	10	1, 734, 600
三原社会保険事務所	平成15年3月 3日	8	1, 387, 680
三次社会保険事務所	平成15年2月 28日	6	1, 040, 760
備後府中社会保険事務所	平成15年3月 4日	4	693, 840
	平成15年3月 4日	4	693, 840

(

## 外 印 記

社会保険事務所名等	購入年月日	購入台数(台)	購入金額(円)
山口社会保険事務所	平成15年3月17日	1	173,460
山口社会保険事務所	平成15年3月10日	5	867,300
下関社会保険事務所	平成15年3月20日	2	346,920
徳山社会保険事務所	平成15年2月21日	5	867,300
宇部社会保険事務所	平成15年3月17日	2	346,920
岩国社会保険事務所	平成15年3月11日	2	346,920
萩社会保険事務所	平成15年3月20日	4	693,840
徳島社会保険事務所	平成15年3月11日	2	346,920
徳島社会保険事務所	平成15年3月17日	3	520,380
阿波半田社会保険事務所	平成15年3月18日	2	346,920
香川社会保険事務局	平成15年3月17日	2	346,920
高松東社会保険事務所	平成15年3月17日	3	520,380
高松西社会保険事務所	平成15年3月18日	5	867,300
愛媛社会保険事務所	平成15年3月14日	1	173,460
松山西社会保険事務所	平成15年3月25日	5	867,300
新居浜社会保険事務所	平成15年3月24日	5	867,300
今治社会保険事務所	平成15年3月24日	5	867,300
宇和島社会保険事務所	平成15年3月24日	5	867,300
高知東社会保険事務所	平成15年3月24日	4	693,840
高知西社会保険事務所	平成15年3月24日	5	867,300
南国社会保険事務所	平成15年3月24日	6	1,040,760
幡多社会保険事務所	平成15年3月24日	5	867,300
福岡社会保険事務局	平成15年3月19日	4	693,840
東福岡社会保険事務所	平成15年3月28日	3	520,380
博多社会保険事務所	平成15年3月28日	10	1,734,600
中福岡社会保険事務所	平成15年3月28日	5	867,300
西福岡社会保険事務所	平成15年3月28日	5	867,300
南福岡社会保険事務所	平成15年3月17日	5	867,300
久留米社会保険事務所	平成15年3月31日	5	867,300
小倉南社会保険事務所	平成15年3月28日	5	867,300
小倉北社会保険事務所	平成15年3月31日	8	1,387,680
道方社会保険事務所	平成15年3月12日	6	1,040,760
八幡社会保険事務所	平成15年3月25日	5	867,300
大牟田社会保険事務所	平成15年3月28日	6	1,040,760

社会保険事務所名等	購入年月日	購入台数(台)	購入金額(円)
佐賀社会保険事務所	平成15年3月10日	5	867,300
唐津社会保険事務所	平成15年3月17日	5	867,300
武雄社会保険事務所	平成15年3月24日	1	173,460
長崎社会保険事務局	平成15年3月12日	9	1,561,140
長崎北社会保険事務所	平成15年3月12日	5	867,300
佐世保社会保険事務所	平成15年3月24日	1	173,460
諫早社会保険事務所	平成15年3月12日	7	1,214,220
熊本東社会保険事務所	平成15年3月20日	7	1,214,220
熊本西社会保険事務所	平成15年3月20日	16	2,775,360
八代社会保険事務所	平成15年3月26日	2	346,920
本渡社会保険事務所	平成15年3月20日	8	1,387,680
玉名社会保険事務所	平成15年3月20日	4	693,840
大分社会保険事務局	平成15年3月13日	4	693,840
宮崎社会保険事務所	平成15年3月20日	12	2,081,520
高鍋社会保険事務所	平成15年2月17日	4	693,840
延岡社会保険事務所	平成15年3月10日	6	1,040,760
都城社会保険事務所	平成15年3月19日	8	1,387,680
鹿児島社会保険事務局	平成15年3月3日	7	1,214,220
鹿児島南社会保険事務所	平成15年2月26日	6	1,040,760
鹿児島北社会保険事務所	平成15年3月31日	7	1,214,220
川内社会保険事務所	平成15年3月25日	6	1,040,760
加治木社会保険事務所	平成15年3月10日	6	1,040,760
鹿屋社会保険事務所	平成15年3月12日	6	1,040,760
奄美大島社会保険事務所	平成15年3月10日	5	867,300
那覇社会保険事務所	平成15年3月17日	14	2,428,440
浦添社会保険事務所	平成15年3月10日	7	1,214,220
コザ社会保険事務所	平成15年3月11日	14	2,428,440
名護社会保険事務所	平成15年3月4日	5	867,300
平良社会保険事務所	平成15年3月17日	4	693,840
石垣社会保険事務所	平成15年3月5日	4	693,840

別表第四

年度	旅費		財源
	予算額	決算額	
昭和 45 年度	0	0	—
平成 6 年度	—	—	—
平成 7 年度	4, 248, 000	3, 984, 780	一般財源
平成 8 年度	4, 248, 000	3, 937, 200	一般財源
平成 9 年度	8, 496, 000	7, 879, 800	一般財源
平成 10 年度	8, 525, 000	7, 830, 760	保険料財源
平成 11 年度	8, 525, 000	7, 776, 880	保険料財源
平成 12 年度	8, 075, 000	7, 930, 820	保険料財源
平成 13 年度	8, 105, 000	7, 612, 560	保険料財源
平成 14 年度	8, 145, 000	7, 660, 080	保険料財源
平成 15 年度	8, 145, 000	—	保険料財源
平成 16 年度	8, 120, 000	—	保険料財源

(注) 1. 洋楽費用については、派遣の有無にかかわらず支拂われる給与を除き、派遣のために支拂われた旅費、支度料及び現地滞在費を計上している。

2. 厚生保険特別会計法(昭和1.9年法律第1.0号)附則第1.8条ノ2及び国民年金特別会計法(昭和3.6年法律第3.1号)附則第7.3条に基づき、平成1.8年度から平成1.5年度までの間に、厚生年金保険法(昭和2.9年法律第1.15号)及び国民年金法(昭和3.4年法律第1.4.1号)に基づく年金事業の事務に要する費用の一帯に國及び地方公共団体の負担以外の財源を充てている。

3. 平成1.6年度に係る予算額及び財源については、第1.5.9回国会に提出した予算額としている。

及び平成1.6年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案に基づき記載

平成十六年三月八日提出  
質問 第三三三号

今回提出の著作権法の一部を改正する法律案に於ける「商業用レコード」の定義と法律の適用範囲に関する質問主意書

提出者

川口 博史

佐藤謙一郎

今回提出の著作権法の一部を改正する法律案に於ける「商業用レコード」の定義と法律の適用範囲に関する質問主意書

本年三月五日提出の著作権法の一部を改正する法律案(以下「法律」といへば)に於いて、著作権法第一一二条の規定を変更し、日本国内外で合法的に生産された商業用レコードの日本国内への輸入を禁止する措置(以下「措置」といへば)を創設する法律の(い)あるが、現在の日本国内で流通してゐる商業用レコードのうち日本国外で生産された輸入版の大多数は本法案の立法趣旨に即ひ、「アジア地域での販売を目的とした日本語歌謡(いわゆる『邦楽』)を収録した商業用レコード」ではなく米国などヨーロッパで生産された日本語以外の言語による「洋楽」を収録したものである。前記の事実を踏まべ、本法案に於ける措置の対象たる「商業用レコード」の定義と法律の適用範囲について質問する。なお、同様の文言が並ぶ場合やむ、項目(い)に平易な文章で答弁された。

一 日本国に所在する商業用レコード生産者(以下「国外生産者」といへば)が日本国内に設置してゐる現地法人(以下「日本現地法人」といへば)が国外生産者の製造による商業用レコード(以下「洋盤」といへば)と同内容の洋楽を収録し

た日本向け仕様の商業用レコード(以下「日本盤」といへば)を発売していることを理由として日本国内への輸入または販売対象地域外への輸出を禁止する旨を洋盤に表示した場合も措置が適用されるのか。

二 一とは異なり、国外生産者より洋楽のライセンス供与を受けた日本国内の商業用レコード生産者(以下「国内生産者」といへば)の意向により、国外生産者が販売地域から日本を除外する旨を表示した場合発売なし出荷後に同様の旨を記載したシール等を貼付する場合を含む)も措置が適用されるのか。また、いづした行為は洋楽を収録した輸入盤を取り扱う並行輸入事業者の事業活動に対する妨害行為に当たり、私的の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第一九条(不公正な取引方法の禁止)一般指定第一五項(競争者に対する取引妨害)に該当するのではないか。

三 現在の日本国内で流通している洋楽の音楽用CD(以下「音楽用CD」といへば)の輸入盤と輸入盤と同内容の日本盤を比較した場合に国外生産者の意向によりその日本現地法人もしくは国外生産者よりライセンス供与を受けた国内生産者が発売する日本盤は音楽用CDの規格に準拠していながら「ヨーロントロールCD」(以下「ヨーロンド」といへば)と称する仕様で発売されてゐるに対し、米国並びに英國で発売された輸入盤に於いては音楽用CDの規格に準拠した仕様で発売されている事例が見られる。いのもうに、日本とそれ以外の地域において明らかに異なる規格で発売されているものに於しても同一内容の音楽用CDとして措

置が適用されるのか。なお、CCC'Dに關してはその仕様が音楽用CDの規格に準拠していないため過去に発売された再生機器はCCC'Dの再生を想定して設計されておらず、再生機器の生産事業者は正常な再生を保証していない場合が多い。そのため、CCC'Dの再生が再生機器の故障を誘発する原因となる恐れが指摘されており、消費者の間では再生機器の故障を回避することが輸入盤を購入する動機の一つとなつている状況も見られ、仮に措置が適用された場合はCCC'Dの再生により再生機器の故障を誘発するリスクを回避するため音楽用CDの規格に準拠した輸入盤を購入するという選択肢を消費者から奪い、結果的に前述のリスクを全て消費者が負うことが当然に予想されるところである。

右質問する。

内閣衆質一五九第三三号

平成十六年三月三十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員川内博史君外一名提出今国会提出の著作権法の一部を改正する法律案に於ける「商業用レコード」の定義と法律の適用範囲に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員川内博史君外一名提出今国会提出の著作権法の一部を改正する法律案に於ける「商業用レコード」の定義と法律の適用範囲に関する質問に対する答弁書

一について

今国会に提出している著作権法の一部を改正

する法律案(以下「法案」という)。第百十三条第五項の規定により保護を受ける著作権者又は著作権者(以下「権利者」という)には、著作権法(昭和四十五年法律第四十八号。以下「法」という)第六条に規定する著作物を創作した著作者、法第七条に規定する実演を行った実演家又は法第八条に規定するレコードを作製したレコード製作者が含まれ、日本国民(我が国の法令に基づいて設立された法人及び国内に主たる事務所を有する法人を含む)だけではなく、外国人や外国法人も含まれているところである。

法案第百十三条第五項においては、商業用レコードを輸入する行為等が著作権又は著作権を侵害する行為とみなされるものではなく、国外颁布目的商業用レコードが国内で颁布されることによって、国内颁布目的商業用レコードの発行により権利者の得ることが見込まれる利益が本当に害されることとなる場合に限り、著作権又は著作権を侵害する行為とみなされることとされているところである。お尋ねの場合については、例えば、日本盤に比べて著しく安価な洋盤が国内において発売されることにより権利者の得ることが見込まれる利益が著しく減少することとなるような場合には、法案第百十三条第五項が適用され、著作権又は著作権を侵害する行為とみなされることとなる。また、日本盤が国内において最初に発売された日から起算して七年を超えない範囲内において政令で定める期間(この法律の施行の際際に日本盤が日本国内において発売されている場合には、この法律の施行の日から七年を超えない範囲内において政令で定める期間)を経過した後、当該日本盤と同一の洋盤を輸入する行為等について

は、法案第百十三条第五項ただし書又は法案附則第三条の規定により同項の措置の対象外となる。

三について

法案第百十三条第五項に規定する「同一」とは、その収録されている音楽が同一であることを利用して、国内颁布目的商業用レコードが、お尋ねの音楽用CDの規格に準拠している「コピーロードCD」と称する仕様で発売され、国外颁布目的商業用レコードが音楽用CDの規格に準拠した仕様で発売されていることをもって、法案第百十三条第五項に規定する同一の商業用レコードに該当しないこととなるものではない。

なお、一についてで述べたように、法案第百十三条第五項においては、国外颁布目的商業用レコードを輸入する行為等のすべてが著作権又は著作権を侵害する行為とみなされるものではなく、国外颁布目的商業用レコードが国内で颁布されることによって、国内颁布目的商業用レコードを輸入する旨を表示して、国外において発行している場合には、前記の要件を満たすこととなる。また、当該国外生産者が、権利者の許諾を受けて、その日本現地法人に日本盤を發行させている場合において、当該日本盤と同一の洋盤を日本国内への輸入を禁止する旨を表示して、国外において発行している場合には、前記の要件を満たすこととなる。また、当該国外地法人に日本盤を發行させている場合において、権利者である国外生産者が日本盤と同一の洋盤を日本国内への輸入を禁止する旨を表示して、当該日本盤と同一の洋盤を当該権利者の意

向を受けて、日本国内への輸入を禁止する旨を表示して、国外において発行している場合においても、一についてと同様に、法案第百十三条第五項が適用される。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という)第二十一条においては、著作権法による権利の行使と認められる行為には独占禁止法の規定は適用しないとされており、法案第百十三条第五項に基づく著作権又は著作権を侵害する行為とみなされるものではなく、国外颁布目的商業用レコードが国内で颁布されることによって、国内颁布目的商業用レコードの発行により権利者の得ることが見込まれる利益が本当に害されることとなる場合に限り、著作権又は著作権を侵害する行為とみなされることとされているところである。お尋ねの場合については、例えば、日本盤に比べて著しく安価な洋盤が国内において発売されることにより権利者の得ることが見込まれる利益が著しく減少することとなるよう場合には、法案第百十三条第五項が適用され、著作権又は著作権を侵害する行為とみなされることとなる。また、日本盤が国内において最初に発売された日から起算して七年を超えない範囲内において政令で定める期間(この法律の施行の際際に日本盤が日本国内において発売されている場合には、この法律の施行の日から七年を超えない範囲内において政令で定める期間)を経過した後、当該日本盤と同一の洋盤を輸入する行為等について

は、法案第百十三条第五項に規定する「同一」とは、その収録されている音楽が同一であることを利用して、国内颁布目的商業用レコードが、お尋ねの音楽用CDの規格に準拠している「コピーロードCD」と称する仕様で発売され、国外颁布目的商業用レコードが音楽用CDの規格に準拠した仕様で発売されていることをもって、法案第百十三条第五項に規定する同一の商業用レコードに該当しないこととなるものではない。

なお、一についてで述べたように、法案第百十三条第五項においては、国外颁布目的商業用レコードを輸入する行為等のすべてが著作権又は著作権を侵害する行為とみなされるものではなく、国外颁布目的商業用レコードが国内で颁布されることによって、国内颁布目的商業用レコードを輸入する旨を表示して、国外において発行している場合には、前記の要件を満たすこととなる。また、当該国外地法人に日本盤を發行させている場合において、権利者である国外生産者が日本盤と同一の洋盤を日本国内への輸入を禁止する旨を表示して、当該日本盤と同一の洋盤を当該権利者の意

用レコードの発行により権利者の得ることが見込まれる利益が不當に害されることとなる場合に限り、著作権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされることとされているところである。

平成十六年三月八日提出  
質問 第三三四号

郵便貯金及び簡易保険の民営化検討に関する質問主意書

提出者 島聰

第一五九通常国会の本院本会議における小泉内閣総理大臣の施政方針演説の中で、郵政事業の民営化については「本年秋ごろまでに国民にとってより良いサービスが可能となる民営化案をまとめ、平成一七年に改革法案を提出すること」が明言されている。これを受け、政府内部において具体的な検討が進められていると聞く。

この郵政公社の改革は、日本の経済システム全体に多大な影響を及ぼすものである。とりわけ郵便貯金・簡易保険事業については、わが国の財政・金融システムにとって極めて重要な政策課題である。現在の郵政事業民営化の検討状況について、政府に対し質問する。

一 郵便貯金・簡易保険については、その全額を財政投融資に回す預託制度が、平成一三年に廃止された。にもかかわらず、平成一五年度は財投債の四三%にあたる約一兆円を引き受けている。このように郵便貯金・簡易保険で集められた資金の多くが財政投融資を通じて特殊法人に回る構造は変わっていない。こうした資金を民間に向かわせるための抜本的な改革が必要で

あると考える。平成一五年末で九三・四兆円ある財投債の発行残高のうち、郵便貯金・簡易保険の資金は何割を占めているか。また、今後郵便貯金・簡易保険による財投債の引き受けをどの程度削減していくお考えか、具体的にお示しいただきたい。

二 郵便貯金・簡易保険は政府の債務であり、その資金をさらに国債で運用している。このように郵便貯金が国民から個人金融資産を吸収し、国債を通じて公的部門に入流する構造が、わが国の財政改革を阻害してきた。民営化にあたつては、この構造の改革こそが必要であると考える。一方で、民営化によって国債の引き受けを縮小すれば、国債市場に悪影響を与えることになる。民営化に向けては、財政規律の回復による国債発行の削減と、市場条件を反映した発行条件の設定や商品の多様化など、安定化のための施策があわせて必要であると考えるが、政府の見解はいかがか。

三 これまでの日本では、国債の金利に比べ定額貯金の金利が低かった。それにより、郵便貯金で集めた資金を国債で運用することができた。しかし、今後景気が回復し金利が上昇する局面においては、この金利差が逆転する可能性も否定できない。融資能力を持たない郵政公社が民営化された場合、当面は国債での運用に依存せざるを得ない状況にあるが、政府は金利リスクをどのように考えているか。

四 政府は、「民間にできることは民間に」との方針によって郵政公社の経営改革を進めておられるが、現に民営化していない段階での公社の業務拡大は、民業の圧迫となる。現在は公社として、税制をはじめ様々な特典を持つており、法

律で民営化が明確に決定されるまで、民業圧迫となる業務の拡大は行うべきではないと考えるが政府の考えはいかがか。右質問する。

内閣衆質一五九第三四号  
平成十六年三月三十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議員島聰君提出郵便貯金及び簡易保険の民営化検討に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

一 日本国郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金(以下「郵貯資金」という。)及び同項第五号に規定する簡易生命保険資金(以下「簡保資金」という。)の運用については、市場において国債を取得するなど市場を通じた運用を基本としているところであるが、財政投融資制度の改革に伴う経過的な措置(以下「経過措置」という。)として、財政融資資金特別会計法(昭和二十六年法律第一百一号)第十一條第一項又は第十二条の規定により発行される公債(以下「財投債」という。)の引受けを行っているところである。

二 郵政事業の民営化については、「官から民へ」との基本的考え方の下、経済財政諮問会議において資金循環の在り方も含めた検討が進められているところである。

また、国債の発行に当たっては、財政構造改革の推進により国債に対する信認を確保しつつ、市場のニーズや動向を十分に踏まえた国債発行を行うとともに、国債の商品性の多様化を通じた国債の保有層の拡大を図るなど、適切な国債管理政策を運営し、国債の安定消化の確保に努めてまいりたい。

三 これまでの日本では、国債の金利に比べ定額貯金の金利が低かった。それにより、郵便貯金で集めた資金を国債で運用することができた。しかし、今後景気が回復し金利が上昇する局面においては、この金利差が逆転する可能性も否定できない。融資能力を持たない郵政公社が民営化された場合、当面は国債での運用に依存せざるを得ない状況にあるが、政府は金利リスクをどのように考えているか。

四 政府は、「民間にできることは民間に」との方針によって郵政公社の経営改革を進めておられるが、現に民営化していない段階での公社の業務拡大は、民業の圧迫となる。現在は公社として、税制をはじめ様々な特典を持つおり、法

い。

このため、日本郵政公社は、市場において取得し、保有する国債の中の財投債の額を把握することができない。また、日本郵政公社は、前述の引受けにより取得した財投債でその保有するものの額をそれ以外の国債と区分して、把握していない。

したがって、郵貯資金及び簡保資金の財投債への運用残高は把握することができない。よつて、財投債の発行残高に占める郵貯資金及び簡保資金の割合を算出することはできない。

また、今後の各年度の郵貯資金及び簡保資金による財投債の引受け額については、市場の情勢や郵貯資金、簡保資金及び財政投融資の事情等を踏まえ調整することとしており、現段階においてお答えすることは困難である。

なお、当該引受けは、経過措置として平成十三年度以降七年間に限り行うこととしており、平成十九年度末には終了するものである。

三 郵貯資金の運用は、日本郵政公社法第二十四

条第三項第四号に規定する運用計画に従い行うこととされているところ、当該運用計画においては、国内債券を中心に安全性・確実性を重視した資金運用を基本とするとともに、郵便貯金管理)により、郵便貯金の利子、経費等の費用を上回る収益を長期的・安定的に確保することとされているところである。

日本郵政公社においては、当該運用計画に従い、金利の上昇又は低下について複数の金利シナリオを想定し、資産について長期的・安定的な収益の確保が可能な運用年限を選択するなど、資産及び負債を総合的に管理することにより、金利リスクについても適切な管理がなされているものと承知している。

【について】

日本郵政公社については、「民間にできることは民間に」との方針の下、経済財政諮問会議において郵政民営化の具体案の検討を行つてゐるところであるが、現行の経営形態の下においても、日本郵政公社の目的の範囲内において、民間事業者との関係にも配慮しながら国民の利便性を一層向上するためサービスの改善等を図ることは、別段否定されるべきものではないと考えている。

(答弁通知書受領)

、去る三月三十日、内閣から、衆議院議員首藤信彦君提出イラク復興支援予算の配分に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十六年

四月七日までに答弁する旨の国会法第七十五条  
第二項後段の規定による通知書を受領した。  
一 去る三月三十日、内閣から、衆議院議員海江  
田（了吾）に提出する所載の事項について、はてさて本報こゝに

棄物処理センター（第十五条の五一—第十五条の十）  
棄物が地トにある土地の形質の変更（第十五条の六）  
（六）—（第十五条の十九）に、「第三十三条」を「第三十四条」に改める。

に「第十六条の三第二号」を加える。  
第八条第三項に次のただし書きを加える。

ただし、当該申請書に記載した同項第二号から第七号までに掲げる事項が、過去になされた一連の手本によるものと認められることは認められない。

第一項の許可に係る当該事項と同一である場合  
その他の環境省令で定める場合は、この限りで  
ない。

第八条第四項中「書類」の下に「(同項ただし書に規定する場合を除いては、第二項の申請書)」と記

規定の場合は、第二項の申請書」を加える。

第一三九第三項に於けるが如く、  
ただし、当該申請書に記載した同項第二号から  
第七号までに掲げる事項が、過去になされた

第一項の許可に係る当該事項と同一である場合その他環境省令で定める場合は、この限りで

第十五条第四項中「書類」の下に「(同項ただし書  
ない。)

に規定する場合にあつては、「第一項の申請書」を加える。

第三章の二の次に次の二章を加える。

## 質の変更 (指定区域の指定等)

**第十五条の十七** 都道府県知事は、廃棄物が地下にある土地であつて土地の掘削その他の土地の

形質の変更が行われることにより当該廃棄物に

平成十六年四月一日 衆議院会議録第十九号

## 議長の報告　廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

(答弁通知書受領)

民間事業者との関係にも配慮しながら国民の利便性を一層向上するためにサービスの改善等を図ることは、別段否定されるべきものではないと考えていい。

四〇六

日本郵政公社については、民間にできることは民間に」との方針の下、経済財政諮問会議において郵政民営化の具体案の検討を行つてい

ても、日本郵政公社の目的の範囲内において、民間事業者との関係にも配慮しながら国民の利便性を一層向上するためにサービスの改善等を図ることは、別段否定されるべきものではないと考えている。

一、去る三月三十日、内閣から、衆議院議員首藤  
吉是出イラフ復興支援費算の記入二回する

五年法律(第百三十七号)の一部を次のように改正する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を  
改正する法律案  
右  
国会に提出する。  
平成十六年三月二日

第十五条规定の下に、(同項ただし書)  
第一項の許可に係る当該事項と同一である場合は、この限りで  
その他の環境省令で定める場合は、この限りで  
ない。

に規定する場合にあつては、「第一項の申請書」を加える。

第三章の二の次に次の二章を加える。

## 質の変更 (指定区域の指定等)

**第十五条の十七** 都道府県知事は、廃棄物が地下にある土地であつて土地の掘削その他の土地の

形質の変更が行われることにより当該廃棄物に

因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものの区域を定区域として指定するものとする。  
都道府県知事は、前項の指定をするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第一項の指定は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

都道府県知事は、地下にある廃棄物の除去等により、指定区域の全部又は一部について第一の指定の事由がなくなつたと認めるときは、該指定区域の全部又は一部について同項の指解除するものとする。

第二項及び第三項の規定は、前項の解除に付準用する。

(定区域台帳)

五年の十八 都道府県知事は、指定区域の台帳に關し必要な事項は、環境省令で定める。  
以下この条において「指定区域台帳」といふを調製し、これを保管しなければならないときは、正当な理由がなければ、これを解消することができない。

指定区域台帳の記載事項その他その調製及び保管に關し必要な事項は、環境省令で定める。  
都道府県知事は、指定区域台帳の閲覧を要求されたときは、正当な理由がなければ、これを拒むこととする。

土地の形質の変更の届出及び計画変更命令(第十九条)  
第十九条 指定区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、環境省令に着手するところにより、当該土地の形質の変更を定めるところにより、当該土地の形質の変更種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出

なければならない。ただし、次の各号に掲げる行為については、この限りでない。

一 第十九条の十第一項の規定による命令に基づく第十九条の四第一項に規定する支障の除去等の措置として行う行為

二 通常の管理行為 軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの

三 指定区域が指定された際既に着手していた行為

四 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

2 指定区域が指定された際当該指定区域内において既に土地の形質の変更に着手している者は、その指定の日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

3 指定区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者は、当該土地の形質の変更をした日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

4 都道府県知事は、第一項の届出があつた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。

（指定有害廃棄物の処理の禁止）  
第十六条の三 何人も、次に掲げる方法による場合しない土地の形質の変更が行われた場合におけることを防止するため緊急の必要があると認めることを防ぐことができる。

合を除き、人の健康又は生活環境に係る重大な被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物として政令で定めるもの（以下「指定有害廃棄物」という。）の保管、収集、運搬又は処分をしてはならない。

一 政令で定める指定有害廃棄物の保管、収集、運搬及び処分に関する基準に従つて行う

二 他の法令又はこれに基づく処分により行う  
指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分（再生すること）を含む。）

（第十八条第一項中「又は情報処理センター」を「情報処理センター又は第十五条の十七第一項の政令で定める土地の所有者若しくは占有者若しくは指定区域内において土地の形質の変更を行ふ、若しくは行つた者に、「又は一般廃棄物処理施設」を「一般廃棄物処理施設」に改め、「維持管理」の下に「又は同項の政令で定める土地の状況若しくは指定区域内における土地の形質の変更」を加える。）

（事故時の措置）

2 第十九条の四第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。  
第二十一条の次に次の二条を加える。

（第二十一条の二 一般廃棄物の処理施設又は産業廃棄物の処理施設）

第三十二条の四中「第二十三条の三」を「第二十一条の二（産業廃棄物の処理施設に係る部分に限る。）、第二十三条の三」に改める。

（第二十五条第一項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。）

八 第十四条第十三項又は第十四条の第四十三項において「特定処理施設」という。）の設置者は、当該特定処理施設において破損その他事故が発生し、当該特定処理施設において処理する一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらの処理に伴つて生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したことにより生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続くその支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

（第二十五条第一項に次の二号を加える。）

十一 第十六条の二の規定に違反して、指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分をした者

（第二十五条第一項に次の二号を加える。）

十二 第十六条の三の規定に違反して、指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分をした者

（第二十五条第一項に次の二号を加える。）

十三 第十六条の四の規定に違反して、指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分をした者

（第二十五条第一項に次の二号を加える。）

十四 第十六条の五の規定に違反して、指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分をした者

（第二十五条第一項に次の二号を加える。）

十五 第十六条の六の規定に違反して、指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分をした者

（第二十五条第一項に次の二号を加える。）

十六 第十六条の七の規定に違反して、指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分をした者

（第二十五条第一項に次の二号を加える。）

十七 第十六条の八の規定に違反して、指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分をした者

（第二十五条第一項に次の二号を加える。）

十八 第十六条の九の規定に違反して、指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分をした者

（第二十五条第一項に次の二号を加える。）

十九 第十六条の十の規定に違反して、指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分をした者

（第二十五条第一項に次の二号を加える。）

二十 第十六条の十一の規定に違反して、指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分をした者

（第二十五条第一項に次の二号を加える。）

るときは、都道府県知事に対し、次に掲げる事務に關し必要な指示をすることができる。

一 第十九条の五第一項及び第十九条の六第一項の規定による命令に關する事務

二 第十九条の八第一項の規定による支障の除去等の措置に關する事務

（第二十四条の四中「第二十三条の三」を「第二十一条の二（産業廃棄物の処理施設に係る部分に限る。）、第二十三条の三」に改める。）

（第二十五条第一項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。）

（第二十四条第十三項又は第十四条の第四十三項において「特定処理施設」という。）の設置者は、当該特定処理施設において破損その他事故が発生し、当該特定処理施設において処理する一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらの処理に伴つて生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したことにより生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続くその支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

（第二十五条第一項に次の二号を加える。）

官 報 (号 外)

は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に

処する。

### 第十三条の七の規定に違反した者

## 二 第十五条の十九第四項又は第十九条の十第

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に

一 第八条の二第五項（第九条第二項において

二 第二十五条の改正規定(同条第一項に二号を加える改正規定中同項第十一号に係る部分を除く)、第二十六条の改正規定及び第三十二条の改正規定(同条第一号に係る部分に限る)並びに附則第三条、第七条及び第八条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項又は第十五条第一項の規定によりされた許可の申請に係る総覧については、なお従前の例による。

**第三条** 前条並びに附則第七条及び第八条に規定するもののほか、二つ法律の施行に關する必要

（後付）  
するもののはがこの法律の施行に關し必要た  
経過措置は、政令で定める。

(核記)  
第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過し  
て場合にあつて、所定の趣旨の実現を助長す、

た場合において新法の施行の状況を調査し  
必要があると認めるときは、新法の規定につい  
て検討を加え、その結果に基づいて必要な措置

(地方自治法の一部改正) を講ずるものとする。

第五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のよう改正する。

別表第一廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
(昭和四十五年法律第二百三十七号)の項中「第二

〔昭和二十五年法律第二百三十九号〕の第二十三条の三を「第二十一条の二(産業廃棄物の処理施設に係る部分を限つて、第二十三の二)

（前略）（中略）（後略）

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第六条 組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)

の一部を次のように改正する。  
別表第二第十五号を次のように改める。

## 十五 削除

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

**七条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正**

平成十六年四月一日 衆議院会議録第十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

三九

本案は、最近における廃棄物の処理をめぐる状況にかんがみ、廃棄物の適正な処理を確保するため、廃棄物が地下にある土地の形質の変更の届出、廃棄物の特定の処理施設における事故時の措置、指定有害廃棄物の処理の禁止等を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 廃棄物処理施設の設置手続を円滑に進め、再活用を促進するため、過去に許可を受けて設置された廃棄物処理施設と、その設置の場所、施設の種類、処理能力等の事項が同一の廃棄物処理施設の設置許可の申請については、生活環境影響調査書の添付及び公衆の縦覧を要しないこととする。
- 2 都道府県知事は、廃棄物が地下にある土地であつて土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして、政令で定めるものの区域を指定区域として指定するものとともに、指定区域の指定をするときはその旨を公示しなければならないこととする。
- 3 廃棄物の最終処分場の跡地等において土地の形質の変更を行おうとする者に対し、その施工方法等を都道府県知事へ届け出ることを義務づける等、廃棄物が地下にある土地の形質の変更による生活環境の保全上のリスクを管理するための制度を創設すること。
- 4 ごみ固化燃料施設等、廃棄物の特定の処理施設において事故が発生し、廃棄物の飛散等生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、その施設の設置者に

応急措置の実施及び都道府県知事への事故の状況等についての届出義務を課す等、処理施設における事故時の措置に関する制度を創設すること。

- 5 産業廃棄物の不適正処理の事案に対処するため緊急の必要があると認めるときは、環境大臣は、都道府県知事に対し、必要な指示をすることができる」とすること。
- 6 硫酸ピッチといった人の健康又は生活環境に係る重大な被害を生ずるおそれがある指定有害廃棄物の不適正な処理を直罰をもつて禁止するほか、廃棄物の不法投棄や不法焼却の目的で収集又は運搬をした者を处罚の対象とする等、不法投棄の撲滅に向けた罰則の強化を行うこと。

- 7 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

- 二 議案の可決理由
- 本案は、廃棄物の適正な処理を確保するため、廃棄物が地下にある土地の形質の変更の届出、廃棄物の特定の処理施設における事故時の措置、指定有害廃棄物の処理の禁止等を定めようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

- 二 市町村が適正に処理できない一般廃棄物の品目・量等について、実態を速やかに把握するとともに、それらのリサイクルを含め、適正な処理のあり方について検討を行い、必要な措置を講ずること。
- 三 廃棄物の発生抑制やリサイクルを推進する立場から、デボジット制度等の経済的手法について、廃棄物の最終処分場の立地等において土地の形質の変更を行おうとする者とともに、市町村における分別収集を促進すること。
- 四 必要な廃棄物処理施設の確保のため、公共関与による施設整備の促進などを含め、国民の理解を得ながら安心できる施設整備を図ることとともに、必要な財政的措置を講ずるよう努めるこ。特に首都圏、近畿圏の廃棄物については、

#### 〔別紙〕

##### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 政府一丸となつて循環型社会の実現を期すため、環境省等関係省庁間の十分な連携を図り、環境物・リサイクル関係法の有機的かつ整合的な運用を行うとともに、今後とも諸外国の例も踏まえつつ、望ましい法体系のあり方等について検討すること。
- 二 市町村が適正に処理できない一般廃棄物の品目・量等について、実態を速やかに把握するとともに、それらのリサイクルを含め、適正な処理のあり方について検討を行い、必要な措置を講ずること。
- 三 廃棄物の発生抑制やリサイクルを推進する立場から、デボジット制度等の経済的手法について、廃棄物の最終処分場の立地等において土地の形質の変更を行おうとする者とともに、市町村における分別収集を促進すること。
- 四 必要な廃棄物処理施設の確保のため、公共関与による施設整備の促進などを含め、国民の理解を得ながら安心できる施設整備を図ることとともに、必要な財政的措置を講ずるよう努めるこ。特に首都圏、近畿圏の廃棄物については、

域内ができる限り処理が行われるよう、必要な処理施設の整備を推進すること。

- 五 産業廃棄物の不適正処理事案に迅速に対応するため、電子マニフェストの義務化も視野に入れつつその普及拡大をする方策を検討すること。また、積替保管も含めて産業廃棄物の運搬の過程を適正に監視・管理できるよう、早急に必要な措置を講ずること。
- 六 産業廃棄物の更なる適正処理を図るため、廃棄物処理基準の改正等による自社処分に対する規制強化等について早急に検討し、必要な措置を講ずること。
- 七 既に廃止されたものを含め、最終処分場であった場所等についての把握を行い、広く国民にわかりやすい形で公表し、土地取引の際にそれがわかるよう措置すること。また、焼却施設や最終処分場周辺の土壤及び地下水に係る汚染の実態を把握し、結果を公開するとともに、環境回復措置に努めること。
- 八 廃棄物処理の実態の把握や廃棄物の不法投棄等を防止するため、地方公共団体の担当職員や地方に配置する環境省職員の増員等、体制整備に努めること。特に、産業廃棄物の新規埋立量と残余容量の変化の差についてその実態を速やかに把握し、公表すること。
- 九 リサイクル名目で不適正な処理が行われている事例が発生していることから、環境面での現行の規制を徹底するとともに、さらに規制のあ

衆議院議長 河野 洋平殿  
環境委員長 小沢 銳仁  
平成十六年三月三十日

官 報 (号 外)

り方について検討すること。

十一 廃棄物処理施設における事故が発生した際に  
は、周辺住民等に対して速やかに情報を提供す  
るよう地方自治体を指導するとともに、環境影  
響・健康影響を最小限とするよう努めること。

十一 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促  
進等に関する法律(容器包装リサイクル法)及び  
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)  
について、その施行状況につき不斷の検討を行  
い、必要な措置を講ずること。

判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法

右  
行  
事

内閣総理大臣 小泉純一郎

四四

**第一条** この法律は、内外の社会経済情勢の変化

要請にこたえることのできる広くかつ高い識見

修習を終えた者であつて、その最初に検事に任

化(裁判官又は検察官としての能力及び資質の命された日から十年を経過していないものに限る。第七条第五項、第十一條第四項及び第十二条を除き、以下同じ)について、その経験多様

平成十六年四月一日 衆議院会議録第十九号

向上並びにその職務の充実に資する他の職務経

向上並びにその職務の充実に資する他の職務経験その他の多様な経験をすることをいう。次条第一項及び第四項において同じ。)のための方策の一環として、一定期間その官を離れ、弁護士となつてその職務を経験するために必要な措置を講ずることにより、判事補及び検事が弁護士としての職務を経験することを通じて、裁判官及び検察官としての能力及び資質の一層の向上並びにその職務の一層の充実を図ることを目的とする。

の同意(第六項に規定する事項に係る同意を含む。)を得て、第七項に規定する雇用契約を締結しようとする弁護士法人又は弁護士との間の取決めに基づき、期間を定めて、当該検事に弁護士となつてその職務を行わせることができる。  
5 法務大臣は、前項の同意を得るに当たつては、あらかじめ、当該検事に同項の取決めの内

る。最高裁判所又は法務大臣は、第一項又は第四項の取決めの内容を変更しようとするときは、当該判事補若しくは検事又は当該弁護士職務従事職員の同意を得なければならない。この場合においては、第二項又は第五項の規定を準用す

6 容を明示しなければならない。  
第四項の場合においては、法務大臣は、当該検事を法務省（検察庁を除く。以下同じ。）に属

7 第一項又は第四項の取決めにおいては、第三項する官職に任命するものとし、当該検事は、その任命の時にその官を失うものとする。

項又は前項の規定により裁判所事務官又は法務省に属する官職に任命されて第一項又は第四項の規定により弁護士となつてその義務を守る者

の規定により弁護士などにてその職務を行ふ者（以下「弁護士職務従事職員」という。）と弁護士職務従事職員を雇用する弁護士法人又は弁護士

(以下「受入先弁護士法人等」という。)との間の雇用契約(第四条第二項ただし書に規定する承認に係る事項の定めを含む。)の締結、当該受入

先弁護士法人等における勤務条件、第一項又は第四項の規定により弁護士となつてその職務を行ふ期間（以下、「弁護士業務就事期間」とい

行う期間（以下「弁護士職務従事期間」といいう。）、これらの規定により弁護士となつてその職務を経験すること（以下「弁護士職務経験」と

いう。)の終了に関する事項その他これらの規定により弁護士となつてその職務を行うものとし又は行わせるに当たつて合意しておくべきもの

として判事補については最高裁判所規則で、検事については法務省令で定める事項を定めるものとする。

び同報告書

護士と共同して当事者その他関係人から依頼を受けてその事務を行うものとする。ただし、当該受入先弁護士法人等が個別に承認した事務については、前項の雇用契約に基づいて、単独で当事者その他関係人から依頼を受けてその事務を行つことができる。

## (弁護士職務従事職員の職務及び給与)

第五条 弁護士職務従事職員は、その弁護士職務従事期間中、裁判所事務官又は法務省職員(法務省に属する官職を占める者をいう。以下同じ。)としての身分を保有するが、その職務に従事しない。

2 弁護士職務従事職員には、その弁護士職務従事期間中、給与を支給しない。

3 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)において準用する場合を含む。第十条において同じ。)の規定は、弁護士職務従事職員には、その弁護士職務従事期間中、適用しない。

## (弁護士職務従事職員の服務等)

第六条 弁護士職務従事職員は、第四条の規定により弁護士の業務を行うに当たっては、裁判所事務官若しくは法務省職員たる地位を利用し、又はその弁護士職務経験の前において判事補若しくは検事であったことによる影響力を利用してはならない。

2 弁護士職務従事職員の第四条の規定による弁護士の業務への従事に関しては、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第二百四条(裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

3 最高裁判所又は法務大臣は、必要があると認めるときは、

めることは、当該弁護士職務従事職員に対し、

当該受入先弁護士法人等における勤務条件及び

第四条の規定による弁護士の業務への従事の状況(弁護士法第二十三条规定する職務上知り得た秘密に該当する事項を除く。)について、報告を求めることができる。

## 4 弁護士職務従事職員に関する国家公務員倫理法(平成十一年法律第二百二十九号。裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定の適用について

は、当該弁護士職務従事職員(第二条第三項又は第六項の規定により裁判所事務官又は法務省に属する官職に任命された日の前日において裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)別表判事補の項九号の報酬月額以上)の報酬又は検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)別表検事の項十七号の俸給月額以上の俸給を受けていた者に限る。)は、国家公務員倫理法第二条第二項に規定する本省課長補佐級以上の職員とみなす。

5 弁護士職務従事職員に関する国家公務員法第八十二条(裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、同条第一項第一号中「若しくは国家公務員倫理法」とあるの

2 当該弁護士職務経験は終了したものとする。

3 最高裁判所は、裁

判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律案及び同報告書

当該弁護士職務経験は終了したものとする。

2 最高裁判所は、裁判所事務官である弁護士職務従事職員が当該受入先弁護士法人等との間の

第四条第一項の雇用契約上の地位を失った場合

その他の最高裁判所規則で定める場合であつて、その弁護士職務経験を継続することができないか又は適当でないと認めるときは、速やかに、当該弁護士職務経験を終了するものとしなければならない。

3 法務大臣は、法務省職員である弁護士職務従事職員が当該受入先弁護士法人等との間の第四条第一項の雇用契約上の地位を失つた場合その他他の法務省令で定める場合であつて、その弁護士職務経験を継続することができないか又は適当でないと認めるときは、速やかに、当該弁護士職務経験を終了するものとしなければならない。

4 第一項又は第二項の規定により裁判所事務官である弁護士職務従事職員の弁護士職務経験が終了するときは、当該弁護士職務従事職員は、弁護士法の定めるところによりその弁護士登録の取消しを受けるものとし、最高裁判所は、当該弁護士職務従事職員について判事補又は判事への任命に関し必要な手続をとらなければならぬ。ただし、その任命を不相当と認めるべき事由があるときは、この限りでない。

5 第一項又は第三項の規定により法務省職員である弁護士職務従事職員の弁護士職務経験が終了するときは、当該弁護士職務従事職員は、弁護士法の定めるところによりその弁護士登録の取消しを受けるものとし、法務大臣は、当該弁護士職務従事職員について検事への任命に関し

必要な措置をとらなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(国家公務員共済組合法の特例)

第八条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第四十一条第二項の規定及び同法の短期給付に関する規定(同法第六十八条の二第一項ただし書、第二項及び第三項並びに第六十八条の三の規定を除く。以下この項において同じ。)は、弁護士職務従事職員には、適用しない。この場合において、同法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員(同法第二条第二項第一号に規定する職員をいう。以下この項において同じ。)が弁護士職務従事職員となつたときは、同法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職(同法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。)をしたものとみなし、弁護士職務従事職員が同法の短期給付に関する規定の適用を受けた職員となつたときは、同法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に職員となつたものとみなす。

2 弁護士職務従事職員に関する国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定の適用について

は、第四条第一項に規定する弁護士の業務を公務とみなす。

3 弁護士職務従事職員は、国家公務員共済組合法第九十八条第一項各号に掲げる福祉事業を利用することができない。

4 弁護士職務従事職員に関する国家公務員共済組合法の規定の適用については、同法第二条第一項第五号及び第六号中「準ずる給与として政令で定めるもの」とあるのは「相当するものとし

て次条第一項に規定する組合の運営規則で定め

るもの」と、同法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）」と、「及び国又は公社の負担金」とあるのは「判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第二条第七項に規定する受入先弁護士法人等（以下「受入先弁護士法人等」という。）の負担金及び国の負担金」と、同項第

2  
弁護士職務従事職員であつた者に関する一般項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十三条の三第二項の規定の適用については、弁護士職務従事職員は、同法第十一条の七第三項に規定する給与特例法適用職員等とみなす。  
(国家公務員退職手当法の特例)

る俸給若しくは扶養手当又はこれらに対する調整手当(以下この項において「俸給等」という。)の月額については、当該弁護士職務従事職員が第二条第三項又は第六項の規定により裁判所事務官又は法務省に属する官職に任命された日の前日において受けていた俸給等の月額をもつて、当該弁護士職務従事職員の俸給等の月額とする。ただし、必要があると認められるとき

施行期日

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

一 附則第三項の規定  
（公布の日）  
それ当該各号に定める日から施行する。

二 次項の規定 公布の日から起算して九月を  
超えない範囲内において政令で定める日

最高裁判所又は法務大臣は、この法律の施行の日前においても、第二条第七項に規定する雇用契約を締結しようとする弁護士法人又は弁護

し、判事補又は検事からこれらの規定の同意を得、その他この法律の実施のために必要な準備行為をすることができる。

3 法務大臣は、第一条第七項、第七条第三項又は第十四条第三項後段の法務省令を制定しよう

とするときは、この法律の施行の日前においても、人事院の意見を聞くことができる。  
**(健康増進法による国家公務員共済組合法の一**

#### 4 部改正に伴う経過措置

年法律第二百三号)附則第十条の規定の施行の日前である場合には、同条の規定の施行の日の前

日までの間ににおける第八条第三項の規定の適用については、同項中「第九十八条第一項各号」とあるのは、「第九十八条各号」とする。

四三





## 官 報 (号 外)

「いう。」を「油、有害液体物質等又は廃棄物(以下この条及び次条において「油等」という)であつて、その焼却が海洋環境の保全等に著しい障害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものに改め、同条第七項中「第一項から第五項まで」を「第一項及び第五項から第八項まで」に、「一に」を「いすれかに」に改め、同項第一号中「船舶又は」を削り、同項第二号中「第九条の四第一項」を第十九条の二十八第一項に改め、同項を同条第十項とし、同条中第六項を第九項とし、第五項を第八項とし、同条第四項中「第二項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項を同条第六項とし、同条第一項を「第一項」に改め、「の油等」の下に「(船舶発生油等を除く。)」を加え、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 船舶において、前項の政令で定める油等以外の油等であつて当該船舶において生ずる不要なものの(以下「船舶発生油等」という。)の焼却をしようとする者は、政令で定めるところにより、国土交通省令で定める技術上の基準に適合する船舶発生油等焼却設備(船舶発生油等の焼却の用に供される設備をいう。以下同じ。)を用いてこれを行わなければならぬ。ただし、次に掲げる焼却については、この限りでない。

一 國土交通省令で定める船舶発生油等の焼却であつて、政令で定める焼却海域及び焼却方法に関する基準に従つて行うもの

二 海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事している船舶において専ら當該活動

「いう。」を「油、有害液体物質等又は廃棄物(以下この条及び次条において「油等」という)であつて、その焼却が海洋環境の保全等に著しい障害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものに改め、同条第七項中「第一項から第五項まで」を「第一項及び第五項から第八項まで」に、「一に」を「いすれかに」に改め、同項第一号中「船舶又は」を削り、同項第二号中「第九条の四第一項」を第十九条の二十八第一項に改め、同項を同条第十項とし、同条中第六項を第九項とし、第五項を第八項とし、同条第四項中「第二項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項を同条第六項とし、同条第一項を「第一項」に改め、「の油等」の下に「(船舶発生油等を除く。)」を加え、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

3 船舶所有者は、船舶に船舶発生油等焼却設備を設置したときは、当該船舶発生油等焼却設備の使用、整備その他該船舶発生油等焼却設備の取扱いに当たり遵守すべき事項その他の國土交通省令で定める事項を記載した船舶発生油等焼却設備取扱手引書を作成し、これを船舶内に備え置かなければならない。

4 船長(引かれ船等にあつては、船舶所有者)は、当該船舶に設置された船舶発生油等焼却設備の取扱いに関する作業については、前項の船舶発生油等焼却設備取扱手引書に定められた事項を適確に実施することができる者に任せなければならない。

第十九条の二の三を第十九条の二十六とす。

第四章の二を第四章の三とし、同章の次に次の二章を加える。

第四章の四 船舶の海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等並びに大気汚染防

(定期検査)  
第十九条の三十六 次の表の上欄に掲げる船舶(以下「検査対象船舶」という。)の船舶所有者は、当該検査対象船舶を初めて航行の用に供しようとするときは、それぞれ同表の下欄に掲げる設備等について、国土交通大臣の行う定期検査を受けなければならない。次条第一項の海洋汚染等防止証書の交付を受けた検査対象船舶をその有効期間満了後も航行の用に供しようとするときも、同様とする。

検査対象船舶	設備等
海洋汚染防止設備(第五条第一項から第三項まで、第九条の三第一項又は第十条の二第一項に規定する設備をいう。以下同じ。)を設置すべき船舶のうち、当該船舶からの油、有害液体物質又はふん尿等の排出があつた場合における海洋の汚染を最小限度にとどめるために国土交通大臣の検査を必要とするものとしてその用途、航行する海域、大きさ等の区分に応じ国土交通省令で定める船舶	当該検査対象船舶に設置された海洋汚染防止設備(タンカー又は第九条の三第三項に規定する船舶にあつては、その貨物船を含む。以下「海洋汚染防止設備等」という。)
船舶から排出ガスの放出があつた場合における大気の汚染を最小限度にとどめるために国土交通大臣の検査を必要とするものとしてその用途、航行する海域、大きさ等の区分に応じ国土交通省令で定める船舶	当該検査対象船舶に備え置き、又は掲示すべき船舶(当該船舶に備え置き、又は掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書、有害液体汚染防止緊急措置手引書又は海洋汚染防止緊急措置手引書等)が第七条の二第二項(第九条の四第九項において準用する場合を含む。次条において同じ。)に規定する技術上の基準に適合することについて、国土交通大臣の検査以外の方法により確實に確認することができると認められる船舶として国土交通省令で定めるものを除く。)
当該検査対象船舶に設置された大気汚染防止検査対象設備(第十九条の七第一項及び第二項に規定する原動機、第十九条の二十一第二項に規定する硫黄酸化物放出低減装置、第十九条の二十四第一項に規定する揮発性物質放出防止設備並びに第十九条の二十六第二項に規定する船舶発生油等焼却設備をいう。以下同じ。)	当該検査対象船舶に備え置き、又は掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等

## (海洋汚染等防止証書)

第十九条の三十七 國土交通大臣は、前条の検査の結果、当該海洋汚染防止設備等、当該海洋汚染防止緊急措置手引書等及び当該大気汚染防止検査対象設備がそれぞれ第五条第四項、第五条の二、第九条の三第二項若しくは第三項若しくは第十条の二第二項、第七条の二第二項又は第十九条の七第四項、第十九条の二十一第二項、第十九条の二十四第二項若しくは第十九条の二十六第二項に規定する技術上の基準(第十九条の七第一項及び第二項に規定する原動機にあつては、承認原動機取扱手引書の記載事項を含む。以下この章において「技術基準」という。)に適合すると認めるときは、船舶所有者に対し、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する国土交通省令で定める区分に従い、海洋汚染等防止証書を交付しなければならない。

2 前項の海洋汚染等防止証書(以下「海洋汚染等防止証書」という。)の有効期間は、五年(平水区域を航行区域とする船舶であつて国土交通省令で定めるものについては、国土交通大臣が別に定める期間)とする。ただし、その有効期間が満了する時において、国土交通省令で定める事由がある船舶については、国土交通大臣は、三月を限りその有効期間を延長することができる。

3 前項ただし書に規定する事務は、外国については、日本の領事官が行う。

4 行政不服審査法に定めるもののほか、領事官の行う前項の事務に係る処分又はその不作

為についての審査請求に関する必要な事項は、政令で定める。

5 第二項の規定にかかわらず、第十九条の四十六第二項に規定する検査対象船舶がその船舶に交付されたときは、当該検査対象船舶に交付された海洋汚染等防止証書の有効期間は、その抹消の日に満了したものとみなす。

6 國土交通大臣は、海洋汚染等防止証書を交付する場合には、当該検査対象船舶の用途、航行する海域その他の事項に関し必要な条件を付し、これを当該海洋汚染等防止証書に記載することができる。

## (中間検査)

第十九条の三十八 海洋汚染等防止証書の交付を受けた検査対象船舶の船舶所有者は、当該海洋汚染等防止証書の有効期間中において国土交通省令で定める区分に従い、海洋汚染等防止証書を船舶に設置された海洋汚染防止設備等(ふん尿等排出防止設備を除く。)及び大気汚染防止検査対象設備並びに当該検査対象船舶に備え置き、又は掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等について国土交通大臣の行う中間検査を受けなければならない。

## (臨時検査)

第十九条の四十一 有効な海洋汚染等防止証書の交付を受けていない検査対象船舶の船舶所有者は、当該検査対象船舶を臨時に航行の用に供しようとするときは、当該検査対象船舶に設置された海洋汚染防止設備等及び大気汚染防止検査対象設備並びに当該検査対象船舶に備え置き、又は掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等について国土交通大臣の行う

## (国際海洋汚染等防止証書)

第十九条の四十二 國土交通大臣は、国際航行に従事する検査対象船舶の船舶所有者の申請により、第十九条の三十七第一項の国土交通省令で定める区分に従い、国際海洋汚染等防止証書を交付するものとする。

## (国際海洋汚染等防止証書)

第十九条の三十九 海洋汚染等防止証書の交付を受けた検査対象船舶の船舶所有者は、当該検査対象船舶に設置された海洋汚染防止設備等又は大気汚染防止検査対象設備について国土交通省令で定める改造又は修理を行うとき、当該検査対象船舶に備え置き、又は掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等が技術基準に適合すると認めるときは、

て国土交通省令で定める変更を行うとき、その他国土交通省令で定めるとときは、当該海洋汚染防止設備等若しくは大気汚染防止検査対象設備又は当該海洋汚染防止緊急措置手引書等について国土交通大臣の行う臨時検査を受けるなければならない。

5 第二項の規定にかかるとおり、第六月以内の有効期間を定めて臨時海洋汚染等防止証書を交付しなければならない。

3 國土交通大臣は、前項の臨時海洋汚染等防止証書(以下「臨時海洋汚染等防止証書」といいう。)を交付する場合には、当該検査対象船舶の航行する海域その他の事項に関する必要な条件を付し、これを当該臨時海洋汚染等防止証書に記載することができる。

## (証書の効力の停止)

第十九条の四十 國土交通大臣は、前二条の検査の結果、当該検査対象船舶に設置された海洋汚染防止設備等若しくは大気汚染防止検査対象設備又は当該検査対象船舶に備え置き、若しくは掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等が技術基準に適合していないと認めるときは、技術基準に適合することとなつたと認めまるまでの間、当該海洋汚染防止設備等若しくは大気汚染防止検査対象設備又は当該海洋汚染防止緊急措置手引書等に係る海洋汚染等防止証書の効力を停止するものとする。

## (海洋汚染等防止検査手帳)

第十九条の四十二 國土交通大臣は、第十九条の三十六、第十九条の三十八、第十九条の三十九又は前条第一項の検査(以下「法定検査」という。)に関する事項を記録するため、最初の定期検査に合格した検査対象船舶の船舶所有者に対し、海洋汚染等防止検査手帳を交付しなければならない。

## (国際海洋汚染等防止証書)

第十九条の四十三 國土交通大臣は、国際航行に従事する検査対象船舶の船舶所有者の申請により、第十九条の三十七第一項の国土交通省令で定める区分に従い、国際海洋汚染等防止証書(以下「国際海洋汚染等防止証書」という。)の交付に当たつては、当該検査対象船舶に係る海洋汚染等防止証書若しくは臨時海洋汚染等防止証書又は船舶検査証書・船舶安全法第九条第一項の船舶検査証書をいう。若しくは臨時航行許可証(同条第二項の臨時航行許可証をいう。)の記載その他の事項を審査し

当該船舶所有者に対し、第十九条の三十七第一項の国土交通省令で定める区分に従い、六月以内の有効期間を定めて臨時海洋汚染等防止証書を交付しなければならない。

3 國土交通大臣は、前項の臨時海洋汚染等防止証書(以下「臨時海洋汚染等防止証書」といいう。)を交付する場合には、当該検査対象船舶の航行する海域その他の事項に関する必要な条件を付し、これを当該臨時海洋汚染等防止証書に記載することができる。

## (証書の効力の停止)

第十九条の四十 國土交通大臣は、前二条の検査の結果、当該検査対象船舶に設置された海洋汚染防止設備等若しくは大気汚染防止検査対象設備又は当該検査対象船舶に備え置き、若しくは掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等が技術基準に適合していないと認めるときは、技術基準に適合することとなつたと認めまるまでの間、当該海洋汚染防止設備等若しくは大気汚染防止検査対象設備又は当該海洋汚染防止緊急措置手引書等に係る海洋汚染等防止証書の効力を停止するものとする。

## (国際海洋汚染等防止検査手帳)

第十九条の四十二 國土交通大臣は、第十九条の三十六、第十九条の三十八、第十九条の三十九又は前条第一項の検査(以下「法定検査」という。)に関する事項を記録するため、最初の定期検査に合格した検査対象船舶の船舶所有者に対し、国際海洋汚染等防止検査手帳を交付しなければならない。

## (国際海洋汚染等防止証書)

第十九条の四十三 國土交通大臣は、国際航行に従事する検査対象船舶の船舶所有者の申請により、第十九条の三十七第一項の国土交通省令で定める区分に従い、国際海洋汚染等防止証書(以下「国際海洋汚染等防止証書」という。)の交付に当たつては、当該検査対象船舶に係る海洋汚染等防止証書若しくは臨時海洋汚染等防止証書又は船舶検査証書・船舶安全法第九条第一項の船舶検査証書をいう。若しくは臨時航行許可証(同条第二項の臨時航行許可証をいう。)の記載その他の事項を審査し

て、行うものとする。

国際海洋汚染等防止証書の有効期間は、海洋汚染等防止証書の有効期間の満了する日（臨時海洋汚染等防止証書の交付を受けた沿

4  
船にあつては、当該臨時海洋汚染等防止証書の有効期間の満了する日)までとする。

第十九条の四十四 檃査対象船舶は、有効な海  
洋汚染等防止証書又は臨時海洋汚染等防止証  
書の交付を受けているものでなければ、航行  
の用に供してはならない。

2 檃査対象船舶は、有効な国際海洋汚染等防  
止証書の交付を受けているものでなければ、  
国際航海に従事させてはならない。

3 檢査対象船舶は、海洋汚染等防止証書、臨時海洋汚染等防止証書又は国際海洋汚染等防止証書に記載された条件に従わなければ、航行の用に供してはならない。

第一回から前回の規定は、法定検査とは船舶安全法第五条第一項の規定による検査のために試運転を行う場合については、適用しない。

(海洋汚染等防止証書等の備置き)  
第十九条の四十五 海洋汚染等防止証書、臨時  
海洋汚染等防止証書若しくは国際海洋汚染等  
防止証書又は海洋汚染等防止検査手帳の交付  
を受けた船舶所有者は、当該検査対象船舶内  
に、これらの証書又は手帳を備え置かなければ  
ならない。

(船級協会の検査)

第十九条の四十六 国土交通大臣は、船級の登録に関する業務を行う者の申請により、その者を海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備についての検査を行う者として登録する。

4 法定検査の結果に不服がある者は、第一項 及び第二項の規定によることによつてのみこ れを争うことができる。

がなくなつたと認めるときは、直ちに、その処分を取り消さなければならない。

（船舶安全法の適用）

船舶安全法第六条第三項及

**二十九条ノ第一項並びに第二十九条ノ第四項の規定は、海洋汚染防止設備又は大気汚染防止検査対象設備(第十九条の七第一項及**

び第二項に規定する原動機を除く。以下この  
条において同じ。)の検査又は検定について準  
用する。この場合において、同法第六条第三

項中「第二条第一項各号ニ掲タル事項ニ係ル」とあり、並びに同法第六条ノ一「第六条ノ三及び第六条ノ四第一項中「船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲タル事項ニ係ル」とあるのは「海上汚染等及び海上災害の防止に関する法律第

五条第一項乃至第三項、第九条の三第一項、第十条の二第一項、第十九条の二十一第二項、第十九条の二十四第一項又ハ第十九条の

二十六第二項ニ規定スル」と、同法第六条第  
四項中「前三項」とあるのは「前項」と「前条  
ノ検査(特別検査ヲ除ク)及第一項ノ製造検査  
(前項ノ規定ニ依ル検査ニ合格シタル事項ニ  
限ル)」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害

第十九条の十五第三項の規定は、第一項の登録並びに前項の船級協会及び検査について準用する。この場合において、同条第三項中「別表第一」の二」とあるのは、「別表第二」と読み替えるものとする。

理由を記載した文書を添えて国土交通大臣に再検査を申請することができる。  
前項の再検査の結果に不服がある者は、その取消しの訴えを提起することができる。  
再検査を申請した者は、国土交通大臣の許可を受けた後でなければ関係部分の現状を変

4 國土交通大臣があらかじめ指定する國土交通省の職員は、前項に規定する場合において、海洋環境の保全等を図るため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する國土交通大臣の権限を即時に行うことができる。  
国土交通大臣は、第二項の規定による処分に係る船舶について、第一項に規定する事實

の防止に関する法律第十九条の四十二二規定スル法定検査」と、同法第六条ノ二及び第六条ノ三中「第五条第一項第三号」とあるのは「同法第十九条の三十九」と、同法第六条ノ二中「第二条第一項ニ規定スル」とあるのは「同法第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第十九条の二十一第二項、第十

官 報 (号外)

九条の二十四第二項又ハ第十九条の二十六第二項二規定スル」と、同条中「第五条ノ検査（特別検査ヲ除ク）及前条ノ検査」とあり、及び同法第六条ノ四第一項中「第五条ノ検査（特別検査ヲ除ク）及第六条ノ検査」とあるのは「同法第十九条の四十二二規定スル法定検査（特別検査ヲ除ク）及第六条ノ検査」とあるのは「同法第十九条の四十九第一項ニ於テ準用スル第六条第三項ノ検査」と、同法第六条ノ三中「定期検査又ハ中間検査」とあるのは「同法第十九条の三十六又ハ第十九条の三十八ノ検査」と、「臨時検査」とあるのは「同法第十九条三十九ノ検査」と読み替えるものとする。

2 船舶安全法第十二条第一項及び第二項の規定は、前項において準用する同法第六条ノ二又は第六条ノ三の規定による認定を受けた者について準用する。この場合において、同法第十二条第二項中「船舶ノ堪航性及人命ノ安全二閑シ」とあるのは、「船舶ノ海洋汚染防止設備又ハ大気汚染防止検査対象設備ノ製造、改造若シクハ修理又ハ整備二閑シ」と読み替えるものとする。

3 船舶安全法第三章第一節（第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。）及び第二十九条ノ五第一項の規定は、第一項において準用する同法第六条ノ四第一項の登録、登録検定機関及び登録検定機関が行う検定について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律別表第二」と、同条第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令とあるのは「この法律若しくは海洋汚染等

及び海上災害の防止に関する法律又はこれら二項二規定スル」と、同条中「第五条ノ検査（特別検査ヲ除ク）及前条ノ検査」とあり、及び同法第六条ノ四第一項中「第五条ノ検査（特別検査ヲ除ク）及第六条ノ検査」とあるのは「同法第十九条の四十二二規定スル法定検査（特別検査ヲ除ク）及第六条ノ検査」とあるのは「同法第十九条の四十九第一項ニ於テ準用スル第六条第三項ノ検査」と、同法第六条ノ三中「定期検査又ハ中間検査」とあるのは「同法第十九条の三十六又ハ第十九条の三十八ノ検査」と、「臨時検査」とあるのは「同法第十九条三十九ノ検査」と読み替えるものとする。

（外国船舶に関する特例）

第十九条の五十 第十九条の三十六から第十九条の四十八までの規定は、外国船舶については、適用しない。ただし、本邦の各港又は港のみを航行する外国船舶については、この限りでない。

（外国船舶の監督）

第十九条の五十一 国土交通大臣は、本邦の港又は沿岸の係留施設にある外国船舶（前条ただし書に規定するものを除く。次項及び第三項において「監督対象外国船舶」という。）に設置された海洋汚染防止設備等若しくは大気汚染防止検査対象設備又は当該船舶に備え置き、若しくは掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等が技術基準に適合していないと認めるとときは、該船舶の船長に対し、当該海洋汚染防止設備等又は大気汚染防止検査対象設備の改造又は修理、当該海洋汚染防止緊急措置手引書等の変更その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 第十九条の四十八第二項から第四項までの規定は、前三項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「船舶所有者が」があるのは「船長が」と、「船舶所有者又は船長」とあるのは「船長」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第十九条の五十一第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。（第一議定書締約国等の政府が発行する海洋汚染防止条約証書等）

第十九条の五十二 検査対象船舶である日本船舶の船舶所有者又は船長は、第一議定書締約国から海洋汚染防止条約証書（第一議定書締約国）の政府が第一議定書に定める証書として交付する書面であつて、当該船舶の海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等が第一議定書に定める基準に適合していることを証するものをいう。（以下同じ。）の交付を受けようとする場合には、日本の領

の項において「特定遵守事項」という。）に関する必要な知識を有しないと認めるとき、その他特定遵守事項に従つて作業を行うことができないと認めるときは、当該船舶の船長に対し、当該乗組員に特定遵守事項に関する必要な知識を習得させることその他特定遵守事項に従つて作業を行わせるため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

事官を通じて申請しなければならない。

2 檢査対象船舶である日本船舶の船舶所有者は船長は、第二議定書締約国の政府から大気汚染防止条約証書（第二議定書締約国）の政府が第二議定書に定める証書として交付する書面であつて、当該船舶の大気汚染防止検査対象設備が第二議定書に定める基準に適合していることを証するものとす。

3 前二項の規定により交付を受けた海洋汚染防止条約証書及び大気汚染防止条約証書（以下「海洋汚染防止条約証書等」という。）は、第十九条の四十三第一項の規定により国土交通大臣が交付した国際海洋汚染等防止証書とみなす。

（第一議定書締約国等の船舶に対する証書の交付）

第十九条の五十三 国土交通大臣は、第一議定書締約国（第一議定書締約国）の政府から当該第一議定書締約国（第一議定書締約国）の船舶（第十九条の五十ただし書に規定する外國船舶を除く。）について国際海洋汚染等防止証書（海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等に係るものに限る。以下この項において同じ。）に相当する証書を交付することの要請があつた場合には、当該船舶に設置されている海洋汚染防止設備等及び当該船舶に備え置き、又は掲示されている海洋汚染防止緊急措置手引書等について、第十九条の三十六の検査に相当する検査を行うものとし、その検査の結果、当該海洋汚染防止設備等及び当該海洋汚染防止緊急措置手引書等が技術基準に適合すると認めるときは、当該船

船舶所有者又は船長に対し、国際海洋汚染等防止証書に相当する証書を交付するものとする。

2 国土交通大臣は、第二議定書締約国の政府から当該第二議定書締約国の船舶（第十九条の五十ただし書に規定する外国船舶を除く。）について国際海洋汚染等防止証書（大気汚染防止検査対象設備に係るものに限る。以下この項において同じ。）に相当する証書を交付することの要請があつた場合には、当該船舶に設置されている大気汚染防止検査対象設備について、第十九条の三十六の検査に相当する検査を行うものとし、その検査の結果、当該大気汚染防止検査対象設備が技術基準に適合すると認めるときは、当該船舶の船舶所有者又は船長に対し、国際海洋汚染等防止証書に相当する証書を交付するものとする。（国土交通省令への委任）

## 官報(号外)

第十九条の五十四 検査の申請書の様式、検査の実施方法その他海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査に必要な事項並びに海洋汚染等防止証書、臨時海洋汚染等防止証書及び国際海洋汚染等防止証書の様式、これらの証書の交付、再交付及び書換えその他これららの証書に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第四章の次に次の二章を加える。

第四章の二 船舶からの排出ガスの放出の規制

（窒素酸化物の放出量に係る放出基準）  
第十九条の三 船舶に設置される原動機（窒素

酸化物の放出量を低減させるための装置が備え付けられている場合にあつては、当該装置を含む。以下同じ。）から発生する窒素酸化物の放出量に係る放出基準は、放出海域並びに原動機の種類及び能力に応じて、政令で定めることとする。

### （放出量確認）

第十九条の四 船舶に設置される原動機（その種類、出力、用途等が国土交通省令で定める基準に該当しないものを除く。以下同じ。）の製作業をする者その他国土交通省令で定める者（以下「原動機製作者等」という。）は、当該原動機が船舶に設置される前に、当該原動機からの窒素酸化物の放出量が前条の放出基準に適合することについて、国土交通大臣の行う確認を受けなければならない。ただし、当該原動機が船舶に設置される前に当該確認を受けることが困難な事由として国土交通省令で定めるものに該当する場合には、この限りでない。

2 前項の規定は、次条の規定により原動機取扱手引書の承認を受けた後、その承認に係る原動機が船舶に設置される前に、当該原動機について窒素酸化物の放出量を増大させることとなる改造その他の国土交通省令で定める改造を行つた場合について準用する。

### （原動機取扱手引書）

第十九条の五 前条第一項本文（同条第二項において準用する場合を含む。）の確認（以下「放出量確認」という。）を受けた原動機製作者等は、当該原動機の仕様及び性能、当該原動機の設置、運転、整備その他当該原動機の取扱

いに当たり遵守すべき事項、当該原動機に係る窒素酸化物の放出状況の確認方法その他の国土交通省令で定める事項を記載した原動機取扱手引書を作成し、国土交通大臣の承認を受けなければならない。

### （国際大気汚染防止原動機証書）

第十九条の六 国土交通大臣は、第十九条の四第一項本文（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により放出量確認をし、かつ、前条の規定により同条の原動機取扱手引書（以下「原動機取扱手引書」という。）を承認したときは、当該原動機製作者等に対し、国際大気汚染防止原動機証書を交付しなければならない。

### （原動機の設置）

第十九条の七 国土交通省令で定める船舶（以下「基準適合原動機設置対象船舶」という。）に原動機を設置する船舶所有者は、次項の規定による場合を除き、前条の国際大気汚染防止原動機証書（以下「国際大気汚染防止原動機証書」という。）の交付を受けた原動機を設置しなければならない。

### （原動機の運転）

第十九条の九 基準適合原動機設置対象船舶に設置された原動機は、承認原動機取扱手引書に従い、かつ、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するように運転しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

一 基準適合原動機設置対象船舶の安全を確保し、又は人命を救助するために必要な場合

3 前項の規定は、原動機を基準適合原動機設置対象船舶に設置した後、当該原動機について窒素酸化物の放出量を増大させることとなる改変その他の国土交通省令で定める改変を行つた場合について準用する。

### 4 基準適合原動機設置対象船舶に設置する原動機は、国土交通大臣の承認を受けた原動機取扱手引書（以下「承認原動機取扱手引書」という。）に従い、かつ、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するように設置しなければならない。

### （国際大気汚染防止原動機証書等の備置）

第十九条の八 船舶所有者は、基準適合原動機設置対象船舶に原動機を設置したときは、当該基準適合原動機設置対象船舶内に、国際大気汚染防止原動機証書交付を受けている場合に限る。及び承認原動機取扱手引書を備え置かなければならない。

### （原動機の運転）

第十九条の九 基準適合原動機設置対象船舶に設置された原動機は、承認原動機取扱手引書に従い、かつ、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するよう運転しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

一 基準適合原動機設置対象船舶の安全を確保し、又は人命を救助するために必要な場合

二 基準適合原動機設置対象船舶の損傷その他の原因により窒素酸化物が放出された場合において、引き続き窒素酸化物を得ない原因により窒素酸化物が放



四十九第一項、第三項及び第四項、第二十五条の五十二、第二十五条の五十四並びに第二十五条の五十七及び第二十五条の五十八第二項第二号(第二十五条の三十第四項の規定の準用に係る部分に限る)並びに第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く)の規定は、第一項の登録並びに前項の船級協会並びに確認、承認及び交付について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律別表第一の二」と、同条第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律又はこれらの法律に基づく命令」と読み替えるものとする。

(外国船舶に設置される原動機に関する特例)  
第十九条の十六 第十九条の三から前条まで(第十九条の七第四項及び第十九条の九を除く)の規定は、外国船舶に設置される原動機については、適用しない。ただし、本邦の各港間又は港のみを航行する外国船舶に設置される原動機については、この限りでない。

2 外国船舶に設置される原動機(前項ただし書に規定するものを除く)に係る第十九条の七第四項及び第十九条の九の規定の適用については、第十九条の七第四項中「国土交通大臣の承認を受けた原動機取扱手引書(以下「承認原動機取扱手引書」という)」に従い、かつ、国土交通省令」とあり、及び第十九条の九中「承認原動機取扱手引書に従い、かつ、国土交通省令」とあるのは、「国土交通省令」

とする。

(第二議定書締約国の政府が発行する原動機条約証書等)

#### 第十九条の十七 基準適合原動機設置対象船舶

である日本船舶に千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書(以下「第二議定書」という)の締約国である外国(以下「第二議定書締約国」という)において

製造した原動機を設置しようとする者は、当該第二議定書締約国の政府から原動機取扱手引書に相当する図書の記載内容が第二議定書に照らし適正なものであることについての確認及び原動機条約証書(第二議定書締約国)の政府が第二議定書に定める証書として交付する書面であつて、当該原動機が第二議定書に定める基準に適合していることを証するもの

をいう。(以下同じ)の交付を受けようとする場合には、日本の領事官を通じて申請しなければならない。

#### （国土交通省令への委任）

##### 第十九条の十九 放出量確認(第十九条の七第二項)同条第三項において準用する場合を含む)及び前条に規定する放出量確認に相当する確認を含む。以下この条において同じ)及び原動機取扱手引書の承認の申請書の様式、放出量確認の実施方法その他放出量確認及び原動機取扱手引書の承認に関し必要な事項並びに国際大気汚染防止原動機証書の様式、国際大気汚染防止原動機証書の交付、再交付及び書換えその他国際大気汚染防止原動機証書に関し必要な事項は、国土交通省令で定められる。

#### （審査請求）

##### 第十九条の二十 機構がした小型船舶用原動機放出量確認等事務に係る処分又はその不作為

は、当該船舶に燃料油を搭載する場合においては、揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第八十八号)第十七条の一第二項の規定により交付された書面(外国において燃料油を搭載する場合にあつては、当該書面に相当するものとして国土交通省令で定める要件に適合する書面。以下「燃料油供給証明書」という)及び提出された試料(外国において燃料油を搭載する場合にあつては、当該試料に相当するものとして国土交通

る外國船舶を除く)に設置される原動機であつて、当該原動機について放出量確認に相当する確認をし、かつ、原動機取扱手引書の承認に相当する承認をしたときは、当該原動機を設置しようとする者に対し、国際大気汚染防止原動機証書に相当する証書を交付するものとする。

令で定める基準に適合する燃料油を使用しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するためには、

一 船舶の損傷その他やむを得ない原因により政令で定める基準に適合しない燃料油を使用した場合において、引き続く当該燃料油の使用による硫黄酸化物の放出を防止す

るための可能な一切の措置をとつたとき。

2 前項本文の規定は、政令で定める海域において硫黄分の濃度その他の品質が政令で定める基準に適合する燃料油を使用する場合において、国土交通省令で定める技術上の基準に適合する硫黄酸化物放出低減装置(船舶から硫黄酸化物の放出量を低減させるための装置をいう)を設置し、かつ、使用するとき、その他国土交通省令で定める技術的措置が講じられているときは、適用しない。

（第二議定書締約国の船舶に対する証書の交付）

第十九条の十八 国土交通大臣は、第二議定書締約国の政府から当該第二議定書締約国の船舶(第十九条の十六第一項ただし書に規定す

るための可能な一切の措置をとつたとき。

2 前項本文の規定は、政令で定める海域において硫黄分の濃度その他の品質が政令で定める基準に適合する燃料油を使用する場合において、国土交通省令で定める技術上の基準に適合する硫黄酸化物放出低減装置(船舶から硫黄酸化物の放出量を低減させるための装置をいう)を設置し、かつ、使用するとき、その他国土交通省令で定める技術的措置が講じられているときは、適用しない。

2 前項の規定により確認を受けた図書及び交付を受けた原動機条約証書は、それぞれ第十一条の五の規定により国土交通大臣が承認をされた原動機取扱手引書(以下「承認原動機取扱手引書」という)に従い、国土交通大臣に設置される原動機に設置される原動機(前項ただし書に規定するものを除く)に係る第十九条の七第四項及び第十九条の九の規定の適用については、第十九条の七第四項中「国土交通大臣の承認を受けた原動機取扱手引書」という)に従い、国土交通大臣に承認を受けた原動機取扱手引書及び第十九条の六の規定により国土交通大臣が交付した国際大気汚染防止原動機証書とみなす。

（審査請求）

第十九条の二十 機構がした小型船舶用原動機放出量確認等事務に係る処分又はその不作為は、当該船舶に燃料油を搭載する場合においては、揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第八十八号)第十七条の一第二項の規定により交付された書面(外国において燃料油を搭載する場合にあつては、当該書面に相当するものとして国土交通省令で定める要件に適合する書面。以下「燃料油供給証明書」という)及び提出された試料(外

国において燃料油を搭載する場合にあつては、当該試料に相当するものとして国土交通

省令で定める要件に適合する試料。以下同じ。」を、当該燃料油を搭載した日から国土交通省令で定める期間を経過するまでの間、当該船舶内に備え置かなければならない。

2 前項に定めるもののほか、燃料油供給証明書及び試料に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

## (揮発性物質放出規制港湾の指定)

第十九条の二十三 國土交通大臣は、揮発性有機化合物質(油、有害液体物質等)その他の貨物から揮発することにより発生する有機化合物をいう。以下同じ。)を放出する貨物の積込みの状況その他の事情から判断して揮発性有機化合物質の放出による大気の汚染を防止するための措置を講ずる必要があると認められる港湾について、これを揮発性物質放出規制港湾として指定することができる。

2 國土交通大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該港湾の港湾管理者の意見を聽かなければならぬ。

3 環境大臣は、船舶からの揮発性有機化合物質の放出の抑制を図るために必要があると認めるとときは、國土交通大臣に対し、港湾を特定して、第一項の指定を求めることができる。

4 國土交通大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、國土交通省令で定めるところにより、揮発性物質放出規制港湾の名称及びその区域を公示しなければならない。

5 第二項及び第三項の規定は、外国の港湾を指定する場合には、適用しない。

6 前各項の規定は、第一項の規定による指定

の変更又は廃止について準用する。

## (揮発性物質放出防止設備等)

第十九条の二十四 船舶所有者は、揮発性物質放出規制港湾において揮発性有機化合物質を放出する貨物の積込みが行われる場合には、

当該船舶(その用途、総トン数、貨物の種類等の区分に応じ國土交通省令で定めるものに

限る。以下「揮発性物質放出規制対象船舶」という。)に、揮発性有機化合物質の放出による大気の汚染を防止するための設備(以下「揮発性物質放出防止設備」という。)を設置しなければならない。

2 前項の規定による揮発性物質放出防止設備の設置に関する技術上の基準は、國土交通省

の用に供する設備の總体をいう。)を加える。

3 挥発性物質放出規制港湾にある揮発性物質を放出する貨物の積込みを行う者は、國土

交通省令で定めるところにより、揮発性物質放出防止設備を使用しなければならない。た

だし、次の各号のいずれかに該当する場合に

は、この限りでない。

一 挥発性物質放出規制対象船舶の安全を確

保し、又は人命を救助するために必要な場

合

2 挥発性物質放出規制対象船舶の損傷そ

の可能な一切の措置をとつたとき。

(オゾン層破壊物質)  
第十九条の二十五 船舶所有者は、オゾン層破壊物質を「船舶發生廢棄物記録簿」を書に改める。

壞物質を含む材料を使用した船舶(國土交通省令で定める船舶を除く。)又はオゾン層破壊物質を含む設備を設置した船舶(國土交通省令で定める船舶を除く。)を航行の用に供してはならない。

第四十二条の十六中「東京都」を「神奈川県」に改める。

第四十三条の六第二項中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に改める。

第四十四条中「廢有害液体物質等及び廃棄物等」に改める。

第四十五条第一項中「海洋の汚染」を「海洋汚染等」に改める。

第五十一条中「海洋の汚染」を「海洋汚染等」に改める。

第五十二条中「海洋環境の保全」を「海洋環境の保全等」に改める。

第五十三条中「海洋環境の保全」を「海洋環境の保全等」に改める。

第五十四条中「海洋環境の保全」を「海洋環境の保全等」に改める。

第五十五条中「海洋環境の保全」を「海洋環境の保全等」に改める。

第五十六条中「海洋環境の保全」を「海洋環境の保全等」に改める。

第五十七条中「海洋環境の保全」を「海洋環境の保全等」に改める。

第五十八条中「海洋環境の保全」を「海洋環境の保全等」に改める。

第五十九条中「海洋環境の保全」を「海洋環境の保全等」に改める。

第六十条中「海洋環境の保全」を「海洋環境の保全等」に改める。

第六十一条中「海洋環境の保全」を「海洋環境の保全等」に改める。

第六十二条中「海洋環境の保全」を「海洋環境の保全等」に改める。

第六十三条中「海洋環境の保全」を「海洋環境の保全等」に改める。

第六十四条中「海洋環境の保全」を「海洋環境の保全等」に改める。

第六十五条中「海洋環境の保全」を「海洋環境の保全等」に改める。

第六十六条中「海洋環境の保全」を「海洋環境の保全等」に改める。

第六十七条中「海洋環境の保全」を「海洋環境の保全等」に改める。

第六十八条中「海洋環境の保全」を「海洋環境の保全等」に改める。

第六十九条中「海洋環境の保全」を「海洋環境の保全等」に改める。

第七十条中「海洋環境の保全」を「海洋環境の保全等」に改める。

第七十一条中「海洋環境の保全」を「海洋環境の保全等」に改める。

第七十二条中「海洋環境の保全」を「海洋環境の保全等」に改める。

第七十三条中「海洋環境の保全」を「海洋環境の保全等」に改める。

第七十四条中「海洋環境の保全」を「海洋環境の保全等」に改める。

第七十五条中「海洋環境の保全」を「海洋環境の保全等」に改める。

第七十六条中「海洋環境の保全」を「海洋環境の保全等」に改める。

第七十七条中「海洋環境の保全」を「海洋環境の保全等」に改める。

第七十八条中「海洋環境の保全」を「海洋環境の保全等」に改める。

第四十九条の二中「又は廃棄物の排出又は焼却」を「若しくは廃棄物の排出若しくは焼却又は排出ガスの放出」に、「海洋の汚染」を「海洋汚染等」に改める。

第五十条中「海洋の汚染」を「海洋汚染等」に改める。

第五十一条中「廃棄物の排出」の下に「並びに

排出ガスの放出」を加え、「海洋の汚染」を「海洋汚染等」に改める。

第五十二条中「廃棄物の排出」の下に「並びに

排出ガスの放出」を加え、「海洋の汚染」を「海洋汚染等」に改める。

第五十三条中「廃棄物の排出」の下に「並びに

排出ガスの放出」を加え、「海洋の汚染」を「海洋汚染等」に改める。

第五十四条中「廃棄物の排出」の下に「並びに

排出ガスの放出」を加え、「海洋の汚染」を「海洋汚染等」に改める。

第五十五条中「廃棄物の排出」の下に「並びに

排出ガスの放出」を加え、「海洋の汚染」を「海洋汚染等」に改める。

第五十六条中「廃棄物の排出」の下に「並びに

排出ガスの放出」を加え、「海洋の汚染」を「海洋汚染等」に改める。

第五十七条中「廃棄物の排出」の下に「並びに

排出ガスの放出」を加え、「海洋の汚染」を「海洋汚染等」に改める。

第五十八条中「廃棄物の排出」の下に「並びに

排出ガスの放出」を加え、「海洋の汚染」を「海洋汚染等」に改める。

第五十九条中「廃棄物の排出」の下に「並びに

排出ガスの放出」を加え、「海洋の汚染」を「海洋汚染等」に改める。

第六十条中「廃棄物の排出」の下に「並びに

排出ガスの放出」を加え、「海洋の汚染」を「海洋汚染等」に改める。

第六十一条中「廃棄物の排出」の下に「並びに

排出ガスの放出」を加え、「海洋の汚染」を「海洋汚染等」に改める。

第六十二中「廃棄物の排出」の下に「並びに

排出ガスの放出」を加え、「海洋の汚染」を「海洋汚染等」に改める。

第六十三中「廃棄物の排出」の下に「並びに

排出ガスの放出」を加え、「海洋の汚染」を「海洋汚染等」に改める。

第六十四中「廃棄物の排出」の下に「並びに

排出ガスの放出」を加え、「海洋の汚染」を「海洋汚染等」に改める。

第六十五中「廃棄物の排出」の下に「並びに

排出ガスの放出」を加え、「海洋の汚染」を「海洋汚染等」に改める。

第六十六中「廃棄物の排出」の下に「並びに

排出ガスの放出」を加え、「海洋の汚染」を「海洋汚染等」に改める。



二十六第八項に改め、同条第七号を削り、同条第八号中「第十七条の十二第三項」を「第十九条の十五第三項」に改め、「第十九条の二三第五項」を「第十九条の四十六第三項」に改め、準用する場合を含む。」、第十九条の四十九第三項に改め、同号を同条第七号とし、同条第七号を削り、同条第十号中「第十七条の十五第二項」を「第十九条の四十九第二項」に改め、同号を同条第十号とし、同条第九号中「第十七条の十五第一項」を「第十九条の四十九第二項」に改め、同号を同条第十号とし、同号の前に次の二号を加える。

八 第十九条の三十二の規定に違反して当該船舶又は海洋施設に設置された要焼却確認廃棄物焼却設備を要焼却確認廃棄物の焼却の用に供した者

九 第十九条の四十五の規定に違反して当該船舶を航行の用に供した者

第五十八条中第十八号及び第十九号を削り、第十七号を第十九号とし、第十四号から第十六号までを二号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の二号を加える。

十四 海上保安機関に対し、第三十八条第七項に規定する事実を発見した旨の虚偽の通報をした者

十五 海上保安庁の事務所に対し、第四十二条第三項、第十七条の十五第三項を「第十九条の二第一項に規定する事態又は海上火災を発見した旨の虚偽の通報をした者

第五十八条の二第二項第一号中「第十七条の二第一項に規定する事態又は海上火災を発見した旨の虚偽の通報をした者

いて準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項」に改め、同項第二号中「第十七条の十五第三項」を「第十九条の四十九第三項」に改め第三項」を「第十九条の四十九第三項」に改める。

第五十九条中「刑」を「罰金刑」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第六十条第二号中「第十七条の十二第三項、第十七条の十五第三項」を「第十九条の十五第三項(第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。)、第十九条の四十九第三項」に改める。

第六十五条第三項中「海洋環境の保全」を「海洋環境の保全等」に改める。

別表第一の次に次の一表を加える。

## 一 ガス分析装置

別表第二中「第十七条の十二」第十七条の十五  
五」を「第十九条の四十六、第十九条の四十九」

(揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部に改める。)

## 改正

（昭和五十一年法律第八十八号）の一部を次のよ

うに改正する。  
目次中「第三節 灯油の品質の確保(第十七条)

## の九・第十七条の十)」を「第三節 第四節 重油の品質

## 洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部

の確保(第十七条の九・第十七条の十)  
に、「(第十七条の十一・第十七条の十二)」  
「(第十七条の十三・第十七条の二十四)」に改め  
る。

第一条中「適正な」を「適正な」に改め、「資  
する」の下に「とともに、重油について海洋汚染  
等の防止に関する国際約束の適確な実施を確保  
するために必要な措置を講ずる」を加える。

第二条第一項中「及び灯油」を「、灯油及び重  
油」に改め、同条第九項を同条第十一項とし、  
同条第八項の次に次の二項を加える。

9 この法律において「重油」とは、炭化水素油  
であつて、経済産業省令で定める蒸留性状の  
試験方法による九十パーセント留出温度が三  
百六十度を超えない範囲内で経済産業省令で  
定める温度を超え、又は温度十五度における  
比重が〇・八七五七を超えるもの(温度十五  
度における比重が〇・八三以上〇・八七五七  
以下で経済産業省令で定める試験方法による  
十パーセント残油の残留炭素分の当該残油に  
対する重量割合が経済産業省令で定める割合  
以上のものを含む。)のうち、第二項に規定す  
る揮発油及び第七項に規定する灯油以外のも  
のをいう。

10 この法律において「重油販売業者」とは、船  
舶(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する  
法律(昭和四十五年法律第二百三十六号)第三条  
第一号)に規定する船舶をいう。第十七条の十  
第一項において同じ。)又は海底掘削等施設  
(海底の掘削又は天然資源の掘採の用に供す  
る施設であつて経済産業省令で定めるものを

いう。同項において同じ。)の燃料として重油(重油と同じ用途に用いることができる石油製品であつて経済産業省令で定めるものを含む。)をその使用者に販売する事業を行う者をいう。

卷之三

第十七条の二十一第一号中「第十七条の二十二第一号」を「第十七条の十四第一号」に改め、同条第二号中「第十七条の十六第一項、第十七条の十六の二第一項、第十七条の十八」を「第十七条の二十一第一項、第十七条の二十二第一項、第十七条の二十三」に改め、同条

の十八第一項 第十七条の十九第一項 第十七  
条の二十一に改め、同条第三号中「第十七条の  
十五第三項又は第十七条の十七」を「第十七条の  
十七第三項又は第十七条の二十」に改め、同条  
を第十七条の二十三とし、第十七条の十九を第  
十七条の二十二とし、第十七条の十八を第十七  
条の二十一とする。

第十七条の十七中「第十七条の十三第一項各号」を「第十七条の十五第一項各号」に改め、同条を第十七条の二十とする。

第十七条の十六の二第一項中「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)」を削り、同条を第十七条の十九とし、第十七条の十六を第十七条の十八とする。

第十七条の十五第一項中「若しくは灯油」を  
「灯油若しくは重油」に改め、同条を第十七条  
の十七とし、第十七条の十四を第十七条の十六



項中「又は灯油」を「灯油又は重油」に改める。

第二十条第一項中「灯油販売業者」の下に

「重油販売業者」を、「灯油生産業者」の下に

「重油生産業者」を、「灯油輸入業者」の下に

「重油輸入業者」を、「又は第十七条の十

第三項」を、「第十七条の十第三項若しくは第十

七条の十二第三項」に改め、同条第二項中「灯油

販売業者」の下に「重油販売業者」を、「灯油生

産業者」の下に「重油生産業者」を、「灯油輸入

業者」の下に「重油輸入業者」を、「灯油そ

の他」を「灯油、重油その他」に改める。

第二十一条第一項及び第二十四条第三号中

「第十七条の二十」を「第十七条の二十三」に改め

る。

第二十五条中「一」に「いざれかに」に改め、

同条第一号中「又は第十七条の九第一項」を

「第十七条の九第一項又は第十七条の十一第

一項」に改め、同条第二号中「又は第十七条的十

七条の十二第一項」に、「又は第十七条的十第二

项」を、「第十七条的十第二項若しくは第十七条

的十二第二項」に、「又は第十七条的十第三項」

を、「第十七条的十第三項若しくは第十七条的

十二第三項」に、「又は消費した」を「消費又は

使用した」に改める。

第二十六条中「又は第十七条的九第二項」を

次に掲げる機器のうちいざれか一の機器

イ 燃焼管式空気法試験器

ロ 放射線式励起法分析計

ハ ボンベ式質量法試験器

「若しくは第十七条の九第二項」に、「第十七条の十五第三項」を「第十七条的十七第三項」に改める。

第二十七条第二号中「又は第十七条的十第二

項」を、「第十七条的十第二項若しくは第十七条

的十二第二項」に改め、同条中第五号を第八号

とし、第四号を第七号とし、第三号を第六号と

し、同条第二号の次に次の三号を加える。

三 第十七条の十一第一項前段の規定に違反して書面を交付せず、若しくは試料を提出

せず、又は同項前段に規定する事項を記載

しない書面若しくは虚偽の記載をした書面

を交付した者

四 第十七条の十一第二項後段の規定に違反して書面の写しを保存しなかつた者

五 第十七条の十二第五項の規定に違反して書面を交付せず、又は同項に規定する事項

を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

六 第二十九条第一号中「第十七条的十八」を「第十七条的二十一」に改め、同条第三号中「第十七

条的十六的二第一項」を「第十七条的十九第一

項」に改める。

別表中「第十七条的十一、第十七条的十三」を「第十七条的十三、第十七条的十五」に改め、同表に次のように加える。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第

五十八号)の一部を次のようにより改正する。

附則第二条から第九条までを削る。

附則第十条の見出しを「ふん尿等の排出に係る経過措置」に改め、同条中「生ずる日」を「附則第二条に規定する発効日」に、「生じた日」を「平成十五年九月二十七日」以下この条及び次条において単に「発効日」という。」に、「船舶又は海洋施設」を「船舶」に、「同日」を「発効日」に改め、「又は海洋施設の設置者」を削り、「第四条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等」を改正する法律(平成十六年法律第

号)第一條の規定による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(以下「新海洋汚染等防止法」という。)に、「附則第一条第七号に定める日から条約附属書IVが効力を生ずる日」を「発効日」に、「十年」を「五年以上十年以内において政令で定める期間」に改め、「又は同法第十八条第二項」を削り、同条を附則第二条とする。

附則第十四条中「附則第二条から第五条ま

で、第七条、第八条、第十条及び第十二条を

「附則第二条及び第三条」に改め、同条を附則第五条とする。

染等防止法」に、「第十七条の十第一項及び第二

項新法」を「第十九条の四十四第一項及び第二

項新海洋汚染等防止法」に、「海洋汚染防止証

書」を「海洋汚染等防止証書」に改め、同条第二

項の二」を「第十九条の三十六」に、「附則第一

条第八号に規定する条約附属書IVが効力を生ず

る日」を「附則第二条に規定する発効日」に、「十

年」を「五年以上十年以内において政令で定める

期間」に改め、同条を附則第三条とする。

附則第十二条を削り、附則第十三条を附則第四条とする。

附則第十四条中「附則第二条から第五条ま

で、第七条、第八条、第十条及び第十二条を

「附則第二条及び第三条」に改め、同条を附則第五条とする。

三 第二条中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則第十条の改正規定〔船舶又は海洋施設〕を「船舶」に改める部分及び「十年」を「五年以上十年以内において政令で定める期間」に改める部分並びに「又は海洋施設の設置者」を削る部分及び「又は同法第十八条第二項」を削る部分に限る。」及び同法附則第十二条の改正規定〔「五年以上十年以内において政令で定める期間」に改める部分に限る。〕

起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二条 国土交通大臣は、施行日前においても、第一条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「新海洋汚染等防止法」という。）第十九条の四第一項の原動機について当該原動機からの窒素酸化物の放出量が新海洋汚染等防止法第十九条の三の放出基準に相当する基準（以下「相当放出基準」という。）に適合するものであることについて新海洋汚染等防止法第十九条の四第一項の確認に相当する確認（以下「相当確認」という。）をし、かつ、新海洋汚染等防止法第十九条の五の原動機取扱手引書に相当する図書（以下「相当手引書」といいう。）の承認を行うことができる。

2 國土交通大臣は、相当確認をし、かつ、相当手引書を承認したときは、当該原動機に係る相当確認を受けた者に対し、新海洋汚染等防止法第十九条の六の国際大気汚染防止原動機証書に相当する証書（以下「相当原動機証書」という。）

を交付しなければならない。

3 國土交通大臣が相当確認をし、相当手引書の承認を行い、及び相当原動機証書を交付したときは、当該原動機に係る相当確認、承認された相当手引書及び交付された相当原動機証書は、施行日までの間に国土交通省令で定める事由が生じたときを除き、施行日以後は、それぞれ国土交通大臣が行つた放出量確認、承認をした原動機取扱手引書及び交付した国際大気汚染防止原動機証書とみなす。

4 次の各号のいずれかに掲げる者（国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第一百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人）の他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）を除く。）、は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

一 國土交通大臣の行う相当確認及び相当手引書の承認を受けようとする者

二 相当原動機証書の再交付又は書換えを受けようとする者

5 前項の手数料の納付は、収入印紙をもつてしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第一百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して相当確認及び承認又は再交付若しくは書換えに係る申請をする場合には、国土交通省令で定めることにより、現金をもつてすることができる。

6 小型船舶用原動機相当確認等事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

7 機構は、小型船舶用原動機相当確認等事務を行なったと認めるときは、その小型船舶用原動機相当確認等事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

8 小型船舶用原動機相当確認等業務員は、相当確認又はこれに準ずる業務に関する知識及び経験に関する国土交通省令で定める要件を備える者のうちから、選任しなければならない。

9 機構は、小型船舶用原動機相当確認等業務員を選任したときは、その日から十五日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

10 國土交通大臣は、小型船舶用原動機相当確認等業務員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは处分若しくは小型船舶用原動機相当確認等事務規程に違反する行為をしたとき、又は不適当な行為をしたときは、機構に対し、当該小型船舶用原動機相当確認等業務員の解任を命ずることができる。

11 前項の規定による命令により小型船舶用原動機相当確認等業務員の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、小型船舶用原動機

相当原動機証書の交付を受けた者は、百万円以下の罰金に処する。

7 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

3 國土交通大臣は、施行日前においても、

小型船舶検査機構（以下「機構」という。）に、総トン数が二十トン未満の船舶であつて国土交通省令で定めるものに設置される原動機に係る相当確認、相当手引書の承認及び相当原動機証書の交付に関する事務（以下「小型船舶用原動機相当確認等事務」という。）を行わせることができるものであつて、当該独立行政法人の業務の内容そ

の他の事情を勘案して政令で定めるものに限

る。）を除く。）、は、実費を勘案して国土交通省令

で定める額の手数料を国に納付しなければなら

ない。

2 國土交通大臣は、前項の規定により機構に小

型船舶用原動機相当確認等事務を行わせるとき

は、機構が小型船舶用原動機相当確認等事務を

開始する日及び小型船舶用原動機相当確認等事

務を行う事務所の所在地を官報で公示しなけれ

ばならない。

3 國土交通大臣は、第一項の規定により機構に

小型船舶用原動機相当確認等事務を行わせるとき

は、自ら小型船舶用原動機相当確認等事務を行

わなければならないものとする。

4 機構は、小型船舶用原動機相当確認等事務の

開始前に、小型船舶用原動機相当確認等事務に

関する規程（以下「小型船舶用原動機相当確認等事務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認

可を受けなければならぬ。これを変更しよう

とするときも、同様とする。

5 國土交通大臣は、前項の認可をした小型船舶

官報 (号外)

相当確認等業務員又は新海洋汚染等防止法第十九条の十二第一項の小型船舶用原動機放出量確認等業務員となることができない。
12 機構は、小型船舶用原動機相当確認等業務を行なう事務所ごとに、国土交通省令で定めるところにより、相当確認設備を備え、かつ、これを維持しなければならない。
13 機構が小型船舶用原動機相当確認等業務を行う場合における前条(第五項から第七項までを除く)の規定の適用については、同条第一項から第四項までの規定中「国土交通大臣」とあるのは「小型船舶検査機構」と、同条第四項中「国に納付」とあるのは「小型船舶検査機構に納付」とし、この場合における同項の規定により機構に納付された手数料は、機構の収入とする。
14 国土交通大臣は、第三項の規定にかかわらず、機構が天災その他の事由により小型船舶用原動機相当確認等事務の全部又は一部を実施することと認めるときは、当該小型船舶用原動機相当確認等事務の全部又は一部を自ら行うものとする。
15 國土交通大臣は、前項の規定により小型船舶用原動機相当確認等事務の全部若しくは一部を自ら行うこととし、又は同項の規定により自ら行っている小型船舶用原動機相当確認等事務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を官報で公示しなければならない。
16 國土交通大臣が第十四項の規定により小型船舶用原動機相当確認等事務の全部又は一部を自ら行う場合における小型船舶用原動機相当確認等事務の引継ぎその他の必要な事項について
は、国土交通省令で定める。
17 偽りその他不正の行為により機構から相当原動機証書の交付を受けた者は、百万円以下の罰金に処する。
18 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して、同項の罰金刑を科する。
19 第四項の規定により国土交通大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。
第四条 機構がした小型船舶用原動機相当確認等事務に係る処分又はその不作為については、国土交通大臣に対し行政不服審査法(昭和三十七年法律第二百六十号)による審査請求をすることができる。
第五条 機構は、施行日前においても、船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二十五条の二十七に規定する業務のほか、小型船舶用原動機相当確認等事務及びこれに附帯する業務を行うことができる。
第六条 國土交通大臣は、船級の登録に関する業務を行う者の申請により、施行日前においても、その者を附則第三条第一項の国土交通省令で定める船舶に設置される原動機に係る相当確認、相当手引書の承認及び相当原動機証書の交付に係る事務(以下「相当確認等事務」という。)を行ふ者として登録することができる。
2 前項の規定による登録を受けた者(以下この条において「船級協会」という。)が相当確認をし、相当手引書の承認を行い、及び相当原動機証書に相当する書面を交付したときは、当該原動機に係る相当確認、承認された相当手引書及び交付された書面は、施行日までの間に国土交通省令で定める事由が生じたときを除き、施行日以後は、それぞれ国土交通大臣が行つた放出量確認、承認をした原動機取扱手引書及び交付した国際大気汚染防止原動機証書とみなす。
3 船舶安全法第三章第一節第二十五条の四十六、第二十五条の四十九第一項、第三項及び第四項、第二十五条の五十二、第二十五条の五十並びに第二十五条の五十七及び第二十五条の
災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律附則第三条第四項に規定する小型船舶用原動機相当確認等事務規程」と、第二十五条の三十九及び第二十五条の四十第一項中「又は小型船舶登録法」とあるのは「小型船舶登録法又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律」と、第二十五条の四十五第三号中「に規定する」とあるのは「及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律附則第五条第一項に規定する」とする。
58 第二項第二号(第二十五条の三十第四項の規定の準用に係る部分に限る。)並びに第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。)の規定は、第一項の登録並びに前項の船級協会並びに相当確認、承認及び交付について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」に掲げる機械器具その他の設備」とあるのは「ガス分析装置」と、同条第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは機械器具その他の設備」とあるのは「ガス分析装置」と、同条第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」と読み替えるものとする。
4 日本の船級協会の役員又は職員が、第二項の相当確認、相当手引書の承認又は書面の交付に關して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上十年以下の懲役に処する。
5 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。
6 第四項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
7 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。
8 第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第一項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした船級協会の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五

十円以下の罰金に処する。

9 偽りその他不正の行為により船級協会から相当原動機証書に相当する書面の交付を受けた者は、百万円以下の罰金に処する。

10 第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、その違反行為をした船級協会(外国にある事務所において業務を行う者を除く)の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

11 第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

12 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第九項又は前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各項の罰金刑を科する。

13 第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第二項各号の規定による請求を拒んだ者(外国にある事務所において業務を行う者を除く)は、二十万円以下の過料に処する。

14 船級協会は、施行日において、新海洋汚染等防止法第十九条の十五第一項に規定する登録を受けたものとみなす。

第七条 新海洋汚染等防止法第十九条の三から第

十九条の九までの規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日前に建造され又は建造に着手された船舶に設置された

原動機であつて当該各号に定める日前に製造されたものについては、適用しない。ただし、当該原動機につき当該各号に定める日以後に国土交通省令で定める改造除いたときは、この限りでない。

一 國際航海に從事する船舶 平成十二年一月一日

二 前号に掲げる船舶以外の船舶 第二議定書

が効力を生ずる日

第八条 新海洋汚染等防止法第十九条の二十二第一項の規定は、施行日前に船舶に搭載された燃料油については、適用しない。

第九条 新海洋汚染等防止法第十九条の二十五の規定は、この法律の施行の際現に船舶に使用されている材料又は設置されている設備及び平成三十二年一月一日前において政令で定める日前に船舶に使用されている政令で定めるオゾン層破壊物質(以下この項において「特定オゾン層破壊物質」という。)を含む材料又は同日前に船舶に設置されている特定オゾン層破壊物質を含む設備については、適用しない。

一 次号に掲げる船舶以外の船舶 平成十二年一月一日

二 日本国の内水、領海又は排他的経済水域(排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(平成八年法律第七十四号)第一条第一項に規定する排他的経済水域をいう。)のみを航行する船舶 第二議定書が効力を生ずる日

三十二年一月一日前において政令で定める日前に船舶に使用されている政令で定めるオゾン層破壊物質(以下この項において「特定オゾン層破壊物質」という。)を含む材料又は同日前に船舶に設置されている特定オゾン層破壊物質を含む設備については、適用しない。

してはならない。

3 前項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十条 新海洋汚染等防止法第十九条の二十六第二項本文の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日前に船舶に設置された設備であつて専ら同項の船舶発生油等の焼却の用に供されるものを用いて行う焼却については、適用しない。

一 國際航海に從事する船舶 平成十二年一月一日

二 前号に掲げる船舶以外の船舶 第二議定書

が効力を生ずる日

第八条 新海洋汚染等防止法第十九条の二十二第一項の規定は、施行日前に船舶に搭載された燃料油については、適用しない。

第九条 新海洋汚染等防止法第十九条の二十五の規定は、この法律の施行の際現に船舶に使用されている材料又は設置されている設備及び平成三十二年一月一日前において政令で定める日前に船舶に使用されている政令で定めるオゾン層破壊物質(以下この項において「特定オゾン層破壊物質」という。)を含む材料又は同日前に船舶に設置されている特定オゾン層破壊物質を含む設備については、適用しない。

第十一條 國土交通大臣は、施行日前においても、大気汚染防止検査対象設備(新海洋汚染等防止法第十九条の七第一項及び第二項に規定する原動機を除く。以下この条において同じ。)について、新海洋汚染等防止法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条第三項の規定による検査又は同法第六条ノ四第一項の規定による型式承認若しくは検定を行うことができる。この場合において、同法第六条第三項中「第二条第一項各号ニ掲タル事項ニ係ル」とあり、及び同法第六条ノ四第一項中「船舶又ハ第一条第一項各号ニ掲タル事項ニ係ル」とある。これは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律第一条ノ規定ニ依ル改正後ノ海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の二十一第一項、第十九条の二十一第二項、第十九条の七第四項、第十九条の二十一第二項、第十九条の二十四第一項及び第二項、第十九条の二十六第二項本文、第十九条の四十一第一項(大気汚染防止検査対象設備に係る部分に限る。)並びに第十九条の四十一条第一項及び第二項(大気汚染防止検査対象設備に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

第十二条 國土交通大臣は、施行日前においても、海域において、前項の規定により新海洋汚染等防止法第十九条の二十五の規定の適用を受けないこととされている材料又は設備に含まれる新海洋汚染等防止法第三条第六号の二のオゾン層破壊物質であつても、これをみだりに放出

してはならない。

3 前項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十一条 國土交通大臣は、施行日前においても、大気汚染防止検査対象設備(新海洋汚染等防止法第十九条の七第一項及び第二項に規定する原動機を除く。以下この条において同じ。)について、新海洋汚染等防止法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条第三項の規定による検査又は同法第六条ノ四第一項の規定による型式承認若しくは検定を行うことができる。この場合において、同法第六条第三項中「第二条第一項各号ニ掲タル事項ニ係ル」とあり、及び同法第六条ノ四第一項中「船舶又ハ第一条第一項各号ニ掲タル事項ニ係ル」とある。これは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律第一条ノ規定ニ依ル改正後ノ海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の二十一第一項、第十九条の二十一第二項、第十九条の七第四項、第十九条の二十一第二項、第十九条の二十四第一項及び第二項、第十九条の二十六第二項本文、第十九条の四十一第一項又ハ第十九条の二十六第二項ニ規定スル」と、同項中「第二十五条の四十六及第二十五条の四十七」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律附則第十二条第二項」と、「第五条ノ検査」(特別検査ヲ除ク)及第六条ノ検査」とあるのは「海洋

官 報 (号外)

5 第一項の規定により受けた型式承認又は第三項において準用する船舶安全法第九条第三項若るものとする。	汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律第一條ノ規定ニ依ル改正後ノ海 洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十二ニ規定スル法定検査及同法第十九条の四十九第一項ニ於テ準用スル第六条第三項ノ検査」と読み替えるものとする。
2 国土交通大臣の登録を受けた者(以下この条において「登録検定機関」という。)は、施行日前においても、前項の検定を行うことができる。	2 國土交通大臣の登録を受けた者(以下この条において「登録検定機関」という。)は、施行日前においても、前項の検定を行うことができる。
3 船舶安全法第九条第三項及び第四項、第十一 条、第二十九条ノ三第一項並びに第二十九条ノ四第一項の規定は、第一項の検査又は同項若しくは前項の検定について準用する。	3 船舶安全法第九条第三項及び第四項、第十一 条、第二十九条ノ三第一項並びに第二十九条ノ四第一項の規定は、第一項の検査又は同項若しくは前項の検定について準用する。
4 船舶安全法第三章第一節(第二十五条の六十九から第二十五条の六十六までを除く。)及び第二十九条ノ五第一項の規定は、第二項の登録、登録検定機関及び登録検定機関が行う検定について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律別表第二」と、同条第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律又はこれらの法律に基づく命令」と、同法第二十五条の五十四中「第二十五条の二十六」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律附則第十二条第四項において準用する船舶安全法第二十五条の二十六」と読み替えるものとする。	4 船舶安全法第三章第一節(第二十五条の六十九から第二十五条の六十六までを除く。)及び第二十九条ノ五第一項の規定は、第二項の登録、登録検定機関及び登録検定機関が行う検定について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律別表第二」と、同条第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律又はこれらの法律に基づく命令」と、同法第二十五条の五十四中「第二十五条の二十六」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律附則第十二条第四項において準用する船舶安全法第二十五条の二十六」と読み替えるものとする。
5 第一項の規定により受けた型式承認又は第三項において準用する船舶安全法第九条第三項若るものとする。	5 第一項の規定により受けた型式承認又は第三項において準用する船舶安全法第九条第三項若るものとする。
6 第四項において準用する船舶安全法第二十五 条の五十八第一項の規定による検定業務の停止 の命令に違反したときは、その違反行為をした 登録検定機関の役員又は職員は、一年以下の懲 役又は五十万円以下の罰金に処する。	6 第四項において準用する船舶安全法第二十五 条の五十八第一項の規定による検定業務の停止 の命令に違反したときは、その違反行為をした 登録検定機関の役員又は職員は、一年以下の懲 役又は五十万円以下の罰金に処する。
7 偽りその他不正の行為により第三項において 準用する船舶安全法第九条第三項又は第四項の 合格証明書の交付を受けた者は、百万円以下の 罰金に処する。	7 偽りその他不正の行為により第三項において 準用する船舶安全法第九条第三項又は第四項の 合格証明書の交付を受けた者は、百万円以下の 罰金に処する。
8 第四項において準用する船舶安全法第二十五 条の五十二条の許可を受けないで検定業務の全部 を廃止し、又は同項において準用する同法第二 十五条の六十の規定による報告をせず、若しく は虚偽の報告をした場合には、その違反行為を した登録検定機関(外国にある事務所において 検定業務を行ふ者を除く。)の役員又は職員は、 三十万円以下の罰金に処する。	8 第四項において準用する船舶安全法第二十五 条の五十二条の許可を受けないで検定業務の全部 を廃止し、又は同項において準用する同法第二 十五条の六十の規定による報告をせず、若しく は虚偽の報告をした場合には、その違反行為を した登録検定機関(外国にある事務所において 検定業務を行ふ者を除く。)の役員又は職員は、 三十万円以下の罰金に処する。
9 第四項において準用する船舶安全法第二十五 条の六十一第一項の規定による検査を拒み、妨 げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に 処する。	9 第四項において準用する船舶安全法第二十五 条の六十一第一項の規定による検査を拒み、妨 げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に 処する。
10 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、 使用者その他の従業者が、その法人又は人の業 務に関し、第七項又は前項の違反行為をしたと きは、行為者を罰するほか、その法人又は人に 対して、各項の罰金刑を科する。	10 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、 使用者その他の従業者が、その法人又は人の業 務に関し、第七項又は前項の違反行為をしたと きは、行為者を罰するほか、その法人又は人に 対して、各項の罰金刑を科する。
11 第四項において準用する船舶安全法第二十五 条の五十三第一項の規定に違反して財務諸表等 又は新品質確保法第十七条の十二第二項若し	11 第四項において準用する船舶安全法第二十五 条の五十三第一項の規定に違反して財務諸表等 又は新品質確保法第十七条の十二第二項若し
12 登録検定機関は、施行日において、新海洋汚 染等防止法第十九条の四十九第一項において準 用する船舶安全法第六条ノ四第一項の登録を受 けたものとみなす。	12 登録検定機関は、施行日において、新海洋汚 染等防止法第十九条の四十九第一項において準 用する船舶安全法第六条ノ四第一項の登録を受 けたものとみなす。
13 機構は、施行日前においても、新海洋汚染等 防 止法第十九条の十一第一項の規定による小型 船舶用原動機放出量確認等事務規程の認可の申 請を行なうことができる。	13 機構は、施行日前においても、新海洋汚染等 防 止法第十九条の十一第一項の規定による小型 船舶用原動機放出量確認等事務規程の認可の申 請を行なうことができる。
14 新海洋汚染等防止法第十九条の十五第一項の 登録、第十九条の四十六第一項の登録又は第十 九条の四十九第一項において準用する船舶安全 法第六条ノ四第一項の登録を受けようとする者 は、施行日前においても、その申請を行なうこと ができる。新海洋汚染等防止法第十九条の十五 第一項の四十六第三項又は第十九条の四十九第三 項において準用する船舶安全法第十九条の十五 第一項の四十九第一項において準用する船舶安全 法第二十五条の五十一第一項の規定による検定業務 規程その他の規程の認可の申請についても、同 様とする。	14 新海洋汚染等防止法第十九条の十五第一項の 登録、第十九条の四十六第一項の登録又は第十 九条の四十九第一項において準用する船舶安全 法第六条ノ四第一項の登録を受けようとする者 は、施行日前においても、その申請を行なうこと ができる。新海洋汚染等防止法第十九条の十五 第一項の四十六第三項又は第十九条の四十九第三 項において準用する船舶安全法第十九条の十五 第一項の四十九第一項において準用する船舶安全 法第二十五条の五十一第一項の規定による検定業務 規程その他の規程の認可の申請についても、同 様とする。
15 (揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部 改正に伴う経過措置)	15 第二条の規定による改正後の揮発油等 の品質の確保等に関する法律(以下「新品質確保 法」という。)第十七条の十二第五項の規定は、 施行日前に重油生産業者等が販売した重油につ いては、適用しない。
16 第十四条 國土交通大臣は、施行日から機構に新 海洋汚染等防止法第十九条の十第一項に規定す る小型船舶用原動機放出量確認等事務を行わせ ようとするときは、施行日前においても、施行 日から機構が小型船舶用原動機放出量確認等事 務を行なう旨及び機構が小型船舶用原動機放出量 確認等事務を行なう事務所の所在地を官報で公示 することができる。	16 第十四条 國土交通大臣は、施行日から機構に新 海洋汚染等防止法第十九条の十第一項に規定す る小型船舶用原動機放出量確認等事務を行わせ ようとするときは、施行日前においても、施行 日から機構が小型船舶用原動機放出量確認等事 務を行なう旨及び機構が小型船舶用原動機放出量 確認等事務を行なう事務所の所在地を官報で公示 することができる。

平成十六年四月一日 衆議院会議録第十九号

くは第三項において準用する新品質確保法第十七条の四第三項の登録を受けようとする者は、施行日前においても、その申請を行うことができる。新品質確保法第十七条の十八第一項の規定による業務規程の届出についても、同様とする。

(処分、手続等の効力に関する経過措置)

十七条 この法律の各改正規定の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基

づく命令を含む。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)中相当する規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手續その他の行為とみなす。

### (罰則の適用に関する経過措置)

第十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

### (政令への委任)

**十九条 附則第二条から第十三条まで、附則第**

十五条及び前二条に定めるもののほか、この法

律の施行に関し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める二三が

で不経道打當を含む一い政令で定めることが

## (船舶安全法の一部改正)

**二十九条** 船舶安全法の一部を次のように改正す

第三五卷の二第一頁中「行なり」三「行」

改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、

同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の

一項を加える。

2 小型船舶検査機構は、前項に規定するもの  
のほか、海洋汚染等及び海上災害の防止に関

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

- |  |  |
|--|--|
| （地方税法の一部改正）  | 第二十三条 地方税法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第三十八条第十一号                                       |
| 四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第六条の二第二項及び第三項、第十二条第一項及び第三項並びに第十二条の二第一項 | 四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第六条の二第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第三項並びに第十二条の二第一項 |
| 五 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二十三条第二項及び第四項                                   | 五 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二十三条第二項及び第三項                                     |
| 六 海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十号）第三十三条规定第一項及び第三項                                   | 六 海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十号）第三十三条规定第一項及び第三項                                     |
| 七 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第十二条第一項及び第三項                                | 七 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第十二条第一項及び第三項                                  |
| 八 湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第十二条第一項及び第二項                                 | 八 湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第十二条第一項及び第二項                                   |
| 九 南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）第十六条第四号                                   | 九 南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）第十六条第四号                                     |
| 十 ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第三十五条第一項及び第三項                               | 十 ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第三十五条第一項及び第三項                                 |
| 十一 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第八号）附則第二条第一号                       | 十一 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第八号）附則第二条第一号                         |
| （港湾法の一部改正）   | （港湾法の一部改正）   |
| 第十二条 港湾法（昭和二十五年法律第二百八号）の一部を次のように改正する。                                    | 第十二条 港湾法（昭和二十五年法律第二百八号）の一部を次のように改正する。                                      |
| 第十二条第一項第十一号の三中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に改めると、                                | 第十二条第一項第十一号の三中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に改めると、                                  |
| 二十一 条 次に掲げる法律の規定中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に改めると、      | 二十一 条 次に掲げる法律の規定中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に改めると、        |
| 七第三項   | 七第三項   |
| （港則法等の一部改正）  | （港則法等の一部改正）  |
| 二十一 条 次に掲げる法律の規定中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に改めると、      | 二十一 条 次に掲げる法律の規定中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に改めると、        |
| 二十五条 第三十六条の二第二項及び第三十二  | 二十五条 第三十六条の二第二項及び第三十二  |
| 二号）別表第一第八号   | 二号）別表第一第八号   |

官報(号外)

第一号) 第一条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「新海洋汚染等防止法」という。)第十九条の三十七第一項に、「海洋汚染防止証書」を「海洋汚染等防止証書」に改める。

附則第三条中「新法第十七条の二」を「新海洋汚染等防止法第十九条の三十六」に改める。

(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十七条 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第三十二条の次に次の二条を加える。

(調整規定)

第三十二条の二 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)の施行の日が前条の規定の施行の日前となる場合における同条の規定の適用については、同条(見出しを含む。)中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」とあるのは、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」とする。

(海上保安庁法の一部改正)

第二十八条 海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「海洋の汚染の防止」を「海洋汚染等の防止」に改める。

第五条第一号中「海洋の汚染」を「海洋汚染等(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第三条第十五号の二に規定する海洋汚染等をいう。)に改める。」

(国土交通省設置法の一部改正)

第二十九条 國土交通省設置法(平成十一年法律

号)第一号の規定による改正後の海洋

汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「新海洋汚染等防止法」という。)第十九条の三十七第一項に、「海洋汚染防止証書」を「海洋汚染等防止証書」に改める。

附則第三条中「新法第十七条の二」を「新海洋

汚染等防止法第十九条の三十六」に改める。

(國家公務員共済組合法等の一部を改正する法

律の一部改正)

第二十七条 国家公務員共済組合法等の一部を改

正する法律(平成十六年法律第 号)の一部

を次のように改正する。

附則第三十二条の次に次の二条を加える。

(調整規定)

第三十二条の二 海洋汚染及び海上災害の防止

に関する法律等の一部を改正する法律(平成

十六年法律第 号)の施行の日が前条の

規定の施行の日前となる場合における同条の

規定の適用については、同条(見出しを含

む。)中「海洋汚染及び海上災害の防止に関す

る法律」とあるのは、「海洋汚染等及び海上災

害の防止に関する法律」とする。

(海上保安庁法の一部改正)

第二十八条 海上保安庁法(昭和二十三年法律第

二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「海洋の汚染の防止」を「海洋汚染等

の防止」に改める。

第五条第一号中「海洋の汚染」を「海洋汚染

等(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法

律(昭和四十五年法律第百三十六号)第三条第

十五号の二に規定する海洋汚染等をいう。)に改

める。」

(国土交通省設置法の一部改正)

第二十九条 國土交通省設置法(平成十一年法律

号)の一部を次のように改正する。

第四条第十五号中「海洋の汚染」を「海洋汚染

等(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法

律(昭和四十五年法律第百三十六号)第三条第

十五号の二に規定する海洋汚染等をいう。)に改

める。」

五号の二に規定する海洋汚染等をいう。)に改

める。」

附則第三条中「新法第十七条の二」を「新海洋

汚染等防止法第十九条の三十六」に改める。

(國家公務員共済組合法等の一部を改正する法

律の一部改正)

第二十七条 国家公務員共済組合法等の一部を改

正する法律(平成十六年法律第 号)の一部

を次のように改正する。

附則第三十二条の次に次の二条を加える。

(調整規定)

第三十二条の二 海洋汚染及び海上災害の防止

に関する法律等の一部を改正する法律(平成

十六年法律第 号)の施行の日が前条の

規定の施行の日前となる場合における同条の

規定の適用については、同条(見出しを含

む。)中「海洋汚染及び海上災害の防止に関す

る法律」とあるのは、「海洋汚染等及び海上災

害の防止に関する法律」とする。

(海上保安庁法の一部改正)

第二十八条 海上保安庁法(昭和二十三年法律第

二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「海洋の汚染の防止」を「海洋汚染等

の防止」に改める。

第五条第一号中「海洋の汚染」を「海洋汚染

等(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法

律(昭和四十五年法律第百三十六号)第三条第

十五号の二に規定する海洋汚染等をいう。)に改

める。」

(国土交通省設置法の一部改正)

第二十九条 國土交通省設置法(平成十一年法律

号)の一部を次のように改正する。

附則第三十二条の次に次の二条を加える。

(調整規定)

第三十二条の二 海洋汚染及び海上災害の防止

に関する法律等の一部を改正する法律(平成

十六年法律第 号)の施行の日が前条の

規定の施行の日前となる場合における同条の

規定の適用については、同条(見出しを含

む。)中「海洋汚染及び海上災害の防止に関す

る法律」とあるのは、「海洋汚染等及び海上災

害の防止に関する法律」とする。

(海上保安庁法の一部改正)

第二十八条 海上保安庁法(昭和二十三年法律第

二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「海洋の汚染の防止」を「海洋汚染等

の防止」に改める。

第五条第一号中「海洋の汚染」を「海洋汚染

等(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法

律(昭和四十五年法律第百三十六号)第三条第

十五号の二に規定する海洋汚染等をいう。)に改

める。」

扱手引書の承認を受けることを義務付けること。

第四条第十五号中「海洋の汚染」を「海洋汚染

等(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法

律(昭和四十五年法律第百三十六号)第三条第

十五号の二に規定する海洋汚染等をいう。)に改

める。」

附則第三条中「新法第十七条の二」を「新海洋

汚染等防止法第十九条の三十六」に改める。

(國家公務員共済組合法等の一部を改正する法

律の一部改正)

第二十七条 国家公務員共済組合法等の一部を改

正する法律(平成十六年法律第 号)の一部

を次のように改正する。

附則第三十二条の次に次の二条を加える。

(調整規定)

第三十二条の二 海洋汚染及び海上災害の防止

に関する法律等の一部を改正する法律(平成

十六年法律第 号)の施行の日が前条の

規定の施行の日前となる場合における同条の

規定の適用については、同条(見出しを含

む。)中「海洋汚染及び海上災害の防止に関す

る法律」とあるのは、「海洋汚染等及び海上災

害の防止に関する法律」とする。

(海上保安庁法の一部改正)

第二十八条 海上保安庁法(昭和二十三年法律第

二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「海洋の汚染の防止」を「海洋汚染等

の防止」に改める。

第五条第一号中「海洋の汚染」を「海洋汚染

等(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法

律(昭和四十五年法律第百三十六号)第三条第

十五号の二に規定する海洋汚染等をいう。)に改

める。」

(国土交通省設置法の一部改正)

第二十九条 國土交通省設置法(平成十一年法律

号)の一部を次のように改正する。

附則第三十二条の次に次の二条を加える。

(調整規定)

第三十二条の二 海洋汚染及び海上災害の防止

に関する法律等の一部を改正する法律(平成

十六年法律第 号)の施行の日が前条の

規定の施行の日前となる場合における同条の

規定の適用については、同条(見出しを含

む。)中「海洋汚染及び海上災害の防止に関す

る法律」とあるのは、「海洋汚染等及び海上災

害の防止に関する法律」とする。

(海上保安庁法の一部改正)

第二十八条 海上保安庁法(昭和二十三年法律第

二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「海洋の汚染の防止」を「海洋汚染等

の防止」に改める。

第五条第一号中「海洋の汚染」を「海洋汚染

等(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法

律(昭和四十五年法律第百三十六号)第三条第

十五号の二に規定する海洋汚染等をいう。)に改

める。」

等が重油を船舶等の燃料として販売しよう

するときには、当該重油が重油規格に適合

することについての確認を義務付けると

もに、特定の船舶等の燃料として販売する

重油販売業者から書面の交付を求められた

ときは当該書面の交付を義務付けること。

この法律は、原則として千九百七十三年の

船規による汚染の防止のための国際条約に関

する千九百七十八年の議定書によって修正さ

れた同条を改正する千九百九十七年の議定

書が日本国について効力を生ずる日から施行

すること。

四 一定の船舶は、大気汚染防止検査対象設

備が技術基準に適合していることについて

て、国土交通大臣の行う検査を受けなければ

ばならないこととし、その検査に合格した

船舶には証書を交付すること。

五 国土交通大臣は、大気汚染防止検査対象設

備が技術基準に適合していないと認めら

れる船舶に対し、証書の返納、当該設備の

改造等を命じ、又は航行停止処分等を行う

ことができる。

六 國土交通大臣は、本邦の港等にある外国

船舶について、大気汚染防止検査対象設備

等が技術基準に適合していないと認められ

る場合には、当該設備の改造等を命じ、又

は航行停止処分等を行うことができるこ

と。

二 調議案の可決理由

本案は、千九百七十三年の船舶による汚染の

防止のための国際条約に関する千九百七十八年の

議定書によつて修正された同条を改正する

千九百九十七年の議定書の実施に伴い、船舶用

原動機からの窒素酸化物の放出を規制する等所

要の措置を講じようとするもので、その主な内

容は次のとおりである。

1 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律

の一部改正

重油販売業者について、重油販売業者が

重油の規格に適合しない物を船舶等の燃料

用の重油として販売することを禁止すると

ともに、特定の船舶等の燃料として販売す

るとともに、特定の船舶等の燃料として販売す

るときはその使用者に対して書面の交付及

び試料の提出等を義務付けること。

二 重油生産業者等について、重油生産業者

が重油を船舶等の燃料として販売しよう

するときには、当該重油が重油規格に適合

することについての確認を義務付けると

もに、特定の船舶等の燃料として販売する

重油販売業者から書面の交付を求められた

ときは当該書面の交付を義務付けること。

三 船舶は、オゾン層破壊物質を含む設備を

設置等して航行の用に供してはならないこ

と。

四 一定の船舶は、大気汚染防止検査対象設

備が技術基準に適合していないと認めら

れる船舶に対し、証書の返納、当該設備の

改造等を命じ、又は航行停止処分等を行

うことができる。

三 調議案の可決理由

本案は、千九百七十三年の船舶による汚染の

防止のための国際条約に関する千九百七十八年の

議定書によつて修正された同条を改正する

千九百九十七年の議定書の実施に伴い、船舶用

原動機からの窒素酸化物の放出を規制する等所

要の措置を講じようとするもので、その主な内

容は次のとおりである。

1 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律

の一部改正

重油販売業者について、重油販売業者が

重油の規格に適合しない物を船舶等の燃料

用の重油として販売することを禁止すると

ともに、特定の船舶等の燃料として販売す

るとともに、特定の船舶等の燃料として販売す

るときはその使用者に対して書面の交付及

び試料の提出等を義務付けること。

二 重油生産業者等について、重油生産業者

が重油を船舶等の燃料として販売しよう

するときには、当該重油が重油規格に適合

することについての確認を義務付けると

もに、特定の船舶等の燃料として販売する

重油販売業者から書面の交付を求められた

ときは当該書面の交付を義務付けること。

六四

## 油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律

油濁損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

船舶油污损害賠償保險法

力——油濁損害賠償保障契約」に、「第五章 責任制限手続(第三十一条—第三十九条)を「第四章の二」に次中「油濁損害賠償責任」を「タンカー油濁損害賠償責任」に、「油濁損害賠償保障契約」を「タン  
制限手続(第三十一条—第三十九条)」に、「第六章 雜則(第四十条—第四十四条)」を「第七章 雜則(第一  
則(第四十五条—第五十条)に改める。  
般船舶油濁損害賠償責任及び責任の制限(第三十九条の二—第三十九条の三)  
般船舶油濁損害賠償等保障契約(第三十九条の四—第三十九条の八)  
則(第四十五条—第四十四条)  
則(第四十五条—第五十条)

第一條中「油濁損害が」を「船舶油濁損害が」に  
「船舶所有者」を「船舶所有者等」に、「油濁損害の  
賠償」を「船舶油濁損害の賠償等」に改め、「船舶に  
よる油の」を削る。

第二条第二号の次に次の一号を加える。

第二条第三号の次に次の二号を加える。

三の二 燃料油 油のうち、船舶の運航のための燃料として用いられるものをいう。

第二条第四号中「船舶」を「タンカー」に改め、同

四の二 一般船舶 旅客又はばら積みの油以外の貨物その他の物品の海上輸送のための船舟類(ろかい又は主としてろかいをもつて運転するものを除く。)をいう。

第一条第五号中「船舶所有者」を「タンカー所有

「者」に、「船舶法」を「タンカーの船舶所有者(船舶法)」に改め、「団体をいう」の下に「次号において同じ。」をいう」を加え、同条第五号の二中「第三十一条」を「第七号の二イ及び第三十三条」に改め、同号を同条第五号の三とし、同号の次に次の二号を加える。

五の四 船舶油濁損害 タンカー油濁損害及び一般船舶油濁損害をいう。

第二条第五号の次に次の二号を加える。

五の二 一般船舶所有者等 一般船舶の船舶所有者及び船舶賃借人をいう。

第二条第六号中「油濁損害」を「タンカー油濁損害」に改め、同号イ中「船舶」を「タンカー」に改め、「又は燃料」を削り、「積載されていた油」の下に「又は燃料油」を、「領海を含む」の下に「第七号の二イ及び第三十九条の五第一項第二号において同じ。」を加え、同条第七号中「船舶所有者」を「タンカー所有者」に改め、同号の次に次の二号を加える。

七の二 一般船舶油濁損害 次に掲げる損害又は費用をいう。

イ 一般船舶から流出し、又は排出された燃料油による汚染により生ずる我が国の領域内又は排他的経済水域内における損害

ロ イに掲げる損害の原因となる事実が生じた後にその損害を防止し、又は軽減するために執られる相当の措置に要する費用及びその措置により生ずる損害

第二条第九号中「油濁損害賠償保障契約」を「タンカー油濁損害賠償保障契約」に、「船舶所有者」を「タンカー所有者」に、「又は」を「若しくは」に改め、「担保する者の下に」又は「一般船舶油濁損害を」に改め、

賠償等保障契約において一般船舶所有者等の損害をてん補し、若しくは賠償の義務の履行及び費用の支払を担保する者」を加え、同条第十号の次に次の一号を加える。

第十の二 追加基金追加基金議定書第一 条第一項に規定する二千三年の油による汚染損害の補償のための追加的な国際基金をいう。

第二条第十一号中「船舶所有者又は」を「タンカー所有者又はこの法律で定めるタンカー油濁責任の

「害賠償保障契約に係る」に改める。  
〔第二章 油濁損害賠償責任及び責任の制限〕を  
〔第二章 タンカー油濁損害賠償責任及び責任の  
制限〕に改める。

第三条の見出しを「(タンカ)油濁損害賠償責任」に改め、同項第一項中「油濁損害」を「タンカーのタンカー所有者」に、「船舶の船舶所有者」を「タンカーのタンカーポーラー」に改め、同項第三号中「船舶所有者」を「タン

「カ一所有者」に改め、同条第二項中「船舶に」を「タ

に改め、同条第五項中「船舶所有者」を「タンカー所有者」に改める。

第四条の見出し中「しんしやく」を「参酌」に改め、同条中「油濁損害」を「タンカー油濁損害」に、「しんしやく」を「参酌」に改める。

第五条の見出し中「船舶所有者」を「タンカー所有者」に改め、同条中「油濁損害」を「タンカー油濁損害」に、「船舶所有者」を「タンカー所有者」に改める。

第六条中「船舶所有者」を「タンカー所有者」に、「以下」を「(第十四条第三項及び第三十八条において)」に、「船舶の」を「タンカーの」に改め、同条第一号及び第二号中「船舶」を「タンカー」に改める。

第七条の見出し中「船舶」を「タンカー」に改め、同条中「前条の船舶」を「前条のタンカー」に改め、「表したもの」の下に「(以下「総トン数」という。)」を加える。

第八条中「船舶所有者」を「タンカー所有者」に、

「タンカー」に、「油濁損害」を「タンカー油濁損害」に、「船舶所有者」を「タンカー所有者」に、「に」を「いずれかに」に改め、同条第三項中「船舶所有者」を「タンカー所有者」に、「油濁損害」を「タンカー油濁損害」に改め、同条第四項ただし書中「油濁損害」を「タンカー油濁損害」に改め、同項第一号中「船舶の船舶所有者」を「タンカーのタンカー所有者」に改め、同項第二号及び第三号中「船舶の」を「タンカーの」に改め、同項第四号中「船舶」を「タンカー」に改め、同項第五号中「船舶の船舶所有者」を「タンカーのタンカー所有者」に、「又は船舶」を「又はタンカー」に改め、同項第六号中「船舶の船舶所有者」を「タンカーのタンカー所有者」



六において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二号中「第十八条第三項」の下に「(第三十九条の六において準用する場合を含む。)」を加える。

第七章を第九章とする。

第四十条第一項中「制限債権者」を「タンカー油濁損害に係る制限債権者」に改める。

第四十一条第一項中「その制限債権者」を「タンカーオリジナル」に改め、同条の次に次の一項を加える。

カ一油濁損害に係る制限債権者に、「船舶所有者」を「タンカー所有者」に改め、同条の次に次の一項を加える。

(保障契約情報)

第四十一条の二 本邦以外の地域の港から本邦内の港に入港(一般船舶にあつては、特定海域への入港を含む。以下同じ。)をしようとする特定船舶(二千トンを超えるばら積みの油の輸送の用に供しているタンカー又は総トン数が百トン以上の一般船舶をいう。以下この章及び第四十八条第六号において同じ。)の船長は、第三項に規定する場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該特定船舶の名称、船籍港、当該特定船舶に係るこの法律で定めるタンカー油濁損害賠償保障契約又は一般船舶油濁損害賠償等保障契約(以下この章において単に「保障契約」という。)の締結の有無その他の国土交通省令で定める事項(以下「保障契約情報」という。)を国土交通大臣に通報しなければならない。通報した保障契約情報を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定により船長がしなければならない通報は、当該特定船舶のタンカー所有者若しくは一般船舶所有者等(以下この章において単に「所有者等」という。)又は船長若しくは所有者の代理人もすることができる。

3 荒天、遭難その他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由によりあらかじめ保障契約情報を通報しないで本邦以外の地域の港から本邦内の港に入港をした特定船舶の船長は、国土交通省令で定めるところにより、入港後直ちに、保障契約情報を国土交通大臣に通報しなければならない。

第四十二条の見出しを「(報告及び検査)」に改め、同条第一項を次のように改める。

国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、本邦内の港又は係留施設にある特定船舶の船長に対し、当該特定船舶に係る保障契約に關し報告をさせ、又はその職員に、当該特定船舶に立ち入り、第十七条第一項若しくは第二十条第二項又は第三十九条の七各項に規定する書面その他の物件を検査させ、若しくは関係人に質問をさせることができる。

第四十二条第二項中「提示を求める」を「立入検査をする」に改め、同条に次の二項を加える。

(責務)

第四十三条の二 国土交通大臣は、船舶油濁損害の被害者の保護の充実を図るため、船舶油濁損害に關し、国際約束の適確な実施の確保及び関係者に対する適切な情報の提供に努めなければならぬ。

第六章を第八章とし、第五章の次に次の二章を加える。

(一般船舶所有者等の責任の制限)

第四十三条の三 前条第一項又は同条第二項において準用する第三条第二項の規定により一般船舶油濁損害の賠償の責めに任ずる一般船舶所有者等(法人である一般船舶所有者等の無限責任社員を含む。)の当該一般船舶油濁損害に基づく債権に係る責任の制限については、責任制限法で定めるところによる。

第七章 一般船舶油濁損害賠償等保障契約

(保障契約の締結強制)

第三十九条の四 日本国籍を有する一般船舶(総トン数が百トン以上のものに限る。以下この章において同じ。)は、これについてこの法律で定める一般船舶油濁損害賠償等保障契約(以下この章において単に「保障契約」という。)が締結されているものでなければ、国際航海(本邦の港と本邦以外の地域の港との間の航海をいう。以下同じ。)に従事させてはならない。

2 前項に規定する一般船舶以外の一般船舶は、これについて保障契約が締結されているものでなければ、本邦内の港(東京湾、伊勢湾(伊勢湾の湾口に接する海域及び三河湾を含む。)及び瀬戸内海その他の国土交通省令で定める海域(以下この項及び第四十一条の二第一項において「特定海域」という。)を含む。第三十九条の七第二項において同じ。)に入港(特定海域への入域

があると認めるときは、同項の是正のための措置が執られるまでの間、当該特定船舶の航行の停止を命ずることができる。

3 國土交通大臣は、前項の規定による処分に係る特定船舶について、第一項に規定する事実がなくなつたと認めるときは、直ちに、その処分を取り消さなければならない。

第四十三条中「船舶」を「タンカー及び一般船舶」に改め、同条の次に次の二項を加える。

(一般船舶所有者等の責任の制限)

第三十九条の三 前条第一項又は同条第二項において準用する第三条第二項の規定により一般船舶油濁損害の賠償の責めに任ずる一般船舶所有者等(法人である一般船舶所有者等の無限責任社員を含む。)の当該一般船舶油濁損害に基づく債権に係る責任の制限については、責任制限法で定めるところによる。

第七章 一般船舶油濁損害賠償等保障契約

(保障契約の締結強制)

第三十九条の四 日本国籍を有する一般船舶(総トン数が百トン以上のものに限る。以下この章において同じ。)は、これについてこの法律で定める一般船舶油濁損害賠償等保障契約(以下この章において単に「保障契約」という。)が締結されているものでなければ、国際航海(本邦の港と本邦以外の地域の港との間の航海をいう。以下同じ。)に従事させてはならない。

2 前項に規定する一般船舶以外の一般船舶は、これについて保障契約が締結されているものでなければ、本邦内の港(東京湾、伊勢湾(伊勢湾の湾口に接する海域及び三河湾を含む。)及び瀬戸内海その他の国土交通省令で定める海域(以下この項及び第四十一条の二第一項において「特定海域」という。)を含む。第三十九条の七第二項において同じ。)に入港(特定海域への入域

2 第二条第二項及び第三項並びに第四条の規定は、一般船舶油濁損害の賠償について準用する。この場合において、第三条第二項中「タンカーに」とあるのは「一般船舶に」とあるのは「燃料油に」と、同項及び同条第三項中「タンカー所有者」とあるのは「一般船舶所有者等」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、国土交通大臣は、必要たこと。

官 報 (号 外)

から出港(特定海域からの出域を含む。同項において同じ。)をし、本邦内の港において同じ)をし、又は本邦内の係留施設を用してはならない。

第三十九条の五 保障契約は、次に掲げる損害のいずれをもてん補する保険契約又はその賠償の義務の履行及び費用の支払を担保する契約とす  
る。

一般船舶の一般船舶所有者等が当該一般船舶に積載されていた燃料油による一般船舶油濁損害の賠償の責めに任ずる場合において、その賠償の義務の履行により当該一般船舶所有者等に生ずる損害

保険契約は、当該契約において一般船舶所有者等の損害をてん補し、又は賠償の義務の履行及び費用の支払を担保する者が船主相互保険組合、保険会社その他の政令で定める者であるものでなければならない。

保障契約は、当該契約において一般船舶所有者等の第一項第一号に掲げる損害(同項各号に掲げる損害以外の一般船舶所有者等に生ずる損害を含むことができる。)をてん補するための保険金額又は賠償の義務の履行が担保されている

額が、当該契約に係る一般船舶ごとに、責任制限法第三条第一項の規定に基づき当該一般船舶所有者等がその責任を制限することができる場合における責任の限度額（以下この条において「責任限度額」という。）に満たないものであつてはならず、かつ、当該契約において一般船舶所有者等の第一項第二号に掲げる損害をてん補するための保険金額又は当該一般船舶の撤去その他の措置に要する費用の支払が担保されている額が、当該契約に係る一般船舶ごとに、責任限度額に相当する額に満たないものであつてはならない。

第一項及び前項の規定にかかわらず、その航行に際し燃料油を用いることを要しない一般船舶に係る保障契約は、第一項第二号に掲げる損害をてん補する保険契約又はその費用の支払を担保する契約とし、かつ、当該契約において一般船舶所有者等の同号に掲げる損害をてん補するための保険金額又は当該一般船舶の撤去その他の措置に要する費用の支払が担保されている額が、当該契約に係る一般船舶ごとに、責任限度額に相当する額に満たないものであつてはならない。

(保障契約証明書に相当する書面の備置き)

第三十九条の七　日本国籍を有する一般船舶は、前条において準用する第十七条第四項の保障契約証明書に相当する書面が備え置かれているものでなければ、国際航海に従事させてはならない。

2 前項に規定する一般船舶以外の一般船舶は、前条において準用する第十七条第四項の保障契約証明書に相当する書面が備え置かれているものでなければ、本邦内の港に入港をし、本邦内の港から出港をし、又は本邦内の係留施設を使用してはならない。

3 前二項の規定にかかわらず、当該保障契約が一般船舶所有者等の損害をてん補し、又は賠償の義務の履行及び費用の支払を担保するために必要な資力及び信用を有する保険者等として国土交通大臣の指定するものと締結したものであるときは、当該保障契約の契約書の写しその他国土交通省令で定める保障契約の締結を証する書面をもつて前二項に規定する保障契約証明書に相当する書面に代えることができる。

(適用除外) 第三十九条の八　この章の規定は、外国が所有する一般船舶については、適用しない。

の次に一章を加える改正規定、第三十七条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び附則第三条の規定 千九百九十九年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の二千三年の議定書(同条第二項において「追加基金議定書」という。)が日本国について効力を生ずる日  
二 附則第四条及び第十一条の規定 平成十六年十二月一日

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の船舶油濁損害賠償保障法(次条を除き、以下「新法」という。)第六章の規定は、一般船舶油濁損害の原因となつた最初の事実が施行日前に生じた場合における当該一般船舶油濁損害については、適用しない。

2 新法第三十九条の四第一項、第三十九条の七第一項及び第四十一条の二の規定は、この法律の施行の際現に国際航海(本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間の航海をいう。)に從事している日本国籍を有する一般船舶(総トン数が百トン以上のものに限る。以下同じ。)については、施行日以後初めて本邦内の港に入港をするときまでは、適用しな

新法第三十九条の四第一項、第三十九条の七  
第一項及び第四十一条の二の規定は、この法律  
の施行の際現に国際航海（本邦の港と本邦以外  
の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間  
の航海をいう。）に従事している日本国籍を有す  
る一般船舶（総トン数が百トン以上のものに限  
る。以下同じ。）については、施行日以後初めて  
本邦内の港に入港をするときまでは、適用しな  
い。

新法第三十九条の四第二項及び第三十九条の七第二項の規定は、この法律の施行の際現に本邦内の港又は係留施設にある前項に規定する一般船舶以外の一般船舶については、施行日以後初めて本邦内の港から出港(新法第三十九条の四第二項に規定する特定海域からの出域を含む。)をするときまでは、適用しない。

平成十六年四月一日 衆議院会議録第十九号 油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案及び同報告書





官 報 (号 外)

り、行うことができる。

5 公庫は、事業年度ごとに、第一項第四号及び第五号の規定による保証につては保証金額の總額について、第二項第一号の規定による保険につては保険金額の總額について、同項第二号の規定による貸付けにつては貸付金の總額について、それぞれ国会の議決を経た金額の範囲内でなければ、これらの規定による保証、保険又は貸付けを行うことができない。

第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の一部を委託することができる。

第二十二条中「こと」の下に「第十九条第一項に規定する業務に関し、事業計画及び資金計画を作成し、並びに当該半期における第二十五条の一項を加える。

第五項の規定による短期借入金の借り入れの最高額を定め、主務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(区分経理) 第二十三条の次に次の二条を加える。

二 第十九条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

三 第十九条第一項第四号及び第五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務  
四 第十九条第二項に規定する業務

第二十三条の三 公庫は、第十九条第一項第四号及び第五号に掲げる業務並びにこれらに附

帶する業務に関して、債務保証業務基金を設け、中小企業金融公庫法及び独立行政法人中

小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律  
(平成十六年法律第 号)附則第七条の規

機構法の一部を改正する法律案及び同報告書  
定により債務保証業務基金に組み入れられた  
金額及び第五条第二項後段の規定により政府  
が債務保証業務基金に充てるべきものとして  
示した金額の合計額に相当する金額をもつて  
これに充てるものとする。

2 公庫は、第十九条第二項第一号に掲げる業  
務及びこれに附帯する業務に関して、中小企  
業信用保険準備基金を設け、中小企業金融公  
庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構  
法の一部を改正する法律附則第二条の規定に  
よる改正後の中小企業総合事業団法及び機械  
類信用保険法の廃止等に関する法律(平成十  
四年法律第一百四十六号。以下「改正後の廃止  
法」という)附則第二条第十八項(第一号に係  
る部分に限る。)の規定により中小企業信用保  
険準備基金に充てるべきものとして政府から  
出資があつたものとされた金額及び第五条第  
二項後段の規定により政府が中小企業信用保  
険準備基金に充てるべきものとして示した金  
額の合計額に相当する金額をもつてこれに充  
てるものとする。

3 公庫は、第十九条第二項第二号に掲げる業  
務及びこれに附帯する業務に関して、融資基  
金を設け、改正後の廃止法附則第二条第十八  
項(第二号に係る部分に限る。)の規定により  
融資基金に充てるべきものとして政府から出  
資があつたものとされた金額及び第五条第二  
項後段の規定により政府が融資基金に充てる  
べきものとして示した金額の合計額に相当す  
る金額をもつてこれに充てるものとする。

4 前二項に規定する基金の経理に関しては、  
政令の定めるところによる。

並びに国庫納付金)」に改め、同条第一項中「公庫は」の下に「第二十三条の二第一号に掲げる業務に係る勘定において」を加え、「利益金」を「利益」に、「これ」を「その額」に改め、同条第三項中の「利益金の計算」を「から第三項まで、第六項及び第七項の損益計算」に、「同項」を「第一項、第五項及び第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第二項中「前項」を「第一項、第五項及び前項」に、「同項」を「当該各項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第一項の次に次の九項を加える。

2 公庫は、第二十三条の二第二号及び第三号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち、主務省令で定める基準により計算した額を積立金として積み立てなければならぬい。

3 公庫は、第二十三条の二第二号及び第三号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を取り崩して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

4 前項の規定により損失をうめる場合を除いては、第二項の積立金を取り崩してはならない。

5 公庫は、第二十三条の二第二号及び第三号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、第二項の規定による残余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を控除

してなお残余があるときは、その残余の額を翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

6 公庫は、第二十三条の二第四号に掲げる業務に係る勘定(以下「信用保険等業務勘定」という。)において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、その利益の百分の五十に相当する額を積立金として積み立てなければならない。

二項の中小企業信用保険準備基金(以下この条において「中小企業信用保険準備基金」という。)又は同条第三項の融資基金(以下この条において「融資基金」という。)の減額がなされているときは、その利益を改正後の廃止法附則第二条第十八項(第一号又は第二号に係る部分に限る。)の規定により政府が中小企業信用保険準備基金又は融資基金に充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額及び第五条第二項後段の規定により政府が中小企業信用保険準備基金又は融資基金に充てるべきものとして示した金額の合計額に達するまで第二十三条の二第四号に掲げる業務の収支の状況、中小企業信用保険準備基金及び融資基金の状況等を勘案して政令で定めるところにより中小企業信用保険準備基金又は融資基金に組み入れ、その組み入れた額を利益の額から控除してなお残余があるときは、その残余の百分の五十に相当する額は、積立金として積み立てなければならない。

7 公庫は、信用保険等業務勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を取り崩して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、

政令で定めるところにより中小企業信用保険準備基金又は融資基金を減額して整理しなければならない。

8 第六項の規定による積立金は、前項の規定により信用保険等業務勘定における損失をうめる場合を除いては、取り崩してはならない。

9 第六項の規定による中小企業信用保険準備基金若しくは融資基金への組入れ又は第七項の規定による中小企業信用保険準備基金若しくは融資基金の減額がなされたときは、公庫は、その組入れ又は減額に相当する額により資本金を増加し又は減少するものとする。

10 公庫は、信用保険等業務勘定における毎事業年度の損益計算上の利益の額から第六項の規定により同勘定に積立金として積み立てた額(同項ただし書の規定により中小企業信用保険準備基金又は融資基金に組み入れたときは、その組み入れた額と信用保険等業務勘定に積立金として積み立てた額との合計額)を控除した残額を翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

第二十五条第一項中「受け」の下に「第十一条第一項に規定する業務を行つたために必要な資金の財源に充てるためを加え、「借入」を「借り入れ」に改め、同条第四項中「公庫は、」の下に「第十九条第一項に規定する業務に係る」を加え、「第二十二条」を「第二十二条第一項」に改め、同条第六項中「及び第四項」を「第四項及び第五項に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「前項」を「前二項」に改め、同項に次のように書を加える。

ただし、第四項の規定による短期借入金に

ついては、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

第二十五条第五項を同条第六項とし、同項の規定による中小企業信用保険準備基金若しくは融資基金の減額がなされたときは、公庫は、一年以内に償還しなければならない。

7 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

8 第六項の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

9 第六項の規定による中小企業信用保険準備基金若しくは融資基金の減額がなされたときは、公庫は、その組入れ又は減額に相当する額により資本金を増加し又は減少するものとする。

10 公庫は、第十九条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る資金繰りのため必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、主務省令で定める金融機関から短期借入金をすることができる。ただし、短期借入金の現在額は、第五条に規定する資本金(前条第九項の規定により公庫が資本金を増加し又は減少したときは、その増加又は減少後の資本金)のうち信用保険等業務勘定に区分された額を超えることとなつてはならない。

第二十五条の二第一項中「受け」の下に「第十九条第一項に規定する業務を行つたために必要な資金の財源に充てるため」を加える。

第二十五条第一項中「受け」の下に「第十九条第一項に規定する業務を行つたために必要な資金の財源に充てるためを加え、「借入」を「借り入れ」に改め、同条第四項中「公庫は、」の下に「第十九条第一項に規定する業務に係る」を加え、「第二十二条」を「第二十二条第一項」に改め、同条第六項中「及び第四項」を「第四項及び第五項に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「前項」を「前二項」に改め、同項に次のように書を加える。

ただし、第四項の規定による短期借入金に

項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。  
2 前項の予算をもつて定める金額のうち、外債券に係る債務についての金額は、外資受入法第二条第二項に規定する予算をもつて定める金額と区別して定めることが困難なときは、当該金額と合算して定めることができる。

第二十五条の三の次に次の二条を加える。

2 前項の予算をもつて定める本邦通貨をもつて表示する国を発行地とする本邦通貨をもつて表示する債務についての金額は、外資受入法第二条第二項に規定する予算をもつて定めた額と区別して定めることが困難なときは、当該金額と合算して定めることができる。

第二十五条の三の次に次の二条を加える。

2 前項の予算をもつて定める本邦通貨をもつて表示する債務についての金額は、外資受入法第二条第二項に規定する予算をもつて定めた額と区別して定めることが困難なときは、当該金額と合算して定めることができる。

第二十五条の四 公庫は、主務大臣の認可を受けて、第十九条第一項に規定する業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、次に掲げる行為をすることができる。

一 貸付債権及び社債(第十九条第一項第三号の規定により譲り受けた特定貸付債権及び取得した特定社債を含む。以下この条及び次条第一項において「貸付債権等」といいう。)の一部を信託会社等に信託し、当該信託の受益権の全部又は一部を譲渡するこ

と。

第二十五条の三第一項に規定する行為に附帯する特定目的会社等に譲渡すること。

二 貸付債権等の一部を特定目的会社等に譲渡すること。

三 前二号に掲げる行為に附帯する行為をす

ること。

2 公庫は、前項第一号に規定する受益権の譲渡及び同項第二号に規定する貸付債権等の譲渡により調達する資金の総額が、事業年度ごとに国会の議決を経た金額の範囲内でなければ、同項第一号又は第二号の規定により当該受益権又は当該貸付債権等を譲渡することができない。

(信託の受託者からの業務の受託等)

第二十五条の五 公庫は、前条第一項の規定により貸付債権等を信託し、又は譲渡するときは、当該信託の受託者又は当該貸付債権等の譲受人から当該貸付債権等に係る元利金の回収その他回収に関する業務の全部を受託しなければならない。

2 公庫は、特定金融機関等その他第二十条第

一項の政令で定める法人に対し、前項の規定により受託した業務の一部を委託することができる。同条第三項及び第四項の規定は、この場合について準用する。

3 公庫は、沖縄振興開発金融公庫に対し、第

一項の規定により受託した業務の一部を委託することができる。同条第三項及び第四項の規定は、この場合について準用する。

4 公庫は、沖縄振興開発金融公庫に対し、第

一項の政令で定める法人に対し、前項の規定により受託した業務の一部を委託することができる。同条第三項及び第四項の規定は、この場合について準用する。

5 公庫は、沖縄振興開発金融公庫に対し、第

一項の政令で定める法人に対し、前項の規定により受託した業務の一部を委託することができる。同条第三項及び第四項の規定は、この場合について準用する。

6 公庫は、沖縄振興開発金融公庫に対し、第

一項の政令で定める法人に対し、前項の規定により受託した業務の一部を委託することができる。同条第三項及び第四項の規定は、この場合について準用する。

7 公庫は、第十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか、中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を

改正する法律附則第二条第一項の規定により改訂する法律附則第二条第一項の規定による改正前の廃止法附則第十一条第一項に規定する特別の勘定に所属する権利及び義務は、機械保険経過業務勘定に帰属するものとする。

8 公庫は、機械保険経過業務勘定において、

毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

9 公庫は、機械保険経過業務勘定において、

毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項に規定する積立金を取り崩して整理を行う。  
（貸金業の規制等に関する法律の適用除外）  
第三十二条の二 次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める規定は、適用しない。

一 公庫が貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号。以下「貸金業規制法」という。）第二条第二項に規定する

貸金業者（以下「貸金業者」という。）から主務省令で定めるところにより特定貸付債権を譲り受け、当該特定貸付債権を信託会社等に信託する場合 貸金業規制法第二十四条の規定

二 公庫が主務省令で定めるところにより特定貸付債権（貸金業者が行う貸付けに係るものに限る。）に係る債務の一部の保証を行う場合 貸金業規制法第十七条第二項から第四項まで及び第二十四条の二の規定

三 公庫は、第十九条第三号中「第十九条」を「第十九条第一項及び第二項に規定する第二項」と改める。

四 公庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

五 公庫は、旧保険関係に基づくすべての保険の支払を終えたときは、機械保険経過業務勘定を廃止するものとし、その廃止の際機械保険経過業務勘定に所属する権利及び義務を信託会社等業務勘定に帰属させるものとする。

六 公庫は、旧保険関係に基づくすべての保険の支払を終えたときは、機械保険経過業務勘定を廃止するものとし、その廃止の際機械保険経過業務勘定に所属する権利及び義務を信託会社等業務勘定に帰属させるものとする。

七 公庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

八 公庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

九 政府は、運営基金に充てるために必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に追加して出資することができる。

十 公庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

十一 公庫は、機械保険経過業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「機械保険経過業務勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

十二 改正後の廃止法附則第二条第一項の規定の施行の際現に改正前の廃止法附則第十一条第一項に規定する特別の勘定に所属する権利及び義務は、機械保険経過業務勘定に帰属するものとする。

十三 公庫は、機械保険経過業務勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

十四 公庫は、機械保険経過業務勘定において、

毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項に規定する積立金を取り崩して整理を行う。

（機械保険経過業務）  
第三十六条法律第百五十六号第十一条に規定する業務（以下「機械保険経過業務」という。）を行ふ。

十五 保険経過業務運営基金（以下「運営基金」とい

う。）を設け、改正後の廃止法附則第二条第八項（第四号に係る部分に限る。）の規定により運営基金に充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額及び次項の規定により政府から出資された金額をもつてこれに充てるものとする。

十六 公庫は、旧保険関係に基づくすべての保険の支払を終えたときは、機械保険経過業務勘定を廃止するものとし、その廃止の際機械保険経過業務勘定に所属する権利及び義務を信託会社等業務勘定に帰属させるものとする。

十七 機械保険経過業務勘定を廃止した日の前日を含む事業年度に係る機械保険経過業務に関する決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成等については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、公庫の予算及び決算に関する法律第十七条の規定にかかわらず、その廃止した日から起算して二月を経過する日とする。

十八 機械保険経過業務勘定を廃止した日の前日を含む事業年度に係る機械保険経過業務に関する決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成等については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、公庫の予算及び決算に関する法律第十七条の規定にかかわらず、その廃止した日から起算して二月を経過する日とする。

十九 附則第十六項の規定による機械保険経過業務勘定の廃止の時（以下この項並びに附則第二十一項及び第二十二項において「廃止時」という。）において、附則第十四項に規定する繰越欠損金として整理されている金額があるときは、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める金額については、運営基金に充てるべきものとしての公庫に対する政府の出資はなかつたものとし、廃止時において、公庫はその額により資本金を減少するものとする。

一 廃止時までに運営基金に充てるべきものとして政府から出資されている出資金に相



に、「又は次条に規定する中小企業金融公庫の権利及び義務を承継する法人として設立された法人（以下この条において「公庫承継法人」といふ。）」を「（以下「公庫」という。）」に改め、同条第二項中「中小企業金融公庫又は公庫承継法人」を「公庫」に改め、同条第四項第一号中「中小企業金融公庫又は公庫承継法人」を「公庫」に、「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法（平成十年法律第百五十一号）」を「中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号。以下「改正法」という。）附則第十九条の規定による改正前の破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法（平成十年法律第百五十一号。以下「旧破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」という。）」に改め、「業務及び」の下に「改正法附則第一条の規定による改正前のこの法律（以下「旧法」といふ。）」を加え、同条第五項中「中小企業金融公庫又は公庫承継法人」を「公庫」に改め、同条第八項中「作成等」の下に「並びに利益及び損失の処理並びに国庫納付金の納付」を加え、「中小企業金融公庫又は公庫承継法人」を「公庫」に改め、同項に後段として次のように加える。

成十六年八月三十一日」と、旧事業団法第三十三条第八項及び旧破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第十条第七項中「同項に規定する日の属する会計年度の前年度」とあるのは「平成十六年度」とする。

附則第二条第九項中「及び第十五項」を「から第十六項まで」に改め、同条第十二項中「次の各号に掲げるものは、それぞれ」を「第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継する際における旧事業団法附則第十九条第一項の織維信用基金の総額に相当する金額を上限として経済産業大臣が財務大臣と協議して定める金額から次項の規定により機構に対し出えんされたものとされる金額を控除した金額は」に、「当該各号に定める基金」を「機構法附則第十条第一項の織維信用基金」に改め、各号を削り、同条第十四項中「金額は、それぞれ」を「金額(旧事業団法附則第二十三条第一項の規定により同項の出えん金の返還がなされた場合においては、その返還された金額に相当する金額を控除した金額は)に改め、同項の表織維事業者(旧事業団法附則第一十四条(第二号に係る部分に限る。)の規定による廃止前の織維産業構造改善臨時措置法(昭和四十二年法律第八十二号)第二条第二項に規定するものをいう。以下同じ。)又はその組織する団体の項中「昭和四十二年法律第八十二号」の下に」。以下「旧織維法」という。」を加え、同表織維事業者又はその組織する団体の項及び政府以外の者の項を削り、同条第十六項を同条第十九項とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同項の次に次の二項を加える。

用保険等出資金額(旧事業團法第三十六条第一項の中小企業信用保険準備基金に充てるべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額、同条第二項の融資基金に充てるべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額から経済産業大臣が財務大臣と協議して定める金額を差し引いた額に相当する金額、旧破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第九条第一項の破綻金融機関等関連特別保険等準備基金に充てるべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額及び旧法附則第十条第一項の機械保険経過業務運営基金により公庫が承継するものとした資産の価額の合計額は、政府から公庫に対し出資されたものとする。この場合において、公庫は、その額により資本金を増額するものとする。

二 旧事業団法第三十六条第二項の融資基金  
に充てるべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額から前項の経済産業大臣が財務大臣と協議して定める金額を差し引いた額に相当する金額 新公庫法第二十三条の三第三項の融資基金

三 旧破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第九条第一項の破綻金融機関等関連特別保険等準備基金に充てるべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額 改正法附則第十九条の規定による改正後の破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第九条第一項の破綻金融機関等関連特別保険等準備基金

四 旧法附則第十条第一項の機械保険経過業務運営基金に充てるべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額 新公庫法附則第八項の機械保険経過業務運営基金

附則第二条第十四項の次に次の二項を加える。

15 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、次の表の上欄に掲げる者から事業団に対し旧事業団法附則第六条第六項の規定により同表の中欄に掲げる基  
金に充てるべきものとして出えんされたものとされた金額に相当する金額は、それぞれ、  
機構の成立に際し、同表の上欄に掲げる当該  
者から機構に対し同表の下欄に掲げる業務に  
充てるべきものとして出えんされたものとす

<p><b>纖維事業者又はその組織する団体</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">旧事業團法附則第二十条第一項第一項の纖維振興基金</td><td style="width: 50%;">旧織維法第四十条第一項第四号及び第七号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務</td></tr> <tr> <td>政府以外の者</td><td>旧事業團法附則第二十一条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務</td></tr> <tr> <td>第一項の纖維人材育成基金</td><td>旧織維法第四十条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務</td></tr> </table> <p>附則第五条を次のように改める。</p> <p><b>第五条 削除</b></p> <p>附則第六条第一項を次のように改める。</p> <p>附則第二条第一項の規定により機構が承継する旧事業團法第三十七条第一項の長期借入金又は中小企業総合事業團債券に係る債務について旧事業團法第三十八条の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金又は中小企業総合事業團債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。</p> <p>附則第六条第二項中「地域振興整備債券並びに」を削る。</p> <p>附則第七条中「改正前公團法(第十条を除く。)」を削り、「又は機構法」を「機構法又は新公庫法」に改める。</p> <p>附則第九条から第十八条までを次のように改める。</p> <p>第九条から第十八条まで 削除</p> <p>附則第二十八条を次のように改める。</p> <p>第二十八条 削除</p> <p>附則第三十八条を次のように改める。</p> <p>第三十八条 削除</p> <p>附則第四十条を次のように改める。</p> <p>附則第四十条 削除</p>	旧事業團法附則第二十条第一項第一項の纖維振興基金	旧織維法第四十条第一項第四号及び第七号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務	政府以外の者	旧事業團法附則第二十一条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務	第一項の纖維人材育成基金	旧織維法第四十条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務	<p><b>(特定産業集積の活性化に関する臨時措置法の一部改正)</b></p> <p>第四十条 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(平成九年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第十三条及び第十四条を次のように改める。</p> <p><b>第十三条及び第十四条 削除</b></p> <p>附則第四十二条を次のように改める。</p> <p>(中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部改正)</p> <p>第四十二条 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十二条の見出しを「(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う商業活性化促進業務)」に改め、同条各号に記載以外の部分を次のように改める。</p> <p>独立行政法人中小企業基盤整備機構は、特定中心市街地における商業の活性化を促進するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>第二十二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号及び第五号を削る。</p>
旧事業團法附則第二十条第一項第一項の纖維振興基金	旧織維法第四十条第一項第四号及び第七号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務						
政府以外の者	旧事業團法附則第二十一条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務						
第一項の纖維人材育成基金	旧織維法第四十条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務						
<p><b>〔新事業創出促進法の一部改正〕</b></p> <p>第四十四条 新事業創出促進法の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「産業基盤整備基金の業務の特例」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う新事業創出促進業務」に改める。</p> <p>新事業創出促進法の一部を次のように改め る。</p> <p>第四条から第七条までを次のように改め る。</p> <p><b>第四条第一項第三十九号を次のように改め る。</b></p> <p><b>三十九 削除</b></p> <p><b>(地域振興整備公団の解散等)</b></p> <p>第三条 地域振興整備公団(以下「公団」という。)は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により國が承継する資産を除き、その時において機構が承継する。</p> <p>2 機構の成立の際現に公団が有する権利のうち、機構がその業務を確實に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において國が承継する。</p> <p>3 前項の規定により國が承継する資産の範囲その他當該資産の國への承継に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>4 公団の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。</p> <p>5 公団の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成等については、機構が從前の例により行うものとする。</p> <p>6 第一項の規定により機構が公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額(次に掲げる業務以下この項及び次項において「旧産炭地域経過業務」とい</p>	<p><b>〔新事業創出促進法の一部改正〕</b></p> <p>第四十四条 新事業創出促進法の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「産業基盤整備基金の業務の特例」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う新事業創出促進業務」に改める。</p> <p>新事業創出促進法の一部を次のように改め る。</p> <p>第四条第一項第三十九号を次のように改め る。</p> <p><b>第十三条から第十五条まで 削除</b></p> <p><b>第四十五条 削除</b></p> <p><b>(経済産業省設置法の一部改正)</b></p> <p>第五十条 経済産業省設置法の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第一項第三十九号を次のように改め る。</p> <p><b>第十三条から第十五条まで 削除</b></p> <p><b>第四十五条 削除</b></p>						
<p><b>〔新事業創出促進法の一部改正〕</b></p> <p>第四十四条 新事業創出促進法の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「産業基盤整備基金の業務の特例」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う新事業創出促進業務」に改める。</p> <p>新事業創出促進法の一部を次のように改め る。</p> <p>第四条から第七条までを次のように改め る。</p> <p><b>第四条第一項第三十九号を次のように改め る。</b></p> <p><b>三十九 削除</b></p> <p><b>(地域振興整備公団の解散等)</b></p> <p>第三条 地域振興整備公団(以下「公団」という。)は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により國が承継する資産を除き、その時において機構が承継する。</p> <p>2 機構の成立の際現に公団が有する権利のうち、機構がその業務を確實に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において國が承継する。</p> <p>3 前項の規定により國が承継する資産の範囲その他當該資産の國への承継に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>4 公団の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。</p> <p>5 公団の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成等については、機構が從前の例により行うものとする。</p> <p>6 第一項の規定により機構が公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額(次に掲げる業務以下この項及び次項において「旧産炭地域経過業務」とい</p>	<p><b>〔新事業創出促進法の一部改正〕</b></p> <p>第四十四条 新事業創出促進法の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「産業基盤整備基金の業務の特例」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う新事業創出促進業務」に改める。</p> <p>新事業創出促進法の一部を次のように改め る。</p> <p>第四条第一項第三十九号を次のように改め る。</p> <p><b>第十三条から第十五条まで 削除</b></p> <p><b>第四十五条 削除</b></p>						



官 報 (号 外)

「中小企業債券若しくは農林漁業金融公庫債券に改め 同条第三項中「収入保険料（住宅金融公庫）」の下に「及び中小企業金融公庫」を、「債務保証料（住宅金融公庫）」の下に「中小企業金融公庫」を、「中小企業金融公庫」及び冲縄振興開発金融公庫の場合に限る。」の下に「回収金（中小企業金融公庫の場合に限る。）」を、「支払保険金（住宅金融公庫）」及び中小企業金融公庫」を、「弁済金（住宅金融公庫）」の下に「中小企業金融公庫」を加える。

（小規模企業者等設備導入資金助成法の一部改正）

第十四条 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十一年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「中小企業金融公庫法第九条」を「中小企業金融公庫法第十九条第一項」に改める。

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正）

第十五条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第九十六条第三項中「中小企業総合事業団」を「中小企業金融公庫」に改める。

（中小企業投資育成株式会社法の一部改正）

第十六条 中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「第十九条」を「第十九条第一項」に改める。

（沖縄振興開発金融公庫法の一部改正）

第十七条 沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七

年法律第三十一号)の一部を次のように改正す

第二十一条第一項中「に規定する業務」の下に「中小企業金融公庫の行う中小企業金融公

庫法第十九条第一項第二号若しくは第四号に掲げる業務苦しきは「これらに附帯する業務」を加える。

第七条の見出し中「事業団」を「公庫」に改め、同条中「事業団は、中小企業総合事業団法(平成十一年法律第十九号)第二十一条第一項」を「公庫は、中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百三十八号)第十九条第一項及び第二項」に改める。

第八条第一項中「事業団」を「公庫」に改め、同

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、経済産業省令・財務省令で定める。

業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律(平成十六年法律第号)附則第一条の規定による改正後

の中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第百四十六号)附則第二条第十八項(第三号に係る部分

に限る。」に改め、同条第一項及び第三項中「事業団」を「公庫」に改める。

及び第六項中「事業団」を「公庫」に改める。  
第十一條を次のように改める。

**第十一條** 第七条の規定により公庫が同条に規定する業務を行う場合には、中小企業金融公庫法第二十二条第一項中「第十九条第二項に

規定する業務」とあるのは「第十九条第二項に規定する業務及び破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法(平成十年法律第二百五十一号)第七条に規定する業務」と、同法第三十条及び

(中小企業投資育成株式会社法の一部改正)  
第十六条 中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第一百一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「第十九条」を「第十九条第一項」に改める。

(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正)

第十七条 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七

平成十六年四月一日 衆議院会議録第十九号

中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律案及び同報告書

**(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正)**

号)附則第三条第一項に改める。

(旧産炭地域振興臨時措置法の一部改正)

第二十三条 旧産炭地域振興臨時措置法の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成十四年度の開始の日から」を削り、「地域振興整備公団」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に改める。

附則第四項及び第五項を削り、附則第六項中「附則第六項前段」を「附則第四項前段」に改め、同項を附則第四項とする。

(所得税法等の一部改正)

第二十四条 次に掲げる法律の表地域振興整備公団の項を削る。

第二十五条 次に掲げる法律の表地域振興整備公団の項を削り、「附則第四項前段」に改め、同項を附則第四項とする。

(所得税法等の一部改正)

第二十六条 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(平成九年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二十七条 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部改正

第二十八条 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(平成九年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二十九条 独立行政法人中小企業基盤整備機構に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

第三十条 独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)は、基盤的技術産業集積活性化促進地域における特定基盤的技術の高度化等を促進するため、次に掲げる業務を行う。

第三十一条 第二項第一号中「工場用地(基盤的技術産業に属する事業の用に供するものに限り、これと併せて整備されるべき住宅及び道路その他の施設の敷地を含む。以下この条において同じ。)又は業務用地(基盤的技術産業に属する事業の用に供するものに限り、これと併せて整備されるべき住宅及び道路その他の施設の敷地を含む。以下この条において同じ。)の造成」及び「当該工場用地、当該業務用地」を削り、同項第二号を次のように改める。

第三十二条 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第三十三条 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条 第二号別表第一号第一号の表

第三十五条 第二号別表第一号の表

第三十六条 第二号別表第一号の表

第三十七条 第二号別表第一号の表

第三十八条 第二号別表第一号の表

第三十九条 第二号別表第一号の表

第四十条 第二号別表第一号の表

第四十一条 第二号別表第一号の表

第四十二条 第二号別表第一号の表

第四十三条 第二号別表第一号の表

を卸売市場法等の特例に改める。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 卸売市場法等の特例

第四十条から第四十五条までを次のように改める。

特定産業集積の活性化に関する臨時措置法の一部改正

第四十条から第四十五条まで 削除

特定産業集積の活性化に関する臨時措置法の一部改正

第二十六条 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(平成九年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二十七条 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部改正

第二十八条 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(平成九年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二十九条 独立行政法人中小企業基盤整備機構に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

第三十条 独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)は、特定中心市街地における商業活性化・都市型新事業立地促進業務に改め、同条中「独立行政法人中小企業基盤整備機構は」を「機構は、前項の業務のほか」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第三十一条 第二項第一号中「公団は」を「機構は」に、同項の業務及び公団法第十九条第一項を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第二百四十七号)第十五条规定及び附則第四条第一項」に改め、同項第一号中「工場用地、若しくは業務用地の造成」若しくは業務用地の造成又は工場若しくは事業場の整備並びに当該工場用地、当該業務用地、当該工場又は当該事業場を「工場若しくは事業場の整備又は工場用地若しくは業務用地の造成」に、「当該工場用地若しくは業務用地の造成」に、「当該工場又は当該事業場、当該工場用地又並びに当該工場、当該事業場、当該工場用地又は当該業務用地」に改め、同項第一号中「前項第一号」を「前項に、『公団』を機構に、『工場用地若しくは業務用地の造成又は工場若しくは事業場の整備』を『工場若しくは事業場の整備又は工場用地若しくは業務用地の造成』に、『当該工場用地若しくは業務用地の造成』に、『当該工場又は当該事業場』を『当該工場、当該事業場、当該工場用地又は当該業務用地』に改め、同項第一号中「前項第一号」を「前項に、『公団』を機構に、『工場用地若しくは業務用地の造成又は工場若しくは事業場の整備』を『工場若しくは事業場の整備又は工場用地若しくは業務用地の造成』に、『当該工場用地若しくは業務用地の造成』に、『当該工場又は当該事業場』を『当該工場、当該事業場、当該工場用地又は当該業務用地』に改め、同項第一号中「第一号及び第二号」を「前二号」に、「並びに」を「及び」に改め、同号を同項第三号とする。

第三十二条 第二号別表第一号の表

第三十三条 第二号別表第一号の表

第三十四条 第二号別表第一号の表

第三十五条 第二号別表第一号の表

第三十六条 第二号別表第一号の表

第三十七条 第二号別表第一号の表

第三十八条 第二号別表第一号の表

第三十九条 第二号別表第一号の表

第四十条 第二号別表第一号の表

第四十一条 第二号別表第一号の表

第四十二条 第二号別表第一号の表

第四十三条 第二号別表第一号の表

第四十四条 第二号別表第一号の表

第四十五条 第二号別表第一号の表

設の敷地を含む。以下この条において同じ。)又は業務用地(基盤的技術産業に属する事業の用に供するものに限り、これと併せて整備されるべき住宅及び道路その他の施設の敷地を含む。以下この条において同じ。)の造成

化促進地域における特定基盤的技術の高度化等を促進するため、次に掲げる業務を行う。

第八条及び第九条を次のように改める。

第八条及び第九条 削除

第二十二条の見出し中「商業活性化促進業務」を「商業活性化・都市型新事業立地促進業務」に改め、同条中「独立行政法人中小企業基盤整備機構は」を「機構は、前項の業務のほか」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第八条及び第九条を次のように改める。

第八条及び第九条 削除

第二十七条 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部改正

第二十八条 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(平成九年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二十九条 独立行政法人中小企業基盤整備機構に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

第三十条 独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)は、特定中心市街地における商業活性化・都市型新事業立地促進業務に改め、同条中「独立行政法人中小企業基盤整備機構は」を「機構は、前項の業務のほか」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第三十一条 第二項第一号中「公団は」を「機構は」に、同項の業務及び公団法第十九条第一項を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第二百四十七号)第十五条规定及び附則第四条第一項」に改め、同項第一号中「工場用地、若しくは業務用地の造成」若しくは業務用地の造成又は工場若しくは事業場の整備並びに当該工場用地、当該業務用地、当該工場又は当該事業場を「工場若しくは事業場の整備又は工場用地若しくは業務用地の造成」に、「当該工場用地若しくは業務用地の造成」に、「当該工場又は当該事業場」を「当該工場、当該事業場、当該工場用地又は当該業務用地」に改め、同項第一号中「前項第一号」を「前項に、『公団』を機構に、『工場用地若しくは業務用地の造成又は工場若しくは事業場の整備』を『工場若しくは事業場の整備又は工場用地若しくは業務用地の造成』に、『当該工場用地若しくは業務用地の造成』に、『当該工場又は当該事業場』を『当該工場、当該事業場、当該工場用地又は当該業務用地』に改め、同項第一号中「第一号及び第二号」を「前二号」に、「並びに」を「及び」に改め、同号を同項第三号とする。

第三十二条 第二号別表第一号の表

第三十三条 第二号別表第一号の表

第三十四条 第二号別表第一号の表

第三十五条 第二号別表第一号の表

第三十六条 第二号別表第一号の表

第三十七条 第二号別表第一号の表

第三十八条 第二号別表第一号の表

第三十九条 第二号別表第一号の表

第四十条 第二号別表第一号の表

第四十一条 第二号別表第一号の表

第四十二条 第二号別表第一号の表

第四十三条 第二号別表第一号の表

第四十四条 第二号別表第一号の表

第四十五条 第二号別表第一号の表

(中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部改正)

第二十七条 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部改正

第二十八条 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(平成九年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二十九条 独立行政法人中小企業基盤整備機構に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

第三十条 独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)は、特定中心市街地における商業活性化・都市型新事業立地促進業務に改め、同条中「独立行政法人中小企業基盤整備機構は」を「機構は、前項の業務のほか」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第三十一条 第二項第一号中「公団は」を「機構は」に、同項の業務及び公団法第十九条第一項を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第二百四十七号)第十五条规定及び附則第四条第一項」に改め、同項第一号中「工場用地、若しくは業務用地の造成」若しくは業務用地の造成又は工場若しくは事業場の整備並びに当該工場用地、当該業務用地、当該工場又は当該事業場を「工場若しくは事業場の整備又は工場用地若しくは業務用地の造成」に、「当該工場用地若しくは業務用地の造成」に、「当該工場又は当該事業場」を「当該工場、当該事業場、当該工場用地又は当該業務用地」に改め、同項第一号中「前項第一号」を「前項に、『公団』を機構に、『工場用地若しくは業務用地の造成又は工場若しくは事業場の整備』を『工場若しくは事業場の整備又は工場用地若しくは業務用地の造成』に、『当該工場用地若しくは業務用地の造成』に、『当該工場又は当該事業場』を『当該工場、当該事業場、当該工場用地又は当該業務用地』に改め、同項第一号中「第一号及び第二号」を「前二号」に、「並びに」を「及び」に改め、同号を同項第三号とする。

第三十二条 第二号別表第一号の表

第三十三条 第二号別表第一号の表

第三十四条 第二号別表第一号の表

第三十五条 第二号別表第一号の表

第三十六条 第二号別表第一号の表

第三十七条 第二号別表第一号の表

第三十八条 第二号別表第一号の表

第三十九条 第二号別表第一号の表

第四十条 第二号別表第一号の表

第四十一条 第二号別表第一号の表

第四十二条 第二号別表第一号の表

第四十三条 第二号別表第一号の表

第四十四条 第二号別表第一号の表

第四十五条 第二号別表第一号の表

（都市型新事業の技術に関する研究開発のための施設であつて都市型新事業の技術に関する研究開発を行う者との共用に供するもの、都市型新事業の技術に関するもの）

研究開発及びその企業化を行うための事業場又は都市型新事業に係る商品若しくは役務の展示及び販売若しくは提供のための施設

二 特定中心市街地において、都市型新事業の用に供する工場若しくは事業場又は当該工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他管理及び譲渡を行うこと。

第三十二条に次の二項を加える。

3 機構は、前二項の業務のほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号)第十五条第一項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 特定中心市街地における第一項第一号に掲げる施設又は都市型新事業の用に供する工場若しくは事業場の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡

二 第一項の規定により機構が行う同項第一号に掲げる施設又は都市型新事業の用に供する工場若しくは事業場の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡

三 前二項に次の一項を加える。

3 機構は、前二項の業務のほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号)第十五条第一項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のものに係る高度技術産業集積地域(以下「同意集積地域」という。)に改める。

第二十六条及び第二十七条 削除

第二十八条第一項中「同意集積地域」を「同意集積計画(第二十五条第一項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のものに係る高度技術産業集積地域(以下「同意集積地域」という。)に改める。)

第三十二条中「独立行政法人中小企業基盤整備機構は、前項の業務のほか」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下この章において「機構」という。)は、同意集積地域及び基本構想に定められた高度研究機能集積地区(以下「特定高度研究機能集積地区」という。)における高度技術に関する研究開発及びその企業化を行うため、次に掲げる業務を行う。

二 第一項の規定により機構が行う同項第一号に掲げる施設又は都市型新事業の用に供する工場若しくは事業場の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡

三 特定高度研究機能集積地区において、工場、事業場又は当該工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

四 特定高度研究機能集積地区において、高度技術に関する研究開発及びその研究成果を活用した事業を行うための事業場として相当数の企業等に利用させるための施設(以下「新事業支援施設」という。)の整備及び管理の事業を行う者に対し、その事業に必要な資金の出資を行い、又は出資を行つた当該者の委託を受けてその施設の整備若しくは賃貸その他の管理の事業を行うこと。

第一項に次の一項を加える。

3 機構は、前二項の業務のほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号)第十五条第一項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

二 同意集積地域において、工場(高度技術の開発又は利用に供するものに限る。以下「事業場」という。)、事業場(高度技術の開発又は利用に供するものに限る。以下「事業場等」という。)又は当該工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びに当該施設の賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に関連する技術的援助並びに中心市街地における商業の活性化及び都市型新事業を実施する企業等の立地の促進のための計画の策定に係る技術的援助

(新事業創出促進法の一部改正)

第二十八条 新事業創出促進法(平成十年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二十六条及び第二十七条を次のように改め。

これと併せて整備されるべき住宅及び道路その他の施設の敷地を含む。以下「工場用地」という。又は業務用地(高度技術の開発又は利用に供するものに限り、これと併せて整備されるべき住宅及び道路その他の施設の敷地を含む。以下「業務用地」という。)の造成、当該工場等若しくは当該用地等と併せて整備されるべき公共の用に供する施設又は当該工場等若しくは当該用地等の利用者の利便に供する施設の整備並びにこの利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡

二 特定高度研究機能集積地区における工場等若しくは新事業支援施設、当該工場等若しくは当該新事業支援施設と併せて整備されるべき公共の用に供する施設又は当該工場等若しくは当該新事業支援施設の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡

三 前二号に掲げる業務に関連する技術的援助及び高度技術産業集積活性化計画の策定に係る技術的援助

附則第十二条から第十五条までを次のように改める。

第十二条から第十五条まで 削除

(日本政策投資銀行法の一部改正)

第二十九条 日本政策投資銀行法の一部を次のように改正する。

附則第三十八条を次のように改める。

第三十八条 削除

(エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置特別会計法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十条 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律(平成十五年法律第三十七号)の一部を次のように改



四 織維産業対策については、今後五年間が織維

関係基金を活用した最後の改革期間であることと十分留意の上、産業構造の抜本的かつ集中的改革の積極的推進に努めるものとすること。

中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。  
平成十六年二月三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律案

中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

投資事業有限責任組合契約に関する法律

第一条中「中小企業等」を「事業者」に、「円滑な資金供給を通じた中小企業等の自己資本の充実等」を「事業者への円滑な資金供給」に改める。

第二条第一項を次のように改める。

この法律において「事業者」とは、法人(外国人を除く)及び事業を行う個人をいう。

第二条第二項中「中小企業等投資事業有限責任組合」を「投資事業有限責任組合」に、「中小企

業等投資事業有限責任組合契約」を「投資事業有限責任組合契約」に改める。

第三条の見出し及び同条第一項中「中小企業等投資事業有限責任組合契約」を「投資事業有限責任組合契約」に改め、同項第一号中「(中小企業等に限る。次号において同じ。)」を削り、同項第三号

を次のように改める。

三 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)

第二条第一項に規定する有価証券(株式、新株予約権及び新株予約権付社債等を除き、同項第一号から第五号の三まで及び第七号から

第十号までに掲げる有価証券(新株予約権付社債等を除く。)に表示されるべき権利であつて同条第二項の規定により有価証券とみなされるものを含む。)のうち社債(新株予約権付社債等を除く。)その他の事業者の資金調達に資するものとして政令で定めるもの(以下「指定有価証券」という。)の取得及び保有(前二号の規定により投資事業有限責任組合(第九号を除き、以下「組合」という。)がその株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債等を保有している株式会社又は組合がその持分を保有している有限会社若しくは企業組合(以下「特定会社等」と総称する。)以外の事業者の発行する指定有価証券(以下この号において「特定指定有価証券」という。)にあつては、特定指定有価証券である当該指定有価証券を組合が保有する期間が政令で定める期間を超えたときは、その日において、無限責任組合員のいざかがこれを買い取る旨を約した場合における当該特定指定有価証券の取得及び保有に限る。)

九 投資組合等(投資事業有限責任組合若しくは民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に規定する組合契約で投資事業を営むことを約するものによって成立する組合又は外国に所在するこれらの組合に類似する団体をいう。以下同じ。)に対する出資及び投資営業者を相手方とする匿名組合契約に基づく出資(以下この号において「投資組合向け出資等」と総称する。)であつて、一の投資組合等又は投資営業者に対する投資組合向け出資等の価額の投資事業有限責任組合の総組合員の出資の総額(組合契約において各組合員の出資予定額(各組合員が出資することを約した上限額をいう。以下この号において同じ。)が定められている場合にあつては、総組合員の出資予定額の合計額)に対する割合が政令で定める割合を超えない範囲内において行うもの(次に掲げる投資組合向け出資等(第十一号口において「特定投資組合向け出資等」という。)を除く。)

四 事業者に対する金銭債権の取得及び保有

(特定会社等以外の事業者に対する金銭債権

(以下この号において「特定金銭債権」とい

う。)にあつては、特定金銭債権である当該金

銭債権を組合が保有する期間が政令で定める

期間を超えたときは、その日において、無限

責任組合員のいざかがこれを買い取る旨を

約した場合における当該特定金銭債権の取得

及び保有に限る。)

五 事業者に対する金銭の新たな貸付け

第三条第二項中「中小企業等投資事業有限責任組合契約書」を「組合契約の契約書」に改める。

第六条の次に次の二条を加える。

(特定組合の組合員の資格等)

第六条の二 特定組合(組合のうち、特定中小企

投資事業有限責任組合の無限責任組合員である者その他政令で定める者を相手方とする匿名組合契約に基づく出資

十 前各号の事業に付随する事業であつて、政令で定めるもの

を次のように改める。

第五号中「新株予約権付社債等」の下に「指定有価証券、金銭債権」を加え、「中小企業等」を「事業者」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九 投資組合等(投資事業有限責任組合若しくは民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に規定する組合契約で投資事業を営むことを約するものによって成立する組合又は外国に所在するこれらの組合に類似する団体をいう。以下同じ。)に対する出資及び投資営業者を相手方とする匿名組合契約に基づく出資(以下この号において「投資組合向け出資等」と総称する。)であつて、一の投資組合等又は投資営業者に対する投資組合向け出資等の価額の投資事業有限責任組合の総組合員の出資の総額(組合契約において各組合員の出資予定額(各組合員が出資することを約した上限額をいう。以下この号において同じ。)が定められている場合にあつては、総組合員の出資予定額の合計額)に対する割合が政令で定める割合を超えない範囲内において行うもの(次に掲げる投資組合向け出資等(第十一号口において「特定投資組合向け出資等」という。)を除く。)

四 事業者に対する金銭債権の取得及び保有

(特定会社等以外の事業者に対する金銭債権

(以下この号において「特定金銭債権」とい

う。)にあつては、特定金銭債権である当該金

銭債権を組合が保有する期間が政令で定める

期間を超えたときは、その日において、無限

責任組合員のいざかがこれを買い取る旨を

約した場合における当該特定金銭債権の取得

及び保有に限る。)

五 事業者に対する金銭の新たな貸付け

第三条第二項中「中小企業等投資事業有限責任組合契約書」を「組合契約の契約書」に改める。

第六条の次に次の二条を加える。

(特定組合の組合員の資格等)

第六条の二 特定組合(組合のうち、特定中小企

業等に該当する株式会社の発行する未公開株式（証券取引法第一条第十六項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）の取得及び保有その他の政令で定める事業（以下「中小未公開企業株式」）

附  
目

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十二条の規定は、公布の日から施行する。

第一条 この法律の施行の際現に存するこの法律

組合契約の変更により特定組合以外の組合が特定組合となつたときは、当該組合の有限責任会員であつて前項に規定する有限責任組合会員たる資格を有しない者は、その時点において組合員の資格を喪失する。

5 組合(特定組合を除く。以下この項において同じ。)の無限責任組合員が中小未公開企業株式取得等事業以外の行為を行つた場合は、組合員は、これを追認することができない。組合の無限責任組合員以外の者が当該行為を行つた場合も、同様とする。

**第十二条第四号を同条第五号とし  
から第三号までを一号ずつ繰り下げ、** 同条に第一  
**号として次の一号を加える。**

第二十五条第二項中「中小企業等投資事業有限責任組合契約登記簿」を「投資事業有限責任組合契約登記簿」に改める。

第三十三条中「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」を「投資事業有限責任組合契

約に関する法律」に、「中小企業等投資事業有限責任組合の」を「投資事業有限責任組合の」に改め  
任組合の」を「投資事業有限責任組合の」に改め  
る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。ただし、附則第十二条の規定は、公  
布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に存するこの法律  
による改正前の中小企業等投資事業有限責任組合  
合契約に関する法律(以下「旧法」という。)第三条  
条第一項に規定する組合契約(同項第四号の二に  
掲げる事業の全部又は一部を営むことを約した  
ものに限る。)に係るこの法律による改正後の  
投資事業有限責任組合契約に関する法律(以下「  
新法」という。)第三条第一項の規定の適用につ  
いては、同項第七号中「特定中小企業等(中小企  
業者(中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五  
十四号)第二条第一項各号に掲げるものをい  
う。)その他の者であつて、これに対する資金供  
給を行うことが特に重要なものとして政令で定  
める者をいう。以下同じ。)であつて投資業者  
(投資事業を営む者をいう。第九号において同  
じ。)でないもの」とあるのは、「特定中小企業等  
(中小企业者(中小企业基本法(昭和三十八年法  
律第百五十四号)第二条第一項各号に掲げるも  
のをいう。)その他の者であつて、これに対する  
資金供給を行うことが特に重要なものとして政  
令で定める者をいう。以下同じ。)とす。

2 前項の組合契約によつて成立する新法第二条  
第二項に規定する投資事業有限責任組合に係る

新法第七条第四項の規定の適用については、同項中「第三条第一項に掲げる事業以外の行為」とあるのは、「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」の一部を改正する法律(平成十六年法律第号)附則第二条第一項の規定により読み替えられた第三条第一項に掲げる

## 第五条 租税特別措置法(昭和

3 この法律の施行前に旧法第六章の規定により中小企業等投資事業有限責任組合契約登記簿に登記された事項は、この法律の施行の日において新法第六章の規定により投資事業有限責任組合契約登記簿に登記せらる。

4 て新法第六章の規定により投資事業有限責任組合契約登記簿に登記されたものとみなす。

この法律の施行前に旧法第三十三条において準用する商業登記法(昭和三十八年法律第二百一十五号)及び民事保全法(平成元年法律第九十二号)の規定によつてした処分、手続その他の行

為は、新法第三十三条において準用する商業登記法及び民事保全法の規定によつてしたものと

（私的の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）

法律の一部改正)  
第三条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項第四号中「中小企業等扶養事業有限責任組合」を「投資事業有限責任組合」に改める。

(中小企業等協同組合法の一部改正)  
第四条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)の一部を次のように改正す  
る。

**第八条第六項第三号中「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」を「投資事業有**

第五条 税特別措置法（昭和三十二年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の十三第一項第二号中「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」を「規定する中小企業等投資事業有限責任組合（同法第六条の二第一項に規定する特定組合を除く。）」に改める。

（税特別措置法の一部改正）

第六条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十二号の二中「中小企業等投資事業有限責任組合契約の登記」を「投資事業有限責任組合契約の登記」に改め、同号二中「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」を「投資事業有限責任組合契約に関する法律」に改め、同号二二「（中小企業等投資事業有限責任組合契約に規定する中小企業等投資事業有限責任組合契約）」を「（投資事業有限責任組合契約）」に規定する「（中小企業等投資事業有限責任組合契約）」に改め、同号二三「（中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律）」を「（投資事業有限責任組合契約に関する法律）」に改める。

（新事業創出促進法の一部改正）

第七条 新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」を「投資事業有限責任組合契約に関する法律」に、一中小企業等投資事業有限責任組合であつて、当該中小企業等投資事業有限責任組合がその株式を保有する同条第一項に規定する中小企業等」を「投資事業有限責任組合であつて、当該投資事業有限責任組合がその株式を保有する特定株式会社(次のいずれかに該当する株式会社であつて、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十六項に規定する証券取引所に上場されおらず、かつ、同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式を発行するものをいう。)」に改め、同項に次の各号を加える。

一 資本の額が五億円以下のもの

二 常時使用する従業員の数が千人以下のもの

三 最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が二百億円以下のもの

四 前事業年度において試験研究費その他政令で定める費用の合計額の政令で定める収入金額に対する割合が政令で定める割合を超えるもの又は設立の日以後一年を経過していないものであつて、常勤の研究者の数が政令で定める数以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が政令で定める割合以上であるもの

(新事業創出促進法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の新事業創出促進法第二条第五項の規定により経済産業大臣の確認を受けた同項に規定す

る特定投資事業組合は、この法律の施行の日に  
おいて前条の規定による改正後の新事業創出促  
進法第二条第五項の規定により経済産業大臣の  
確認を受けた同項に規定する特定投資事業組合  
とみなす。

(産業活力再生特別措置法の一部改正)

第九条 産業活力再生特別措置法(平成十一年法  
律第百三十一号)の一部を次のように改正す  
る。

法第十二条の七第二項ノ合併ヲ為ス」と、同条第二項中「決議ヲ為シタル」とあるのは「合併ヲ為ス」とする。  
第六条の二の見出し中「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」を「投資事業第一項中「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」を「投資事業有限責任組合」を「規定する中小企業等投資事業に関する法律」に、「規定する投資事業有限責任組合」を「規定する投資事業有限責任組合」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。  
一 認定事業再構築事業者等(認定事業再構築事業者若しくは事業再構築を実施することが特に必要なものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する事業者、認定共同事業再編事業者、認定経営資源再活用事業者若しくは認定事業革新設備導入事業者又はこれらの事業者の関係事業者をいう。以下この条及び第三十四条第二項において同じ。)である株式会社(認定事業者が認定計画に従つて株式会社を設立する場合における当該株式会社を含む。以下この条において「認定等株式会社」という。)又は認定事業再構築事業者等である有限会社(認定事業者が認定計画に従つて有限会社を設立する場合における当該有限会社を含む。以下この条において「認定等有限会社」という。)に対する金銭債権であつて当該認定等株式会社又は認定等有限会社以外の者が保有するものの取得及び保有  
イ 次の(1)から(3)までのいずれかに掲げるる額の前事業年度終了の日における純資産

(1) 前事業年度において生じた純損失の額

(2) 前事業年度前三年度のいずれかの事業年度から前事業年度までの各年度に生じた純損失の額の合計額

(3) 前事業年度終了の日における欠損の額

□ 前事業年度終了の日における貸借対照表上の負債の額が資産の額を超えるものであること。

二 前号の規定により組合がその金銭債権を保有している株式会社(認定等株式会社を除く。以下この号及び第四号において同じ。)に対する金銭債権(当該株式会社以外の者が保有するものに限る。)又は組合がその金銭債権を保有している有限会社(認定等有限会社を除く。以下この号及び第四号において同じ。)に対する金銭債権(当該有限会社以外の者が保有するものに限る。)の取得及び保有

第十六条の二第一項第三号から第五号までを削り、同項第六号中「認定等有限会社を」を「認定等有限会社(投資事業を営む認定等株式会社又は認定等有限会社を除く。以下この号において同じ。)を」に改め、同号を同項第三号とし、同項第七号中「前各号」を「前三号」に、「株式持分、新株予約権、新株予約権付社債等、金銭債権、工業所有権、著作権」を「金銭債権、匿名契約の出資の持分」に、「第四号」を「第二

号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第八号イからハまでを次のように改める。

イ 株式会社であつて再生手続開始の決定

若しくは更生手続開始の決定を受けたも

の（当該手続開始決定に係る再生手続又

は更生手続が終了しているもの）の（当該手続開始決定に係る再生手続又

権又は著作権を組合が取得し、保有し

ている株式会社又は有限会社（組合が

当該工業所有権又は著作権を取得した

時において認定等株式会社又は認定等

有限公司であつたものに限る。）

同項第五号とし、同条第二項中「前項第二号イ」

を「前項第一号イ」に改め、同条に次の二項を加

える。

4 次に掲げる事業及び有限責任組合法第六条

の二第一項に規定する中小未公開企業株式取

得等事業の全部又は一部のみを営むことをそ

の組合契約において約した組合は、同条及び

有限責任組合法第七条第五項の規定の適用に

ついては、有限責任組合法第六条の二第一項

に規定する特定組合に該当しないものとみな

す。この場合において、有限責任組合法第七

条第五項中「中小未公開企業株式取得等事業

の規定によりその所有に係る工業所有

権又は著作権を組合が取得し、保有し

ている株式会社（組合が当該工業所有

権又は著作権を取得した時において認

定等株式会社であつたものに限る。）

ハ 次に掲げる株式会社又は有限会社に対

して行う金銭の新たな貸付け

（1）第一号から第三号までの規定又はイ

ハ 次に掲げる株式会社又は有限会社に対

して行う金銭の新たな貸付け

一条ノ二第一項に規定する新株予約権付社

債及びこれに準ずる社債として政令で定め

るもの）の（以下この項において同じ。）

又は認定等有限会社の持分の取得及び保有

三 認定等株式会社又は認定等有限会社に対

する金銭債権であつて当該認定等株式会社

又は認定等有限会社以外の者が保有するも

のの取得及び保有

四 前三号の規定により組合がその株式、新

株予約権、新株予約権付社債等若しくは金

銭債権を保有している株式会社（認定等株

式会社を除く。以下この号、次号及び第七

号において同じ。）の発行する株式、新株予

約権若しくは新株予約権付社債等若しくは金

銭債権を保有している株式会社（認定等株

式会社を除く。以下この号、次号及び第七

号において同じ。）の発行する株式、新株予

約権若しくは新株予約権付社債等若しくは金

銭債権を保有している株式会社（認定等株

式会社を除く。以下この号、次号及び第七

号において同じ。）の持分若しくは当該有限会社に対する

金銭債権（当該有限会社以外の者が保有す

るものに限る。）の取得及び保有

五 認定等株式会社若しくは認定等有限会社

又は前号の株式会社若しくは有限会社の所

有する工業所有権又は著作権の取得及び保

有（これら権利に関して利用を許諾する

ことを含む。）

七 前各号の規定により組合がその株式、持

分、新株予約権、新株予約権付社債等、金

銭債権、工業所有権、著作権又は信託の受

益権を保有している認定等株式会社若しく

は認定等有限会社又は第四号の株式会社若

しくは有限会社に対して経営又は技術の指

導を行う事業

八 次に掲げる事業であつて、政令で定める

ところにより、前各号に掲げる事業の遂行

を妨げない限度において行うもの

イ 株式会社であつて再生手続開始の決定

若しくは更生手続開始の決定を受けたも

の（当該手続開始決定に係る再生手続又

は更生手続が終了しているものを除く。）

の（当該手續開始決定に係る再生手續又

は更生手續が終了しているものを除く。）

ハ 次に掲げる株式会社の新たに発行する

社債の取得及び保有

（1）第一号から第四号まで若しくは第六

号の規定又はイ若しくはハの規定によ

り組合がその株式、新株予約権、新株

予約権付社債等、金銭債権、匿名組合

契約の出資の持分又は信託の受益権を

保有している株式会社

（2）第五号の規定によりその所有に係る

工業所有権又は著作権を組合が取得

し、保有している株式会社

の規定によりその所有に係る工業所有

の規定によりその所有に係る工業所有

の規定によりその所有に係る工業所有

<p>二 次に掲げる株式会社又は有限会社に対する金銭の新たな貸付け</p> <p>(1) 第一号から第四号まで若しくは第六号の規定又はイ若しくはロの規定により組合がその株式、持分、新株予約権、新株予約権付社債等、金銭債権又は信託の受益権を保有している株式会社又は有限会社</p> <p>(2) 第五号の規定によりその所有に係る工業所有権又は著作権を組合が取得し、保有している株式会社又は有限会社</p>

<p>九 前各号に掲げる事業に類するものとして政令で定める事業</p> <p>第二十九条の八第一号中「第十六条の二第一項各号」を「第十六条の二第四項各号」に改め (産業活力再生特別措置法の一部改正に伴う経過措置)</p>

第十一条 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。
--

第十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
--

二 第一項の規定により、同項第六号に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約したものに限る。)に係る前条の規定による改正後の産業活力再生特別措置法(次項において「新産業再生法」という。)第十六条の二第一項の規定の適用については、同項第三号中「認定等株式会社又は認定等有限会社(投資事業を営む認定等株式会社又は認定等有限会社を除く。以下この号において同じ。)」とあるのは、「認定等株式会社又は認定等有限会社」とする。
--

第二項に規定する投資事業有限責任組合に係る
-----------------------

商工会議所法及び商工会法の一部を改正する法律

(商工会議所法の一部改正)

第一条 商工会議所法(昭和二十八年法律第百四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項中「第四章」を削る。

第五条 第一項中「解散」の下に「合併」を加える。

第七条 第二項中「別表の上覽に掲げる」を削り、「に引き続き六箇月以来」を「まで六月以上引き続き」に改め、「事業場」の下に「(以下この条において「營業所等」という。)」を加え、「左の」を「次の」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項各号を次のように改める。

一 基準日ににおけるその商工会議所の地区内の營業所等で常時使用する従業員の数が二十人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人以上(その商工会議所が、経済産業大臣の許可を受けて、当該人数以上の人数を定め、かつ、公告した場合にあつては、当該許可を受けて定め、かつ、公告した人数以上)である者

二 基準日における資本金額又は払込済出資総額が三百万円以上(その商工会議所が、経済産業大臣の許可を受けて、三百万円以上の金額を定め、かつ、公告した場合にあつては、当該許可を受けて定め、かつ、公告した金額以上)である者

第八条 第一項中「区があわせた」を「区を合わせた」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、「隣接する」を削り、「あわせた」を

「あわせた」に改め、同項第二項中「前項但書」を「前項ただし書」に、「あわせた」を「あわせた」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項第三項を同項第四項とし、同項第二項の次に次の二項を加える。

3 商工業の状況により、特に必要があるときは、第一項及び前項本文の規定にかかる

ず、市町村の区域の一部を商工会議所の地区の全部又は一部とすることができる。ただし、一又は二以上の村の区域の一部を商工会議所の地区の全部とすることができない。

第八条の二中「廃置分合後の市町村の区域とする」を「から第三項までの規定は、適用しない」に改める。

第二十七条第二項中「左の各号」を「次に掲げる要件」に改め、同項に次の二号を加える。

四 設立しようとする商工会議所が第八条第三項の規定により市町村の区域の一部をその地区的全部又は一部とする場合にあつては、は、その設立が関係市町村内の商工業の総合的な改善発達に支障を生じないこと。

第二十七条に次の二項を加える。

3 経済産業大臣は、第一項の認可(第八条第三項)により市町村の区域の一部をその地区的全部又は一部とする場合にあつては、その合併により新商工会議所の事業が合併前の商工会議所の事業に比して著しく効率的なものとなること。

4 合併は、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

第五十六条第一項中「左に」を「次に」に、「一定の」を「定めた」に、「の外」を「のほか」に改める。

第六十条の次に次の見出し及び六条を加える。

同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「第四号から第六号まで」を「第五号から第七号まで」に、「第九号の」を「第十号に掲げる」に改め、同項第九号を同項第十号とし、同項第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 合併

第四十六条第四項中「及び」の下に「第三項並びに」を加える。

第四十九条中「左に」を「次に」に、「決議」を「議決」に改め、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 合併

第五十二条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「第四十六条第一項第四号から第六号まで」を「第四十六条第一項第五号から第七号まで」に、「第九号」を「第十号」に、「附議する」を「付議する」に改める。

第五十九条第一項中「基く」を「基づく」に、「左の」を「次の」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「取消」を「取消し」に改め、同項第二項中「地区」とし又は「地区的」を「その地区の全部又は」に改め、「について」の下に「商工業の状況に照らして」を加え、同項第四項中「関係都道府県」を「関係都道府県知事」に、「関係市町村」を「関係市町村長」に改める。

第六十条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「取消」を「取消し」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 合併

(合併の手続)

第六十条の二 商工会議所が合併しようとするときは、各商工会議所の議員総会の議決を経なければならない。

商工会議所又は合併によつて成立する商工会議所(以下この条において「新商工会議所」といふ)の定款、事業計画書、収支予算書その他経済産業省令で定める書類を添付して、経済産業大臣に合併の認可を申請しなければならない。

2 合併

商工会議所が第八条第三項の規定により市町村の区域の一部をその地区的全部又は一部とする場合にあつては、その合併により新商工会議所の事業が合併前の商工会議所の事業に比して著しく効率的なものとなること。

3 経済産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、新商工会議所が次に掲げる要件に適合していないと認めるときは、同項の認可をしてはならない。

4 第二十七条第二項各号に掲げる要件に適合すること。

二 新商工会議所が第八条第三項の規定により市町村の区域の一部をその地区的全部又は一部とする場合にあつては、その合併により新商工会議所の事業が合併前の商工会議所の事業に比して著しく効率的なものとなること。

2 商工会議所は、前項の期間内に、債権者に対する異議があれば一定の期間内にこれを

述べるべき旨を公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の一定の期間は、三十日を下つてはならない。

第六十条の四 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、商工会議所は、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第六十条の五 合併によつて商工会議所を設立するには、各商工会議所がそれぞれ議員総会において会員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員及び議員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2 前項の規定による議員は、会員のうちから選任するものとし、その任期は、第四十三条第一項の規定にかかわらず、最初の通常議員総会の日の前日までとする。

3 第一項の規定による役員は、会頭、副会頭及び監事にあつては会員のうちから選任するものとする。

4 第一項の規定による役員の任期は、第三十一条第一項の規定にかかわらず、最初の通常議員総会の日までとする。ただし、常議員の任期は、最初の通常議員総会の日の前日まで

述べるべき旨を公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の一定の期間は、三十日を下つてはならない。

第六十条の四 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、商工会議所は、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第六十条の五 合併によつて商工会議所を設立するには、各商工会議所がそれぞれ議員総会において会員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員及び議員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2 前項の規定による議員は、会員のうちから選任するものとし、その任期は、第四十三条第一項の規定にかかわらず、最初の通常議員総会の日の前日までとする。

3 第一項の規定による役員は、会頭、副会頭及び監事にあつては会員のうちから選任するものとする。

4 第一項の規定による役員の任期は、第三十一条第一項の規定にかかわらず、最初の通常議員総会の日までとする。ただし、常議員の任期は、最初の通常議員総会の日の前日まで

とする。

5 第四十九条の規定は、第一項の規定による設立委員の選任について準用する。

(合併の時期及び効果)

第六十条の六 商工会議所の合併は、合併後存続する商工会議所又は合併によつて成立する

商工会議所が、その主たる事務所の所在地において、合併の登記をすることによってその

効力を生ずる。

2 合併後存続する商工会議所又は合併によつて成立した商工会議所は、合併によつて消滅した商工会議所の権利義務(その商工会議所がその行う事業に関し、行政府の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む)を承継する。

(商法等の準用)

第六十条の七 商法第四百十五条规定(監査役に係るもの)を除く。(合併無効の訴え及び非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百三十五条ノ八(債務の負担部分の決定)の規定は、商工会議所の合併について準用する。

第六十条の七又は第六十条の四第二項の規定に違反して商工会議所の合併をしたとき。

四 第六十条の三又は第六十条の四第二項の規定により市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする場合にあつては、その設立が關係市町村内の商工業の総合的な改善発達に支障を生じないこと。

五 設立しようとする商工会が第七条第二項の規定により市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする場合にあつては、その設立が關係市町村内の商工業の総合的な改善発達に支障を生じないこと。

六 第二十三条第二項中「次の各号」を「次に掲げる要件」に改め、同項第二号を次のように改める。

第七条第一項中「隣接する」を削り、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第七条第一項中「隣接する」を削り、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第八条第一項及び第二項(第四号を除く)、第二十八条に改める。

第六十七条第三項中「第二十七条」を「第二十一条第一項及び第二項(第四号を除く)、第二十八条」に改める。

第七十三条第五項中「において」の下に「、第一項並びに」とあるのは「第二十七条第二項(第四号を除く)及び」とを加える。

四十六条第四項中「第二十七条第二項及び第三項並びに」とあるのは「第二十七条第二項(第四号を除く)及び」とを加える。

第八十七条中「又は附則第九項」を削り、「添附書類」を「添付書類」に、「三万円」を「五十万

円」に改める。

「いすれかに」に、「二万円」を「二十万円」に改める。

「第八十九条中「左の」を「次の」に、「一に」を「二十万円」に改める。

「第九十一条中「一万円」を「二十万円」に改め、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号中「第六十三条及び第七十八条」を「第六十条の三第二項の規定又は第七十三条若しくは第七十八条第二項」に、「又は同法を「若しくは同法」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「及び第七十八条」を「又は第七十八条第二項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

「第五号」とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

「第二十三条第二項中「次の各号」を「次に掲げる要件」に改め、同項に次の一号を加える。

「第五号」とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

「第二十三条规定は、適用しない」に改める。

「第二十三条第二項中「次の各号」を「次に掲げる要件」に改め、同項に次の一号を加える。

「第二十三条规定は、適用しない」に改める。

(以下この条において「隣接商工会との合併の場合」という。)にあつては、当該合併後存続する商工会又は当該合併によつて成立した商工会。

以下この条において同じ。」を削り、「廃置分合後の市町村の区域とする」を「変更する」に、「解散する」を「解散し、若しくは合併する」に、「の規定にかかわらず、その商工会の地区は、廃置分合前の市町村の区域隣接商工会との合併の場合にあつては、当該合併前の各商工会の地区のすべてを合わせた区域」とする」を「及び第二条第七号を同条第五号中「第六十三条及び第七十八条」を「第六十条の三第二項の規定又は第七十三条若しくは第七十八条第二項」に、「又は同法を「若しくは同法」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「及び第七十八条」を「又は第七十八条第二項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

「第二十三条第二項中「次の各号」を「次に掲げる要件」に改め、同項に次の一号を加える。

「第二十三条规定は、適用しない」に改める。

二 新商工会が第七条第二項の規定により市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする場合にあつては、その合併により新商工会の事業が合併前の商工会の事業に比して著しく効率的なものとなること。

第五十二条の二第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第二十四条」を「第二十三条第三項及び第二十四条」に改め、同項を同条第五項とする。

第五十二条の四第二項中「銀行」を「金融機関」に改める。

第五十五条の十五中「第二十二条」の下に「第二十三条第一項及び第二項（第五号を除く。）並びに第二十四条」を加える。

第五十八条第四項中「第二十三条第一項」の下に「及び第三項並びに」を、「準用する第二十一条第二項」の下に「（第五号を除く。）及び」を加える。

附 則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中商工会議所法第七条第二項の改正規定及び別表を削る改正規定は、平成十七年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)  
第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 理 由

近年の市町村合併による地方自治体の再編の進展等にかんがみ、商工会議所及び商工会が商工業の実態に即して迅速かつ適切にそれぞれその組織

の再編を図ることができるようにするため、商工会議所の合併に関する規定の整備を行うとともに、商工会議所及び商工会の地区の特例を拡大する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 商工会議所法及び商工会法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

## 一 議案の目的及び要旨

本案は、市町村合併の動きが加速する中で、各地域において中小企業の支援等を行っている

商工会議所及び商工会が、商工業の実態に即して組織を円滑に再編できるように、商工会議所

第五十五条の十五中「第二十二条」の下に「第二十三条第一項及び第二項（第五号を除く。）並びに第二十四条」を加える。

第五十八条第四項中「第二十三条第一項」の下に「及び第三項並びに」を、「準用する第二十

三条第二項」の下に「（第五号を除く。）及び」を加える。

第五十二条の四第二項中「銀行」を「金融機関」に改める。

第五十五条の十五中「第二十二条」の下に「第二十三条第一項及び第二項（第五号を除く。）並びに第二十四条」を加える。

第五十八条第四項中「第二十三条第一項」の下に「及び第三項並びに」を、「準用する第二十

一条第二項」の下に「（第五号を除く。）及び」を加える。

附 則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中商工会議所法第七条第二項の改正規定及び別表を削る改正規定は、平成十七年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)  
第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

化  
化

商工会議所が所在する市町村の人口規模別に六段階に定められた該当基準を全国一律のものに変更し、制度を簡素化する」

と。

## 2 商工会法の一部改正

平成十三年の商工会法改正において未整備となつていた商工会同士の市町村内的一部地域での合併や、飛び地となる合併等が行えるよう、地区の特例の範囲を拡大すること。

市町村合併の進展に伴い、同一市町村内に商工会議所と商工会が併存する事例の増加が予想されることから、商工会議所と商工会の組織の今後のあり方について、合併のメリット・デメリットを含め当事者の自主的な議論が積み重ねられるべきであるが、政府としてもこうした当事者間の議論や地域の商工業者のニーズを踏まえつつ、所要の検討を行うこと。

3 施行期日  
この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、商工会議所及び商工会が商工業の実態に即して迅速かつ適切にそれぞれその組織の再編を図るために措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十六年三月三十一日  
経済産業委員長代理 理事 塩谷 立  
衆議院議長 河野 洋平殿  
（別紙）

付

商工会議所同士が合併する際の手続規定の創設や、合併によって存続する商工会議所又は設立される商工会議所が、消滅する

商工会議所の権利義務を包括的に承継できる制度を創設すること。

（二）地区に関する規定の見直し  
商工会議所同士の市内の一部地域での合併や、飛び地となる合併等が行えるよう

に、地区の特例の範囲を拡大すること。  
（三）特定商工業者の該当基準の明確化、簡素化  
商工会議所が所在する市町村の人口規模別に六段階に定められた該当基準を全国一律のものに変更し、制度を簡素化する」

団体の地区が異なることとなる場合には、行政と商工団体との一体的な活動に支障が生ずることのないよう、法の運用に当たつて配慮するとともに、行政側・商工団体側に一層の連携に向けての努力を求めるこ

と。商工団体との一体的な活動に支障が生ずることのないよう、法の運用に当たつて配慮するとともに、行政側・商工団体側に一層の連携に向けての努力を求めるこ

## 四 多様化・複雑化した中小企業対策の内容を零細企業者まで浸透させるとともに、中小企業者に最適な政策メニューを示す総合アドバイザーとしての役割を商工会議所・商工会が果たすよう努めること。また、多様化する施策ニーズへ対応するために、経営指導員等の資質向上に向けた人材育成のための施策を充実させること。

五 商工会議所法及び商工会法に基づく公益性、中立性の原則から逸脱することのないよう適切に指導すること。

政府は、地域の総合的な経済団体として商工会議所及び商工会が重要な役割を果たしていることからかんがみ、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。  
一 商工団体（商工会議所・商工会）が地域の実状に応じて合併を行つた結果、行政の区域と商工